

ヒポクラテスに伝えてほしい

あなたとの約束は守れない
まことに申しわけない 陸軍軍医団

条約変遷分析の抜粋 目次三〇〜四八の部分

抜粋の説明… 著者の尾立は、収集したデータ（史料等）が膨大な量となったため、整理しながら『ヒポクラテスに伝えてほしい』という名のファイルに収録していきまし。平成二十年の秋、作家の上坂冬子さんにトリアージュの歴史を説明し、その執筆と出版をお願いする機会を得ましたが、上坂さんからは、ジュネーヴ条約違反のようなテーマを扱うのは怖い、火傷を負いたくないと、断られました。

そのため、止むを得ず尾立は自分で発表していくことにしました。『ヒポクラテスに伝えてほしい』を点検しながら修正する作業は平成二十一年春まで継続しました。それ以降、『ヒポクラテスに伝えてほしい』そのものは取材メモとして位置付け、新しい発見や解釈の変化があっても内容を追加したり、修正したりすることは止めました。そして、トリアージュの歴史をテーマとした陸戦研究用の原稿（平成二十三年・不採用）、歴史群像用の原稿（平成二十二年）、軍事史学会用の原稿（平成二十五年）などを作り始めました。

しかし、公表記事の読者から、条約変遷の詳細な分析を知りたいとの問い合わせがあったので、取材メモの該当部分を抜粋して公開することにしました。本抜粋を利用するときは、右に記したように、平成二十一年春以降は、修正作業をしていないことに注意してください。

例えば、オランダ代表のメレーマ (MELLEMA 海軍軍医大尉) は、大佐の間違 (Captain は、陸軍では大尉、海軍では大佐) であり、後の公表記事では大佐と修正しています。なお、抜粋にあたり、一部個人名は〇〇などで伏せました。

その他の資料は「[廃兵院武器庫](#)」をチェックしてください。

目次（リンク）

- 一 東千歳
- 二 情報の壁
- 三 フランス軍医ラレイ
- 四 トリアージと赤十字条約
- 五 ナポレオンのエジプト遠征
- 六 トリアージの種類
- 七 トリアージの成立条件（統率）
- 八 トリアージの成立条件（合理）
- 九 トリアージの成立条件（情報）
- 一〇 トリアージの成立条件（危機）
- 一一 無差別トリアージの成立条件
- 一二 トリアージの思考実験
- 一三 軍隊にとってトリアージとは何なのか
- 一四 陸上自衛隊のトリアージ教育

- 一五 全員を救え
- 一六 個人及び指揮官の責任
- 一七 トリアージは指揮官の責任
- 一八 期待治療群と死亡群
- 一九 日露戦争のトリアージ
- 二〇 日本陸軍のトリアージ
- 二一 満州事変の時のトリアージ
- 二二 玉砕の時のトリアージ
- 二三 空襲に備えた民間のトリアージ
- 二四 陸自のトリアージ第一期以前(昭二九年以前)
- 二五 陸自のトリアージ第一期(昭和三〇～三二)
- 二六 陸自のトリアージ第二期(昭和三二～四四)
- 二七 陸自のトリアージ第三期(昭和三三～四五)
- 二八 陸自のトリアージ第四期(昭和三五～平成一六)
- 二九 陸自のトリアージ第五期(平成一七～)
- 三〇 ピクテって、だれ？
- 三一 一八六四年赤十字条約第六条
- 三二 一九〇六年第二回赤十字条約第一条
- 三三 一九二九年第三回赤十字条約第一条
- 三四 一九二九年俘虜の待遇に関する条約
- 三五 一九三八年ロンドン改訂案
- 三六 一九四七年専門家改定案
- 三七 一九四八年ストックホルム草案
- 三八 一九四八年ジュネーブ宣言と世界人権宣言
- 三九 一九四九年ジュネーブ条約草案審議(第一条約)
- 四〇 一九四九年ジュネーブ条約草案審議(第二条約～第四条約)
- 四一 一九四九年ジュネーブ条約草案審議(第一条約の解説)
- 四二 一九五〇年アナリシス発行(赤十字国際委員会)
- 四三 一九五二年ジュネーブ条約解説(一)
- 四四 一九五五年赤十字の諸原則(ピクテ)
- 四五 一九六五年赤十字の基本原則宣言
- 四六 一九七四年追加議定書草案審議開始
- 四七 一九七九年赤十字の基本原則(ピクテ)
- 四八 一九八三年国際人道法の発展と諸原則(ピクテ)
- 四九 ヒボクラテスの誓

あとがき

付録の説明

さらに必要な史料研究および仮説の検証

年表

謝辞

主要参考文献

文末脚注

三〇〇 ピクテって、だれ？

二〇〇七年（平成一九年）三月下旬、航空自衛隊目黒基地医務室医官として勤務するため、尾立は衛生学校教育部から、陸上自衛隊幹部学校総務部に異動した。

新しい仕事に慣れてひと段落すると、早速、戦史の教官や、法務の教官から、自分が抱えているテーマについて（正確にいえば、陸上自衛隊が抱えている組織的問題であるが）、専門的な助言を得ることができるようになった。

治療の優先度の問題について、法務教官の佐藤〇〇〇に話したとき、佐藤の口から「比例原則」とか「ピクテの書いた赤十字の諸原則」といった言葉が、ポンポンと飛び出てきた。

しかし尾立にとっては、初めて聞く言葉であった。

「ピクテって、誰のこと？」、「比例原則って、何？」

まさか、ジュネーヴ条約を少し詳しく勉強した者であれば、きわめて常識的なことを、陸上自衛隊の衛生学校で教官、しかも教室長を務めていた人間が、まったく知らないとは、佐藤には想像することすらできないことであるから、佐藤は、そのまま説明を続けた。

尾立は、取りあえず「ハイ」、「ハイ」と納得した振りをして、後で、ピクテとか比例原則とかについて調べることにした。

尾立は、トリアージが民主主義に反するということを理解したときに、井上忠男の「戦争と救済の文明史」を読み、平成一九年度の衛生学校看護師技術課程などに対しては、その本を入校前に読んでおくように予習指示を出していた。その本の中にも、ピクテは登場する。

それなのに、ピクテの名前に反応できなかったのは、赤十字は個人の業績をアピールすることを嫌う傾向が強く、それはスイス人の謙虚な姿勢を反映しているのかもしれないが、井上が、ピクテを聖人のように祭り上げるような書き方をしていないので、印象が薄かったためである。

そして、いろいろと調べているうちに、なぜ、こんなことを自分が知らないのかに驚いた。それは、衛生学校での講義を真面目に受講しなかったから知らないのではない。そもそも、そういうことを教える教育が無かったのである。

すぐに、理由は明らかとなった。

かつて、敵国語であるという理由で英語を排除した大日本帝国の小国民と同じ態度を、陸上自衛隊創隊期の元軍医らはジュネーヴ条約に対してとったのである。衛生学校におけるジュネーヴ条約の教育は、衛生科でない他職種と同じ時間しか行なつてこなかったのである。本来ならば、他職種の何倍もの時間を、ジュネーヴ条約の教育に充てるべきなのに。

「これから「治療における無差別」についての記述が、赤十字条約の中でどのように変化してきたか、またピクテが、それをどのように解説してきたかを示す。

その目的は二つある。ひとつは、「治療における無差別」が赤十字精神において、いかに核心的重要性を持つテーマであると認識されてきたのかを説明することであり、二つ目は、「治療における無差別」に関してピクテの加えた説明が、いかに根本的な間違いを犯していたかを指摘することである。ピクテの間違った説明は、赤十字精神の土台を揺るがして来たといっても過言ではないだろう。そして三つ目は、なぜピクテはそのような間違いを犯したのか、その原因を探ることである。

もちろん、ピクテの論理が間違っていることを指摘するのは本書が初めてではない。NATO教書初版は、まさにピクテの説明を利用してジュネーヴ条約の規制を潜り抜けようとする態度を示すことで、ピクテの論理が間違っていることを指摘したのであるから。戦場倫理の研究者ならば、誰でも気づいてきたことである。赤十字条約について素人同然である尾立が、ピクテの著作を初めて読んで、すぐに気づいたぐらいである。それでもピクテが、この間違いに何十年と気づいていない、いや、何かおかしいと悩んでいた様子がうかがえるが、何がおかしいのかを明確にできていないのに説明を詳しくしていったので、その論理は、まるで、もがけばもがくほど深みに落ちていくアリ地獄のような様子を呈している。したがって、それを本書が指摘することには意味があるだろう。

そして、ピクテがそのような間違いを犯した理由を、史料分析により解明し紹介するのは、おそらく本書が初めてであろう。

さて、一九四九年のジュネーヴ条約の正文は、英語とフランス語である。ロシア語とスペイン語については公的な訳文が用意されている。一九七七年の追加議定書は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語が正文となっている。

また、日本語への翻訳は、一九四九年の条約については防衛庁による和訳が、一九七七年の追加議定書については外務省による和訳が、事実上の公的なものであるが、本書では、特に条約改訂による記述の変化を分析対象とする条項については、英語正文を文法的、機械的に直訳した、いわゆる逐語訳を用意する。

逐語訳を作成する理由は、二つある。ひとつは英語正文における文言の微妙な変化を、なるべく忠実に日本語訳にも反映させたいからである。二つ目の理由は、公的な訳が、わかりやすさを重視した意識であるため、訳者が微妙な言い回しを丸めている部分が認められるからである。

たとえば、一九四九年の第一条約第一二条第二項にある「without any adverse distinction」という記述は、防衛庁訳では、「不利な差別をしないで」と訳したり、単に「差別をしないで」と訳したり、不統一となっている。外務省訳では統一されているが、すべて「不利な差別をすることなく(受けることなく)」としており、こちらも「adverse」の訳として、十分にそのニュアンスを伝えていたとは言えない。

一九四九年の条約草案では「without any distinction (いかなる差別も無く)」と記述されていたが、無差別表現が厳しすぎるため、「without any adverse distinction (いかなる敵対的な差別も無く)」とすることが審議中に提案され、その提案は無差別禁止を緩めるのではないかと警戒されながらも、結果的には「adverse」を付けることが決まったという経緯がある。「adverse」が付くことによる効果の、公的な和訳への反映は不十分である。

「adverse」には、「敵意のある、敵対的な、逆の、反対の、有害な、不利な」といった意味がある。「adverse」を巡る議論は、ピクテが比例原則を思いつく契機となつた議論であると考えられる。公的な和訳は「不利な」を当てているが、条約中に頻出する「adversary」が「敵(敵国)」の意味で用いられているので、「adverse」も「敵意のある、敵対的」の意味が本来強かつたのではないだろうか。この条項のルーツは、敵味方の区別なく治療することであるから、赤十字精神の出発点を考慮するならば、「いかなる敵対的な差別もしてはいけない」と解釈すべき部分のように思える。確かに、審議の過程で、「不利な」という意味合いが強まっていったのではあるが。

防衛庁及び外務省が「不利な」という訳語を当てたのは、ピクテの比例原則が訳者に影響を与えたのかもしれない。負傷者に有利な差別まで禁止するものではないといった考え方や議論が、比例原則を生み出したからである。比例原則を念頭に置くと「不利な」という意味で解釈することになる。確かに「不利な」と訳す方が、味方同士の間であっても差別は禁止であるということになり、適用に広がりを生じるが、逆に、出発点にあつた意味は薄れてしまう。英語の「adverse」は、両方の意味を持つので便利なのではあるが、和訳は、「敵対的な」と「不利な」とでは、かなり意味が異なるので注意が必要である。

1)の「without any adverse distinction」という表現は、一九七七年の追加議定書の草案にも継承され、多くはそのままの表現で残ったが(全部で九箇所)、審議を経て、「There shall be no distinction among them founded on any grounds other than ()を除

き、どのような理由によっても、いかなる差別もあつてはならない」と、無差別表現が強化された部分もある。それは一九七七年第一追加議定書の第一〇条と第二追加議定書の第七条であり、トリアージ禁止条項である。外務省訳は、「〴〵以外のいかなる理由によっても、これらの者の間に差別を設けてはならない」と理解しやすい訳になっている。

「without any adverse distinction」が、「without any distinction」に近い表現である「no distinction」に変わることで、無差別の絶対性が強化されたと解釈するのが普通であろうが、この外務省訳でも、「no distinction」、「any grounds」と同じような禁止の意味が、重ねて繰り返されることによる英語正文のニュアンスは、「いかなる理由によっても」の一言に集約されていることがわかる。「いかなる理由によっても、いかなる差別もあつてはならない」などと英語を直訳すると、日本語としては回りくどく、不自然になる。

しかし本書では、こうした英語正文における微妙な言い回しの変化を追っていくため、多少回りくどい訳となるが、一九四九年の防衛庁訳と一九七七年の外務省訳を参照しながら直訳を作成し、説明に使用する。受動態は受動態のまま訳した。本書専用の訳なので注意していただきたい。

また、比較検討の対象としない条項については、政府訳をそのまま、あるいは一部を改訳したものを示すが、第二次世界大戦以前のもものは、政府訳ではない現代風の訳を用意した。「(編集メモ)：変化を比較するために逐語直訳とした条項については、今後も見直しを続ける予定である」

なお本書では、一八六四年の第一回赤十字条約から一九二九年の第三回赤十字条約、およびその一九三八年ロンドン改訂案までを赤十字条約と呼び、その間に加えられた条文の変更には「改訂」の字を当て、条約の枠組みそのものが大きく変化した一九四九年の四つのジュネーヴ諸条約の作成過程には、「改定」の字を当てて、条約をジュネーヴ条約と呼ぶこととした。別に、一般的な呼称区分ではないし、便宜上、そのルールを適用しなかった部分も少なくない。

三一 一八六四年赤十字条約第六条

一八六四年(元治元年)、最初の赤十字条約(ジュネーヴ条約)は、「軍隊出陣中負傷者ノ状態改良ノ件ニ関スル條約」とか、ドイツ語風に「ゲンプ盟約(die Genf Konvention)」とか、色々な名で呼ばれたようだが、明治政府が条約の批准を進める段階では「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル條約」と呼ばれ、一九〇

六年（明治三十九年）の改訂で第二回赤十字条約が成立した後は、「第一回萬國赤十字條約」と通称されるようになったようである。

第一回赤十字条約（全十条）に関しては、第一条約と第六条約の二つを示せば十分であろう。最も大事なものが第一条約に置かれる傾向がある。

たとえば、大日本帝国憲法と日本国憲法の第一条を比較すれば、敗戦後の改憲の中で、当時の日本人が、民主主義の導入よりも天皇制の存続を重視したことが、よくわかるものである。日本国とは如何なる国なのかを示すのが第一条の役割であるから、近年の憲法改正案の中には、日本が自由主義や民主主義を信奉する国家であることを示す記述を第一条に置いているものもある。

最初の赤十字条約は、民間の救護組織が戦場に立ち入ることについて、各国軍隊の了解を得ることが主要な目的とされたので、中立の規定が第一条に置かれた。

Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded in Armies in the Field. Geneva, 22 August 1864.

戦地軍隊における傷者の状態改善に関する一八六四年のジュネーヴ条約

1864G1-Article 1.

Ambulances and military hospitals shall be recognized as neutral, and as such, protected and respected by the belligerents as long as they accommodate wounded and sick.

② Neutrality shall end if the said ambulances or hospitals should be held by a military force.

第一回赤十字条約の第一条

戦地の移動病院と陸軍病院は、中立とすべきであり、そして中立であるがゆえに、傷者と病者の世話をする限り、交戦国双方から保護され、その活動が妨害されないように尊重されるべきである。

② もし、その移動病院または陸軍病院が、一方の兵力によって占有されている場合は、この中立性を失うものとする。

第一条第一項は、たまたま、味方の負傷兵しか收容していない時でも、この中立性は保たれることを保証している。第一回赤十字条約では、各国軍隊に、戦場における救護活動を容認してもらうことに大きな関心が向けられていた。そのため、赤十字活動が中立であることを大きくアピールしたのである。その後、中立でない施設内に收容された場合でも、人道的に扱われることこそが赤十字条約の重要な本質であると認識され、中立よりも無差別が重視されることになる。

第一条第二項は、もし敵負傷兵に対する收容の拒否や、差別的な治療が行われた場合、中立性を失うと警告している。この敵味方の差別に対する警告が、より明確に

示されているのは第六条である。そのため第六条が、第二回赤十字条約では第一条に置かれることになる。

1864G1-Article 6.

Wounded or sick combatants, **to whatever nation they may belong**, shall be collected and cared for.

② Commanders-in-Chief may hand over immediately to the enemy outposts enemy combatants wounded during an engagement, when circumstances allow and subject to the agreement of both parties.

③ Those who, after their recovery, are recognized as being unfit for further service, shall be repatriated.

④ The others may likewise be sent back, on condition that they shall not again, for the duration of hostilities, take up arms.

⑤ Evacuation parties, and the personnel conducting them, shall be considered as being absolutely neutral.

第一回赤十字条約の第六条

傷者または病者である戦闘員は、**いかなる国に属する者であつても (to whatever nation they may belong)**、收容され看護されなければならぬ。

② 総指揮官は、事情がそれを許し、かつ交戦双方の同意に基づくものであるときは、交戦間に負傷した敵戦闘員を、直ちに敵軍前哨に引き渡してもよい。

③ 回復後、なお役務に不適格であると認められた者は、本国へ送還されなければならぬ。

④ 前項以外の者でも、戦争が継続している間は再び武器をとらないことを条件とする場合、前項の者と同様に、本国へ送還されてもよい。

⑤ 本国送還のために戦場から立ち退く集団およびその引率者は、絶対的に中立であると認められなければならない。

第六条第一項は、中立確保を求めた条項である第一条より明確に、無差別を打ち出している。この無差別条項こそ、一九四九年のジュネーヴ第一条約第一二条の直接的なルーツである。

なお第六条第三項は、治療後も身体障害が残り、兵士として、また捕虜としての役務にも堪えない者は、それぞれの本国に送還しなければならないと規定している。

三三二 一九〇六年第二回赤十字条約第一条

第一回赤十字条約の後、南北戦争終結（一八六五）、普墺戦争（一八六六）、普仏戦争（一八七二）、日清戦争（一八九四）、米西戦争（一八九八）、日露戦争（一九〇四）などが続いた。

また一八六八年には、サンクト・ペテルスブルグ宣言がなされ、必要以上に傷者を苦しめる非人道的な武器使用を制限する国際条約を整備する動きが始まった。

こうした中で、一九〇六年（明治三九年）に、第二回赤十字条約（全三三条）が成立した。赤十字条約は、武器使用を制限する人道法（いわゆるハーグ系）との差別化を図るため、人間の扱いを規定することを指向するように変化した。武器はハーグ系、人間はジュネーヴ系という住み分けである。施設や活動の中立性を求めることよりも、戦地傷病者の人間的な扱いを求めることこそ、赤十字条約の最も重要な役割であると認識されるようになった。

そこで、条約の第一条に置かれるものが変化した。第一回赤十字条約の第六条第二項が、第二回赤十字条約の第一条第一項となり、第一回赤十字条約の第六条第二項以降は、別の条項となった。第二回赤十字条約の第一条第二項は、新たに追加されたものである。また、第一回赤十字条約の第一条第一項と第二項は、第二回赤十字条約の第六条と第七条になった。無差別条項が第一条となることにより、新しい第六条などの中立条項にも表現の変化が生じているが、今後の検討には不要なので、ここでは、第二回赤十字条約の第一条のみを示す。

Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armies in the Field. Geneva, 6 July 1906.

戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関する一九〇六年のジュネーヴ条約

CHAPTER I - THE SICK AND WOUNDED

第一章 傷者および病者

1906G1-Article 1.

Officers, soldiers, and other persons officially attached to armies, who are sick or wounded, shall be respected and cared for, **without distinction of nationality**, by the belligerent in whose power they are.

Ⓝ A belligerent, however, when compelled to leave his wounded in the hands of his adversary, shall leave with them, so far as military conditions permit, a portion of the personnel and 'matériel' of his sanitary service to assist in caring for them.

第二回赤十字条約の第一条

将校、兵士、そのほか、軍隊の正規所属の人員であつて、疾病に罹患し、あるいは負傷した者は、彼らを権力内に保つ交戦者によつて、**国籍による差別を受けることなく (without distinction of nationality)**、尊重され、看護を受けられるべきである。

② しかし交戦者は、止むを得ない事情で敵側に傷者を残さざるを得なくなった場合も、軍事上の状況が許す限り、傷者の看護を補助するための衛生科隊員と衛生資材を、傷者とともに残すべきである。

第一条第二項の「しかし (however)」とは、「第一項によれば、傷病者は敵味方の区別なく扱われるので、部隊が後退する時に、傷病者のみを残しても、何ら人道倫理上の問題はないはずであるが、しかし (言語・風習の違い、衛生資材の不足などの現実的問題もあるので)」という意味合いを持つている。敵でも味方でもなくなった傷病者を押し付け合うような事態の発生を予防しようとしているのである。この「しかし」は、将来、一九四九年の条約審議のとき、ある理由で削除されることになるので、「しかし」が何を意味していたのか、記憶に留めておいていただきたい。

この最初の改訂により、赤十字精神の最も重要な支柱は「無差別」であることが確立した。この「無差別」は、神の前の絶対的な平等を意味する無差別である。民主主義では、生命など基本的な人権に対して、この絶対的な平等が求められる。つまり、「無差別」か「差別」か、「全か無 (all or nothing)」の世界であり、差別について、不利な差別とか、有利な差別とかいった区別は、まったく意味がないのである。生きるという基本的な人権を、平等に扱うか、差別するか、どちらかだけが問題となるのである。

一七六二年の「社会契約論」の中でルソーは、次のように述べている。

War is in no way a relationship of man with man but a relationship between States, in which individuals are enemies only by accident; not as men, nor even as citizens, but as soldiers (...). Since the object of war is to destroy the enemy State, it is legitimate to kill the latter's defenders as long as they are carrying arms; but as soon as they lay them down and surrender, they cease to be enemies or agents of the enemy, and again become mere men, and it is no longer legitimate to take their lives.

「戦争は人間と人間の関係ではなく、国家と国家の関係であり、個人は偶発的に敵になつたに過ぎず、人間とか市民としてではなく、兵士として敵になつたのであり、国家の一員としてではなく、国家の防衛者として敵になつたにすぎない。・・・(略)・・・戦争の目的は敵対する国家の破壊であるから、他方の側は敵が武器を保持している限り、その防衛者を殺す権利を持つが、武器を捨て降伏するやいなや、彼らは敵であることや敵の道具であることを止めたのであり、誰もその命を奪う権利のない単なる一人の人間に戻るのである (井上忠男訳)」

これは、国際人道法のエッセンスとして、「人道的とは何か」を説明する出発点にある考え方として赤十字国際委員会が紹介しているものである。「国籍による差別を受けることなく (without distinction of nationality)」という表現は、九〇年後、第二

次世界大戦を機に、多くの具体的差別基準を列挙し、いかなる属性によっても人間を差別しないという表現へ変化していくことになるが、逆に言うと、それまでの約九十年間、国籍によって差別をしないことだけが示されてきたのである。

これは国籍だけが差別禁止基準であったということではない。あらゆる差別基準が否定されるべきなのであるが、一つの具体例として九〇年間示され続けるほど、国籍で差別をしないことが重要であったことを意味しているのだ。

したがって、「without any adverse distinction」を「不利な差別と訳すのではなく、いかなる敵対的な差別もしないで」と訳すべきだと考えられるのである。この「adverse」を「不利な」と解釈したところから比例原則という考え方が生まれる。

もちろん、一九四九年の条約審議中から、不利な差別、有利な差別という考え方が生じているので、防衛庁訳が間違っているという訳ではない。基本的人権に関しては、不利な差別、有利な差別という考え方そのものが間違っているのである。詳しくは、少しずつ説明していく。

日本陸軍は、一九〇八年（明治四十一年）、一般兵士用の「赤十字条約解釋」を改訂した。条約の改訂を追う解釈書の改訂は、これが最後のようである。「**（編集メモ）後で確認する**」

三三 一九二九年第三回赤十字条約第一条

第二回赤十字条約の後に起こった大きな戦争は、第一次世界大戦（一九一四〜一九一八）である。国際連盟が発足し、パリ不戦条約が結ばれ、一九二九年に第三回赤十字条約が成立する。この第三回赤十字条約で、対象は戦地傷病者から捕虜へ拡大され、二つの条約が用意された。

日本は、「戦地軍隊に於ける傷者及病者の状態改善に関する一九二九年の條約」に、「調印」（Signature）、批准した（Ratification / Accession）。しかし、「俘虜ノ待遇に関する一九二九年の條約」に対しては、署名のみで批准しなかった。通常、第三回赤十字条約とは前者のみを意味し、後者は一九二九年捕虜条約と呼ばれるようである。また後者との区分を明示するため、前者を戦地傷病者条約と称することもある。つまり、第一回赤十字条約の直系である第二回赤十字条約、第三回赤十字条約、一九四九年のジュネーヴ第一条約が戦地傷病者条約ということになる。

捕虜に関する扱いは、当初、ハーグ陸戦協定の中で始まり、一九二九年の捕虜条約を経て、一九四九年ジュネーヴ諸条約の第三条約へと繋がる。もともと、第二回赤十字条約の第二条において、敵傷病兵は、戦地傷病者としての治療に関する規則を除

いて、捕虜としての扱いを受けることが規定されており、捕虜の待遇が赤十字条約の中に移ってくることは、ハーグ系とジュネーヴ系の差別化という意味でも自然な変化である。

最初に、第三回赤十字条約（全三九条）の第一条を紹介する。

Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armies in the Field. Geneva, 27 July 1929.

戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関する一九二九年のジュネーヴ条約

CHAPTER I - WOUNDED AND SICK

第一章 傷者及び病者

1929G1-Article 1.

Officers and soldiers and other persons officially attached to the armed forces who are wounded or sick shall be respected and protected in all circumstances; they shall be treated with humanity and cared for medically, **without distinction of nationality**, by the belligerent in whose power they may be.

② Nevertheless, the belligerent who is compelled to abandon wounded or sick to the enemy, shall, as far as military exigencies permit, leave with them a portion of his medical personnel and material to help with their treatment.

第三回赤十字条約の第一条

将校、兵士、そのほか、軍隊の正規所属の人員であって、負傷し、あるいは疾病に罹患した者は、いかなる場合においても尊重され、保護されるべきである。彼らは、彼らを権力内に保ち得る交戦者によって、**国籍による差別を受けることなく (without distinction of nationality)**、人道的に扱われ、医学的に必要な治療を受けられるべきである。

② しかし交戦者は、止むを得ない事情で敵側に傷病者を遺棄せざるを得なくなった場合も、軍事上の状況が許す限り、傷病者の治療を補助するための衛生科隊員と衛生資材を、傷病者とともに残すべきである。

戦地の傷病者を看護する責任は、「傷者を権力内に保つ交戦者 (by the belligerent in whose power they are)」から、「傷病者を権力内に保ち得る交戦者 (by the belligerent in whose power they may be)」へと拡大された。

つまり、目の前で倒れ苦しむ敵兵を見ても放置し、未だ彼らを掌握していないので管理責任は無いと主張するような言い訳を封じたのである。

また、第三回赤十字条約では、「humanity (humanely, humanitarian)」という言葉が、第一条と第二四条に出現する。この語が最初に出現するのは、第一回赤十字条約の第五条であるが、第二回赤十字条約の条文には無く、一九四九年の条約では、あら（こ）ちらに多く出現する。

これは、人道的とはどういうことを指すのか、その概念が、特に第二次世界大戦以降に発達したことを意味している。その発達の主導者がピクテである。

赤十字条約の述べる人道とは何か、近代的戦争法の基本概念を明確に説明したものととして評価されているルソーの説明に拠れば、人道的であるということは無差別であることを意味する。赤十字条約の述べる人道とは、神の前の人道である。神の前では、皆平等であるから、神が人間を扱うときの無差別が人道の本質であり、差別することは非人道的であるということになる。もっとわかりやすく説明しよう。

人道の反対が畜生道ということだろう。「人でなしの道」である。「人でなし」とは、とんでもない罪を犯すもの、その最悪は人殺しだろう。人殺しは違法であるが、それを合法化して人殺しをする集団がある。つまり、軍隊である。軍人は、敵味方の区別をして、敵を殺す。相手がどのような罪を犯したかは関係ない。敵という理由だけで殺すのである。敵という理由だけで相手を殺せない者には、軍人は務まらない。そもそも敵味方の識別が無ければ、軍隊の存在価値も無い。人道とは、そのような区別をしないことを意味する。敵味方の区別をしないで、ひとりの人間としてのみ扱うならば、もはや理由もなく殺したり危害を加えたりすることはできない。敵味方の区別をしないこと、すなわち無差別が、赤十字条約の述べる人道の本質である。

「このように軍人という職業は、普通の人が嫌がる汚い仕事を引き受けるわけだから、立派な仕事ではあるうが、決して名誉ある誇り高い仕事ではない。まさしく「兵は凶器なり（山田顕義、明治六年）」という認識が、基本的な民主主義的軍隊観なのであるう。そういったことを黙って、軍人が名誉と高い地位を得たように錯覚しやすい環境や徴兵制度を国が用意するのは、そうでもしなければ担い手を確保できないからであろう。

世の中には、軍人の原罪とも呼べるものを知っている軍隊と、それを無視する軍隊とがある。原罪を見ないで、恥だけを教えた軍隊が何をするかは、昭和の日本軍のしたことを見ればわかることである。恥を隠すため、限りなく罪を大きく、深くしていったのである。

家族にカソリック教徒が多く、死後洗礼を受けた吉田茂が、昭和三二年、防衛大生学校一期生の卒業に際し述べた言葉は、この軍人の原罪を自覚し、覚悟して任務に就けと求めているのである。

「君達は自衛隊在職中、決して国民から感謝されたり、歓迎されることなく自衛隊を終わるかも知れない。きつと非難とか誹ぼうばかりの一生かもしれない。御苦労なことだと思う。しかし、自衛隊が国民から歓迎され、ちやほやされる事態とは、外国から攻撃されて国家存亡の時とか、災害派遣の時とか、国民が困窮し国家が混乱に直面しているときだけなのだ。言葉を換えれば君達が日陰者であるときのほうが、国民や日本は幸せなのだ。どうか、堪えて貰いたい。一生御苦労なことだと思うが、国

家のために忍び堪え頑張つて貰いたい。自衛隊の将来は君達の双肩にかかっている。しつかり頼むよ」

「これは、単に、日本国憲法で軍隊の保有が認められているか、認められていないかといった問題よりも、もつと深いところにある倫理的問題であり、世界中の軍隊に共通する問題であるから、改憲により軍隊の保有が明記されたならば、自衛隊も晴れて表舞台に立てるといった考えは、浅薄であろうと思われる。」

江戸時代の身分制度で言えば、「農工商」が人間として正当な職業であり、「士」が非人道的な職業なのである。その「士」に、どんなに過酷な戦場においても絶対に守れと要求する最低限の「人間らしさ」が、赤十字精神ということになる。

しかしこうした説明で、日本の自衛官が社会人として自信を喪失するようではない。軍人の本来の仕事は実に汚いということを、軍人の原罪として自覚することは重要な意味を持つている。日本人にはキリスト教徒は少ないが、自衛官はこうした原罪を自覚することにより、キリスト教的な世界観を理解できるようになるからである。キリスト教徒でない日本人の多くが、罪という意識を持つていない中で、原罪意識を持ち、罪を問いつける自衛官は数少ない貴重な存在なのである。

原罪意識が欠落すると、大正期の日本陸軍のように、赤十字精神を戦士が具えるべき資質であると理解しないで、「婦女子の愛」と蔑むことになる。以上の説明は、罪の存在を認めることで、初めて罪悪感を克服できる（いや正確には、罪の存在を認めているわけだから克服ではなく、罪悪感と共存できる、罪を背負って生きて行ける）、という逆説的な話である。

そして、キリスト教的な世界観を理解できて初めて、赤十字精神とは何か、無差別を求める根拠となる人間観を理解できることになるのである。

赤十字国際委員会は、赤十字条約の普及を図るため、特にイスラム教徒を意識して、赤十字条約には、宗教的に偏った考え方は無いという姿勢を示し続けてきたが、日本人の目から見れば、明らかに一神教の世界観が濃厚に反映されている。日本人には、イスラム教よりはキリスト教の方が、歴史的に馴染みがあるので、赤十字条約は、キリスト教の考え方に基づいて解釈するのがよいだろう。

交戦国の一つが条約非加盟国である場合の戦争では、条約が一切適用されないという総加入条項（第二回赤十字条約第二四条など）は、この第三回赤十字条約で廃止された。これは、何を意味するのか。

「だれかがあなたの右の頬を打つなら、左の頬をも向けなさい」ということだ。そこまでして条約を守りなさい、という宗教的な強い要求なのである。これは、キリスト教を理解しない日本人には、とても納得し難しい要求である。

「あなたがたも聞いているとおり、『目には目を、歯には歯を』と命じられている。しかし、わたしは言っておく。悪人に手向かってはならない。だれかがあなたの右の頬を打つなら、左の頬をも向けなさい。あなたを訴えて下着を取ろうとする者には、上着をも取らせなさい。誰かが、一ミリオン行くように強いるなら、一緒に二ミリオン行きなさい。求める者には与えなさい。あなたから借りようとする者に、背を向けてはならない。あなたがたも聞いているとおり、『隣人を愛し、敵を憎め』と命じられている。しかし、わたしは言っておく。敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい。あなたがたの天の父の子となるためである。父は悪人にも善人にも太陽を昇らせ、正しい者にも正しくない者にも雨を降らせてくださるからである。自分を愛してくれる人を愛したところで、あなたがたにどんな報いがあるうか。徴税人でも、同じことをしているではないか。自分の兄弟にだけ挨拶したところで、どんな優れたことをしたことになるうか。異邦人でさえ、同じことをしているではないか。だから、あなたがたの天の父が完全であられるように、あなたがたも完全な者となりなさい。(マタイによる福音書五章三八〜四八節)」

したがって、中国大陸で捕虜や居留民が残酷な扱いを受けたという理由で、自らも、残酷な対応をするように変化し、赤十字条約を守らなくなった日本という国は、欧州から見れば、キリスト教的な文明国ではないということになる。

明治以降、日本は近代化の努力を懸命に続け、日清戦争・日露戦争で、野蛮な国ではないことをアピールしたが、中国大陸での長年の戦いの中で、化けの皮が剥がれていったというであろう。

明治の日本人は立派で、昭和の日本人はダメになったというような見方があるが、それは違っただろう。明治期の日本人は、不平等条約に我慢し、納得のいかないキリスト教的価値観にもじっと耐えたのであり、昭和期の日本人は、もう我慢しなくなり、納得のできる伝統的価値観に従って行動しただけのことだろう。日本人の基本的な考え方は、変化していない。

第二次世界大戦で見せた日本軍の様々な行動が、評価された行動も、批判された行動も含めて、日本人の基本的な考え方に基づくものであるならば、将来も、同じような危機的状況下で、日本人は同様の行動パターンを繰り返す可能性が大きいと見るべきだろう。

逆に言えば、次の大きな世界戦争では、赤十字条約は、軍事的に台頭してくるであろう非キリスト教世界からの厳しい試練を受けることになるだろう。

さて、このように赤十字条約の背景に色濃くあるキリスト教というものを見据えるならば、赤十字条約の条文に生じた変化の背景にあるものも、キリスト教的に解釈することが可能になる。マタイ伝にある「だれかがあなたの右の頬を打つなら、左の頬をも向けなさい」の部分は、ルカ伝では次のようになっている。

「あなたの頬を打つ者には、もう一方の頬をも向けなさい。上着を奪い取る者には、下着をも拒んではならない。求める者には、だれにでも与えなさい。あなたの持ち物を奪う者から取り返そうとしてはならない。(ルカによる福音書六章二九〜三〇節)」

つまり、ルカ伝では非常に抽象的に記述されており、時代背景を考えなくても通用する内容になっている。一方のマタイ伝は、とても具体的な表現でわかりやすいのであるが、キリストが活動した当時のユダヤの風習や、ローマによるユダヤ支配についての知識がなければ、解釈は難しいという特色がある。

なぜ左の頬ではなく、先に右の頬が打たれるのか、一ミリオン行くことを強いるとは何のことなのか、キリスト教の解説はインターネット上にも多く、諸説あるので、本書では説明を省略するが、「敵を愛せ」というキリスト教の教えを理解できなかったことが、日本陸軍の赤十字条約に対する姿勢の大きな後退の原因のひとつであったに違いないと考えられる。そうであるならば、日本は、その原因を今も抱え続けていることに注意しなければならないだろう。

赤十字条約の最も重要な条項である無差別条項の記述は、一八六四年から一九二九年まで、大きな変化は無く、抽象的、ルカ的な記述であったが、一九四九年から具体的、マタイ的記述へと変化していく。それは理由のない変化ではない。一九二九年に条約の対象を捕虜に拡大したことによる影響が、一九四九年の条約(を準備した一九四七年)から現れ始めたのである。具体的な記述をしなければ、傷病者の待遇と捕虜の待遇とが混同される恐れが生じたためである。

逆に言うと、一九二九年以前の条約は国籍による差別しか禁止していなかったと解釈することは、完全に間違っている。ルカ的に、抽象的に記述していたのであるから、敵味方を分かť最も重要な関係である国籍のみを具体例として挙げたに過ぎず、絶対的な無差別ということにおいては、一八六四年の条約も、一九四九年の条約も、変わりないと考えべきなのである。赤十字精神の根本は、傷病者に対する絶対的な無差別であり、その大原則は、一神教徒の絶対神によって示されたものであるから、条約の中では一八六四年以来、まったく変化していないのである。その大原則を守るように、また守らせるように、環境の変化(戦争の変化)に適応して表現形式だけが変わり続けているにすぎない。

その表面的な変化に目を奪われて、根本にある大原則を犯すような解釈を加えることは、一神教的には、絶対神に対する冒瀆(ぼうとく)ということになるのだろう。それを赤十字国際委員会の理論的指導者であったピクテが最初に行なったと、本書は主張しているのである。

次に、戦地傷病者条約、特にその無差別条項に影響を与えた捕虜条約の条項を見ておく。

三四 一九二九年俘虜の待遇に関する条約

第一次世界大戦で大量の捕虜が発生し、捕虜に対する非人道的待遇が問題になったことを受け、一九二九年の赤十字条約は対象を負傷者から、捕虜へと拡大させた。日本は署名のみで批准しなかったが、署名時の仮訳「俘虜ノ待遇ニ關スル千九百二十九年七月二十七日のジュネーヴ條約（假譯）」を示す。戦地傷病者条約の無差別条項である第一条に相当するのは、第二条から第四条までである。戦地傷病者との待遇の違いに着目していただきたい。

Convention relative to the Treatment of Prisoners of War. Geneva, 27 July 1929.

捕虜の待遇に関する一九二九年のジュネーヴ条約

PART I - GENERAL PROVISIONS

第一編 總則

(第一條は、条約の適用対象を規定)

1929G3-Article 2.

Prisoners of war are in the power of the hostile Government, but not of the individuals or formation which captured them.

② They shall at all times be humanely treated and protected, particularly against acts of violence, from insults and from public curiosity.

③ Measures of reprisal against them are forbidden.

一九二九年捕虜条約の第二條

俘虜ハ敵國ノ權内ニ属シ之ヲ捕ヘタル個人又ハ部隊ノ權内ニ属スルコトナシ

② 俘虜ハ常ニ博愛ノ心ヲ以テ取扱ハルベク且暴行、侮辱及公衆ノ好奇心ニ對シテ特ニ保護セラルベシ俘虜ニ對スル報復手段ハ禁止ス

1929G3-Article 3.

Prisoners of war are entitled to respect for their persons and honour. **Women shall be treated with all consideration due to their sex.**

② Prisoners retain their full civil capacity.

一九二九年捕虜条約の第三條

俘虜ハ其ノ人格及名譽ヲ尊重セラルベキ權利ヲ有ス婦人ハ女性ニ對スル一切ノ斟酌ヲ以テ待遇セラルベシ「(現代語訳)：女子は、女性に対して扱うべきすべての考慮をもつて (with all consideration) 待遇されるものとする」

② 俘虜ハ其ノ私權ノ完全ナル享有能力ヲ保持ス

1929G3-Article 4.

The detaining Power is required to provide for the maintenance of prisoners of war in its charge.

② Differences of treatment between prisoners are permissible only if such differences are based on the military rank, the state of physical or mental health, the professional abilities, or the sex of those who benefit from them.

一九二九年捕虜条約の第四條

俘虜捕獲國ハ俘虜ヲ給養スルノ義務ヲ負フ

② 俘虜ノ待遇ノ差別ハ其ノ待遇ヲ受クル者ノ軍事的階級、肉體的又ハ精神的健康状態、職業的技能又ハ性ノ區別ニ基クニ非ザレバ不法トス〔現代語訳〕；（捕虜の待遇は平等とするのが原則であるが）捕虜の待遇の間に差別を設けることは、そのような差別が軍隊の階級や心身の健康状態、専門的識能、あるいは性別の違いに基づいて利益を与える場合のみに認められる〕

戦地傷病者と捕虜とで大きく異なる部分がある。捕虜条約の第三条には、女性優遇の条文が加えられている。この女性優遇の条文は、女性兵士の出現・増加の影響によるものだろう。子供や老人の優遇記述は無い。要するに、「女性を兵士として採用するのは認めるが、女性兵が負傷したときは優遇せよ。少年は兵士としての採用そのものを認めない。老人は……？ 老人の好きにさせなさい」といった感じであろう。この女性優遇条項は、捕虜条約内に留まっている限り、特に問題ではない。

また、捕虜条約の第四条第二項も、戦地傷病者条約とは随分異なる記述である。日本語訳（政府の仮訳）を見ると、傷病者の場合と同様に無差別を強調するような翻訳文になっているが、英文ではむしろ、特定の差別は捕虜の利益に適うものであり、そのような差別を積極的に求めるような記述になっている。

もちろん、すべての捕虜を平等に扱うことが基本的な前提としてあることは、この捕虜条約第四条を直接継承した一九四九年の第三条約第一六条を見ても分かることであるが、政府仮訳のように無差別を強調するように訳するのは、むしろ誤っていると言えよう。

つまり、赤十字条約は保護の対象として、戦闘意思のない負傷兵と、健康な捕虜や戦闘意思を放棄していない負傷兵とを明確に区分しているのである。戦地傷病者条約は、あくまで戦闘意思のない負傷兵が対象であり、これについては国籍も敵味方もない、ひとりの人間として扱うことを要求し、そうでない捕虜や戦闘継続意思のある負傷兵については、軍人は軍人らしく、女性は女性らしく処遇することを要求しているのである。いや、むしろ軍人である捕虜を軍人でない者として、民主主義的に扱うことを拒否していると考える方が、捕虜条約が戦地傷病者条約に与えた影響を正確に理解できるだろう。

人間社会にある自然な差別であつて、生命のような基本的な人権を損なわない差別は、特にそれが秩序の維持に有益な場合、赤十字条約は秩序の確保を求めるのである。将校を将校らしく待遇することは、捕虜社会の秩序維持に役立つ。病気を患った捕虜を環境の良い収容所に移したり、女性の捕虜に特別の配慮を行なったりすることは、むしろ、そうした配慮を欠くことが捕虜全体の不満を生むことになるだろう。

つまり、赤十字はあくまで「個人尊重、組織敵視」なのであるが、個人にも、組織にも、共通して利益をもたらすと考えられる秩序については、その秩序が基本的人権を侵害するものでない限り、差別的であつても容認する、いやむしろ、積極的に秩序維持を求めるのである。

しかし赤十字条約は、保護の対象者が捕虜に拡大することにより重大な問題を抱え始めた。戦地傷病者のみを対象としていたときは、絶対的な無差別を要求するだけで良かったのだが、捕虜に対する差別待遇を認めることにより、傷病者に対する無差別の絶対性を確保する必要性が増したのである。

この新たな必要性は、一九二九年の時点では認識されていなかったと考えられる。一九三八年のロンドン改訂案でも、その影響が見られていないからである。このころはまだ、赤十字条約は戦地傷病者条約であり、捕虜条約は別の条約であるという区分意識があつたのであろう。一九四七年の専門家作業部会の報告で、初めて変化が生じているので、四つの条約をジュネーヴ諸条約として扱う段階になつて、必要な注意が加えられ始めたと考えられる。

三五 一九三八年ロンドン改訂案

一九三七年に赤十字条約（戦地傷病者条約）の改訂が企画された。赤十字国際委員会は一九三八年に各国の専門家を招集して案を作成し、一九三八年（昭和十三年）六月、ロンドンで開催された第一六回赤十字国際会議に案を提出した。この改訂案は、一九四〇年にスイスで開催される予定の外交会議の議題とすることが決まったが、第二次世界大戦の勃発で会議が延期となり、改訂は一九四九年に持ち越された。つまり、一九四九年の第一条約は、第四回赤十字条約に相当するが、一般的に、「第四回・・・」という呼称は使用されない。

この改訂案を見ると、第一条には一切変化が加えられていない。これは重要な条項は、まず保守的に扱われるということを示しており、逆に言うと、時々行なわれる字句の変更には細心の注意が払われているということである。また、捕虜条約が捕虜の待遇の間に差別を認めたことの影響もまだ現れていない。

Report of the Interpretation, Revision and Extension of the Geneva Convention of July 7, 1929. ; Revision of the Geneva Convention of 1929. ; ANNEXE I Revised Text of Convention adopted by the Commission of Experts. 1938

戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関する一九二九年のジュネーヴ条約の一九三八年改訂案

CHAPTER I - WOUNDED AND SICK

第一章 傷者及び病者

1938G1-Article 1.

Officers and soldiers and other persons officially attached to the armed forces who are wounded or sick shall be respected and protected in all circumstances; they shall be treated with humanity and cared for medically, **without distinction of nationality**, by the belligerent in whose power they may be.

② Nevertheless, the belligerent who is compelled to abandon wounded or sick to the enemy, shall, as far as military exigencies permit, leave with them a portion of his medical personnel and material to help with their treatment.

一九三八年戦地傷病者条約改訂案の第一条

将校、兵士、そのほか、軍隊の正規所属の人員であつて、負傷し、あるいは疾病に罹患した者は、いかなる場合においても尊重され、保護されるべきである。彼らは、彼らを権力内に保ち得る交戦者によつて、**国籍による差別を受けることなく (without distinction of nationality)**、人道的に扱われ、医学的に必要な治療を受けられるべきである。

② しかし交戦者は、止むを得ない事情で敵側に傷病者を遺棄せざるを得なくなった場合も、軍事上の状況が許す限り、傷病者の治療を補助するための衛生科隊員と衛生資材を、傷病者とともに残すべきである。

以上のように、一九三八年改訂案の第一条は、一九二九年の第一条と同じである。

三六 一九四七年専門家改定案

一九四五年（昭和二〇年）、日本が降伏し、第二次世界大戦が終わつた。、赤十字国際委員会は、一九四六年に各国赤十字社予備会議 (the Preliminary Conference) を開催し、一九四七年には政府専門家会議 (the Conference of Government Experts) を開催して条約改正準備を開始した。一九四八年にはストックホルムで第一七回赤十字国際会議が開催され、新しいジュネーヴ条約の草案（一九四八年のストックホルム草案）が各国に示された。一九四九年四月からジュネーヴ外交会議で条約の審議 (the Diplomatic Conference) が行なわれ、八月一二日に一九四九年のジュネーヴ四条約が成立する。

（ここでは、赤十字国際委員会と一五カ国（オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコスロバキア、フランス、英国、インド、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、南アフリカ連邦、米国）が参加した一九四七年の専門家作業部会の報告から、その改定案を示す。

Report on the Work of the Conference of Government Experts for the Study of the Conventions for the Protection of War Victims. Geneva, 14-26 April 1947

戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関する一九二九年のジュネーブ条約の一九四七年の改定案

CHAPTER I - WOUNDED AND SICK

第一章 傷者及び病者

1947G1-Article 1.

Members of the Armed Forces and other persons officially attached to the said forces who are wounded or sick shall be respected in all circumstances; they shall be treated with humanity and cared for medically, **without any distinction of nationality, race, religion or political opinion**, by the belligerent in whose power they may be. **Women shall be treated with the consideration due to their sex.**

② Nevertheless, the belligerent who is compelled to abandon wounded or sick to the enemy, shall, as far as military considerations permit, leave with them a part of his medical personnel and supplies to assist with their care.

一九四七年戦地傷病者条約改定案の第一条

軍隊の構成員およびそのほか、軍隊の正規所属の人員であつて、負傷し、あるいは疾病に罹患した者は、いかなる場合においても尊重されるべきである。彼らは、彼らを権力内に保ち得る交戦者によつて、**国籍、人種、宗教、あるいは政治的意見によるいかなる差別も受けることなく (without any distinction of nationality, race, religion or political opinion)**、人道的に扱われ、医学的に必要な治療を受けられるべきである。女子は、**女性に対して払ふべき考慮をもつて (with the consideration)** 待遇されるものとする。

② しかし交戦者は、止むを得ない事情で敵側に傷病者を遺棄せざるを得なくなった場合も、軍事上の状況が許す限り、傷病者の看護を補助するための衛生科隊員と衛生資材を、傷病者とともに残すべきである。

一九四七年改定案の第一条には、大きな特徴が二つある。一つは、無差別の基準として示されるものが、「国籍」から「国籍、人種、宗教、あるいは政治的意見」へと一挙に増加したことである。これは前述したように、実際に無差別の基準が増えたわけではない。傷病者に対しては、いかなる差別基準を持ち込んではいけないということが、赤十字精神の永久不変の原理である。

そのため、差別禁止の基準を具体的に示すことの是非について多くの研究や討議が行われたようである。結果的には、国籍だけを例として示してきた従来の記述では、国籍以外の差別は構わないのだと誤解する者が生じるかもしれないので、特に重要なものは具体的に列挙することで、無差別を徹底しようとしたのである。

つまり、抽象的、ルカ的な記述から、具体的、マタイ的記述への変化が生じたのである。このような変化は、赤十字条約がその対象を、戦地傷病者から、海戦犠牲者、捕虜、民間人抑留者、そして国家間の戦争以外へと拡大させていくという、大きな環境変化に対する適応として生じたものであると考えられる。より具体的に記述しなければ、戦地傷病者が、健康な捕虜や民間人と混同され、捕虜に認める差別的待遇の考え方が戦地傷病者の扱いにも広がる恐れが増したからである。

今回の改定案では、人種戦争的性格もあつた第二次世界大戦の教訓を反映し、第二次世界大戦が終わる前から始まっていた政治的イデオロギーの対立や宗教対立なども具体的に記述することを提案したのであろう。「国籍、人種、宗教、あるいは政治的意見」という記述順序は重要である。大事であると考えたものから先に記述していることは、その後の条文検討で、この順序が入れ替わっていくことから分かることである。

もうひとつの大きな特徴は、一九二九年の捕虜条約第三条で出現した女性に対する優遇の要求を、戦地傷病者の条約にも組み入れたことである。

なぜこれを、戦地傷病者の条約に入れたのか、その詳細な理由はわからない。誰が、どのような理由で、秩序維持に必要な差別を認める捕虜条約の条文を、いかなる差別も認めない戦地傷病者条約の中に取り込んだのか、史料研究が必要である。なぜなら、これが大きな過ちの出発点だからだ。これは一九四九年のジュネーブ条約における最大のミスであるといつてよいだろう。

平和などきの病院医療においても、女性という理由で特別な優遇が行なわれることとはない。女性という理由で高価な薬を優先的に使用したり、手術を優先的に行なったり、女性という理由だけで男性患者より何かを優遇するようなことは一切無い。女性専用の病室を用意するといったことは、優遇ではなく、秩序維持に必要な当然の配慮である。仮に、男性病室は満床になり、女性病室は患者数が少なくて広々としたとしても、それは優遇といったものではない。逆の場合も起こり得るのだ。女性が分離を希望しなくても、病院側が分離を求める話である。婦人科は女性しか診ないが、もちろん、これは差別ではない。

捕虜条約では「女性に対して払うべきあらゆる考慮をもって (with all consideration) 待遇」となっていたのが、戦地傷病者条約改定案では「女性に対して払うべき考慮をもって (with the consideration) 待遇」と、弱い表現に変化させている

が、では具体的にどのような待遇のことを言っているのか、今日の一般病院でもそのような優遇は無いので、まったく思いつかない。女性兵士の増加で、女性の戦地傷病者も増えるであろうが、女性の生物学的特性については、通常の治療内容においても必要な考慮が加えられており、男性患者あるいは女性患者を優先するような性的差別は無いのであるから、特記しなければならないような考慮とは何を指すのであろうか。従って、何ゆえに、捕虜に適用する女性優遇の条文を、戦地傷病者条約に取り入れたのか、医学的に合理的な理由が見当たらない。単に、諸条約間の表現の整合性をとるため、コピー&ペーストの軽い感覚で移しただけのように思える。

赤十字条約に限らず、重要な条項は、まず保守的に扱われる傾向があり、時々行なわれる字句の変更には細心の注意が払われるのであるが、捕虜条約の記述に足並みを合わせることを優先したために、コピー&ペーストで差別的条文を戦地傷病者条約に加えるといった雑な仕事が行なわれたのも、人間の仕業であるから仕方ないのであろう。

逆に、このような女性優遇の記述が組み込まれることにより、「治療は性別によっても無差別であること」を具体的に示す必要が生じた。条約改正作業の最終結果である一九四九年の第一条約第一二条第二項では、無差別の具体的基準は、「それらの者を性別、人種、国籍、宗教、政治的意見又はその他類似の基準による差別をしない」と記述されている。つまり、女性優遇の記述によつて誤解が生じないように、性別によつても差別してはいけないことを明示せざるを得なかったのである。

では、この女性優遇をどのように解釈すべきなのだろうか。これは、生命などの基本的人権については性別に基づく差別をしてはいけないが、基本的人権の保護を充たした上で、それを超える余裕がある場合、余剰の配分等については女性を優遇しなさい、という意味なのである。

わかりやすく言うと、「最低限の栄養を含む食事は男女の差別なく、全員に平等に与えなさい。その条件を充たした上で、更においしいケーキが少しだけあって、全員に与えることができないときは、女性に優先して与えなさい」といった感じだ。そういう差別は無差別禁止の対象ではないという意味である。

特に具体的に示しておいた方がよい優遇内容は、別の条項で、例えば文民の保護に関する一九四九年第四条約の第八五条第4項では、「例外的且つ一時的措置として、男子と同一の收容所に家族の構成員でない女子の被抑留者を收容する必要があるときは、常に、その女子の被抑留者の用に供するため、分離した寝室及び衛生設備を設けなければならない」などと、具体的に記述される。

しかし前述したように、男女の傷病者を別けて收容することなどは最初から用意されている必要な区別であり、傷病者の医療についてはいかなる差別も用意されてい

ないのが現実であるから、この「女子は、女性に対して払うべき考慮をもって (with the consideration) 待遇されるものとする」という女性優遇条項を戦地傷病者条約に組み入れた場合、マタイ的に、具体的に記述してくれなくては、どのような行為を優遇と認めるのか不明なのである。

せいぜい、新しいシーツが少ないときは女性患者に優先しろとか、電力に余裕があるときは女性患者優先で延灯を認めよ、おいしいケーキが余ったら女性に配れ、男子隊員は女性患者に卑猥な態度をとるな、といった類の、実に下らない話なのである。

そんなもののために、赤十字条約の根源的原理である絶対的な無差別が揺らぎ始めたのである。まったく必要性のない優遇記述が加えられ、戦地傷病者条約は混乱し始めていく。逆に言うと、一九四九年の条約の改定案を作成し、審議した人々の条約理解は、その程度のものであったのである。

一九四九年の条約審議の最終段階で、無差別基準の具体例に「性別」が加えられたとき、具体例の先頭、つまり「人種、国籍、宗教、政治的意見又はその他類似の基準」などより前に置かれたことには重大な意味がある。

それは、無差別条項の次にくる女性優遇条項が、基本的な人権における平等を侵害するものではないことを明示するため、わざわざ「性別」を具体例の先頭に置くことによって、性別による差別禁止の重みを強調したのである。

そういう意図がなければ、「性別」のように後から追加になった無差別基準を、赤十字の歴史的な無差別基準である「国籍」より前に置くことはない。八〇年以上に渡って唯一の代表的具体例として示されてきた「国籍」より前に、「性別」が置かれた理由は、おいしいケーキが余ったら女性を優遇せよ、といった類の、実に下らない条文が戦地傷病者条約に入ってきたことなのである。「人種」が「国籍」の前に置き換えられた理由とは比較にならない軽さである。

さあ、アンリ・デュナンに尋ねてみよう。戦地傷病者の治療において、性別によって差別をしないことは、国籍によって差別をしないことよりも重要なのですかと。デュナンの当惑した顔が思い浮かぶであろう。

婦女子優遇に対する戦地傷病者条約の立場を再確認しておこう。

赤十字条約は生命のような基本的人権については、民主主義の考え方により、性差による差別を一切認めていない。タイタニック号の沈没など、老若男女を含む集団が生命の危機に面したとき、婦女子を優先的に救命することがある。それは紳士的精神に適ったものではあるけれど、民主主義的ではない。赤十字精神には、キリスト教、騎士道、ジェントルマンシップ (Gentlemanship)、民主主義など色々な思想が流れ込んでいるが、生命のような基本的人権が問題になるケースでは、赤十字は民主主義の

立場から、性別による差別を禁止しているのである。性別だけでなく、あらゆる、何らかの基準による差別を禁止しているのである。

一九三三年（大正二三年）の「児童の権利に関するジュネーブ宣言 (Declaration of the Rights of the Child)」では、「児童は、危難の際には、最初に救済を受ける者でなければならぬ」(The child must be the first to receive relief in times of distress)」と宣言されたが、年齢についても差別してはいけないのが、基本的人権の原則である。

さて、この「性別」が無差別の具体例に加えられたのは条約審議の最終段階であり、したがって一九四七年の改定案作成当時、女性優遇の記述が与える影響にはいかなる関心も寄せられていなかったに違いない。反対意見は出ないまま、改定準備は進んだのである。

三七 一九四八年ストックホルム草案

一九四八年、第一七回赤十字国際会議がストックホルムで開催され、新しいジュネーブ条約の草案（ストックホルム草案）が各国に示された。一九四九年四月からジュネーブ外交会議で条約の審議が予定されていたが、その叩き台になる案である。

草案では、第一条が置き換わった。この第一条の変化は、第二次世界大戦の教訓を反映したのだろう。とにかく守れ、と要求している。何を守るかということ以前のモラルの問題として、条約を守ることを最重視しているのである。この教訓を与えたのは、まずドイツである。ドイツは、近代化の先頭を走るキリスト教文明国であるから、そのドイツが、あのように非人道的な行動に走ったことは、西洋文明そのものの危機として、大きな衝撃を与えたのである。

一方の日本はと言えば、近代文明国という化けの皮が剥がれただけであり、やはり野蛮であったのかと納得されただけで、ドイツに較べれば、倫理的に大きな衝撃を西洋文明に与えなかったようである。後に、マッカーサーから、国としての精神年齢は十二歳の少年と評価されるほどであり、責任能力も限られていると見なされ、一部の見せしめを除けば、皮肉な言い方をすれば、児童に対する特別な優遇を受けたのだろう。戦勝国が行なった戦争犯罪の判決結果に対する日本自身による再審理の権限を認めなかったのも、報復的であると同時に、判断能力は発達途上であろうという理由による、児童に対する優遇という側面もあったのだろう。責任無ければ、権限無しである。

したがって西洋は、少なくともニュルンベルク裁判には全力で取り組むべきであり、自由主義や民主主義などの西洋的価値観と全体主義との真剣勝負に挑まなければならなかったのに、結果的には敗戦者に対する一方的な報復裁判にすぎなかった、と現代では厳しく批判されるような裁判という名の復讐しかできなかったようである。

もつとも、その程度のことしかできなかったからこそ、西洋文明は米軍によるトリアージの復活を阻止できなかったであろう。そしてピクテの比例原則を、半世紀間も放置したのである。よりによって、西洋が子供扱いした日本から、ピクテの比例原則が厳しく批判されることになったのは、ニュルンベルク裁判を手抜きし、西洋的価値観を鍛え上げなかったためである。

ドイツや日本の戦犯を裁いた裁判では、人道に対する罪といった概念も登場している。一九四九年のジュネーブ条約に与えた大きな影響を分析すべきなのであるが、余りにも大きなテーマとなるので、本書では触れないことにする。本当は、一九

四九年の条約改定は、多くのいろいろな動きとの関係の中で分析しなければならないのだろう。

第二次世界大戦の戦勝国が行なった戦犯裁判も、裁判とは名ばかりで、中身が復讐であるならば、これもジュネーブ条約違反である。「とにかく守れ」という第一条は、第二次世界大戦中の非人道的な行為も、戦争後の非人道的行為をも防げなかったことに対する、赤十字国際委員会の悲痛な思いが反映されたのであろう。

だから、「とにかく守れ」という条項が第一条に置かれたことの責任は、ドイツだけにあるのではないだろう。全交戦国に向けた悲痛な叫びなのかもしれない。

しかし、新しい一九四九年の条約の内容を知るや直ちに、冷徹な態度をとると決めたのが陸上自衛隊衛生科を創っていた元軍医たちである。元軍医たちの行なった判断や行動は、ごく一部の日本人だけの問題であると見てはいけないう。とても残念なことであるが、あの時代の判断としては、戦勝国が日本自身による戦争犯罪の再審理を認めなかったことは、正しい判断であったと認めざるを得ない。

ここでは、トリアージの問題が持つ深さと広がりをも、短く簡単に示した。本書は、その大きな世界への入り口を示すことしかできていないが、陸上自衛隊衛生学校の元軍医らが閉じた入り口を開けるだけでも、十分な役割を果たせるだろうと思う。

もし日本が本当に、自由主義や民主主義といった西洋的価値観を最重要な政治思想として認めるのであるならば、日本自身による反省を封じた鎖を断ち切るくらいのことをするのは、西洋的価値観を救うための行動であると見なければならぬだろう。

さて、条約を守れという要求が第一条にきたため、無差別条項の位置は、第一条約草案では、第一条から第一〇条へ移動した。この第一条約草案第一〇条が、最終的には、一九四九年の第一条約第一二条となる。一九四八年の第一条約草案第一条と第一〇条を示す。

DRAFT CONVENTION FOR THE RELIEF OF THE WOUNDED AND SICK IN ARMED FORCES IN THE FIELD

(Draft as approved by the XVIIIth International Red Cross Conference, August 1948 Stockholm)

戦地にある軍隊の傷者、病者の救助に関する条約の一九四八年ストックホルム草案

(第一条約草案)

CHAPTER I. GENERAL PROVISIONS

第一章 総則

1948DGI-Article 1. - Respect of the Convention.

The High Contracting Parties undertake to respect, and to ensure respect, for the present Convention in all circumstances.

一九四八年第一条草案の第一条 「条約の尊重」

締約国は、すべての場合において、この条約を尊重し、且つ、この条約の尊重を確保する努力を約束する。

CHAPTER II. WOUNDED AND SICK

第二章 傷者及び病者

1948DGI-Article 10. – Protection and care.

Members of the armed forces and the other persons designated in Article 3 of the Convention of . . . relative to the treatment of Prisoners of War who are wounded or sick, shall be respected and protected in all circumstances.

② They shall be treated humanely and cared for by the belligerent in whose power they may be, without any distinction of race, nationality, religion or political opinions, or any other distinction founded on similar criteria. Priority treatment is permissible only for urgent medical reasons.

③ Women shall be treated with all consideration due to their sex.

④ Nevertheless, the belligerent who is compelled to abandon wounded or sick to the enemy shall, as far as military considerations permit, leave with them a portion of his medical personnel and material to assist in their care.

一九四八年第一条草案の第一〇条 「保護及び看護」

捕虜の待遇に関する条約の第三条に掲げる軍隊の構成員及びその他の者で、傷者又は病者であるものは、すべての場合において、尊重され、且つ、保護されなければならない。

② 彼らは、彼らを権力内に保ち得る交戦者によって、人種、国籍、宗教、あるいは政治的意見によるいかなる差別も受けることなく、あるいは同様の基準に基づく他のいかなる差別も受けることなく (without any distinction of race, nationality, religion or political opinions, or any other distinction founded on similar criteria) 人道的に扱われ、看護されるべきである。優先的な治療は、緊急の医療上の理由に対してのみ許される。

③ 女子は、女性に対して払うべきあらゆる考慮をもって (with all consideration) 待遇されるものとする。

④ しかし交戦者は、止むを得ない事情で敵側に傷病者を遺棄せざるを得なくなった場合も、軍事上の状況が許す限り、傷病者の看護を補助するための衛生科隊員と衛生資材を、傷病者とともに残すべきである。

この第一条約草案第一〇条を、一九四七年の専門家改定案第一条と比較すると、まず第一項で、「すべての場合において、尊重され、且つ、保護されなければならない (shall be respected and protected in all circumstances)」と、一九四七年改定案で消えていた「且つ、保護され (and protected)」が復活している。

無差別を規定した部分の比較表を掲げる。

1947-Art-1	①; they shall be treated with humanity and cared for medically, without any distinction of nationality, race, religion or political opinion, by the belligerent in whose power they may be. <i>Women shall be treated with the consideration due to their sex.</i>
1948-Art-10	② They shall be treated humanely and cared for by the belligerent in whose power they may be, without any distinction of race, nationality, religion or political opinions, <i>or any other distinction founded on similar criteria. Priority treatment is permissible only for urgent medical reasons.</i> ③ <i>Women shall be treated with all consideration due to their sex.</i>
1948-Art-10	1947-Art-1
<p>② 彼らは、彼らを権力内に保ち得る交戦者によつて、人種、国籍、宗教、あるいは政治的意見によるいかなる差別も受けることなく、あるいは同様の基準に基づく他のいかなる差別も受けることなく、人道的に扱われ、看護されるべきである。優先的な治療は、緊急の医療上の理由に対してのみ許される。</p> <p>③ 女子は、女性に対して払うべきあらゆる考慮をもつて待遇されるものとする。</p>	<p>① 彼らは、彼らを権力内に保ち得る交戦者によつて、国籍、人種、宗教、あるいは政治的意見によるいかなる差別も受けることなく、人道的に扱われ、医学的に必要な治療を受けられるべきである。女子は、女性に対して払うべき考慮をもつて待遇されるものとする。</p>

無差別条項に生じた大きな変化は三つある。ひとつは差別基準の例として「人種」が「国籍」より前に置かれたことである。これは具体例として列挙したものの中身を検討し、軽重の判断を行なつて、配列順序に反映させ始めたことを意味する。

二つ目は、女性優遇の条文が別項となり、一九四七年の専門家改定案では、「女子は、女性に対して払うべき考慮をもつて (with the consideration) 待遇されるものとする」と、一九二九年捕虜条約の女性優遇規定の表現を緩めたのであるが、一九四八年のストックホルム草案では、「女子は、女性に対して払うべきあらゆる考慮をもつて

て (with all consideration) 待遇されるものとする」と、一九二九年捕虜条約と同じ強い表現に変えている。

「このように変えた理由は何であろうか。一九四七年の改定案で表現を緩めた理由を忘れたのであろうか。それとも、無差別条項と別項とすることで、無差別条項への悪影響は減じた」と判断し、捕虜条約と同じ表現をすることによる統一性を求めたのだろうか。

おそらく後者であろう。女性優遇の条文が無差別条項に入っているのはおかしいと気づいたのである。それならば消してしまえばよかったのであるが、別項を立てて残した。どうしてもジュネーブ諸条約としての足並みを揃えることを優先したように見える。

形式や表現で、四つの条約間の整合性や統一性に対する要求は、非常に強かったようである。工業製品でも同様のことが言えるが、主要部分の設計や使用するパーツ類を共通化することで、コストダウンを図ることができる。条約の場合は、学習コストが下がり、普及しやすくなることが期待できる。

しかし、その分だけ、個々の製品は個性をある程度犠牲にせざるを得ない。戦地傷病者条約の場合、その核心である無差別を犠牲にしたのである。絶対にやってはいけないことであろう。対象を戦地傷病者から海戦犠牲者、捕虜、民間人に拡大したのと引き換えに、絶対的な無差別を犠牲にしたのである。この時点で、新しい赤十字条約の価値は半減したと評価してよいだろう。

なぜならば、「戦地傷病者については敵味方の差別をしない、人間を差別するいかなる基準をも適用しないで、人間らしく扱う」という無差別原則を、一八六四年、各国軍隊に認めさせたのは、赤十字活動の最も重要な、最大の成果だからである。赤十字思想が得た特権を補強する文言を加えることはあっても、それを少しでも弱めるような文言への変化を、赤十字国際委員会自身が提案することは、本来ありえないことである。

一九四八年草案の無差別条項に生じた大きな変化の三つ目は、トリアージ禁止条項の出現である。「優先的な治療は、緊急の医療上の理由に対してのみ許される (Priority treatment is permissible only for urgent medical reasons)」という条文を、本書ではトリアージ禁止条項と呼んでいる。トリアージ禁止条項は、「敵味方の差別を許すな」ということの別の表現であって、特別な差別は許可することを明記するためではない。

しかしまず、「優先的な治療は、緊急の医療上の理由に対してのみ許される」という表現そのものが、とても不適切である。そもそも赤十字条約は、緊急の必要性を理由に破られるという教訓を忘れるべきではないのだ。無差別条項の中からトリアー

ジ禁止条項の条文だけを取り出して、論理的に分析し、トリアージ許可であるという解釈を作ることは難しくない。

陸上自衛隊衛生学校で、尾立が初めてこの条項をトリアージの教育資料に掲載したとき、NATO教書第三版のように、これをトリアージ許可条項の如く扱うという選択肢が無いわけではなかったが、それは単に良心の問題であった。

しかし、良心の欠落した人間は少なくない。

では、なぜこのように、将来、「無差別にも例外があるぞ」と間違った方向から解釈されるような危険を冒してまで、この文言を入れる必要があったのだろうか。こういう危険を十分予測できる能力を持つと期待される専門家が草案を作成しているから、その危険を冒すだけの価値、必要性がトリアージ禁止条項にはあったと考えるべきだろう。

この文言がなくてもトリアージは禁止なのである。実際、第三回赤十字条約までしか知らない日本陸軍軍医学校教官は、トリアージは非人道的だが止むを得ないことで、医学倫理とは矛盾すると認識していたのである。それならば、なおさら、なぜこの文言が加えられたのか、屋上屋を重ねるように無差別要求の言葉を連ねる必要があったのか、疑問が生じる。

これもやはり、赤十字による保護の対象が、軍人の傷病者から、捕虜や非戦闘員である市民へと拡大されたことに関係するのである。「健康な軍人捕虜については、いろいろな差別も認めているが、それは彼らだけの話であって、戦地傷病者については従来どおり無差別原則は変わりませんよ、一インチも後退しませんよ」という意味で、捕虜に対する差別容認のカウンタとして置かれたのが、トリアージ禁止条項なのである。捕虜で認めた女性優遇の概念が戦地傷病者条約に拡大されるのに伴って、捕虜に認めた階級などの差別容認が戦地傷病者条約の中に入ってこないようにするための重石が、トリアージ禁止条項なのである。

だから、婦女子優遇の条文が別項として切り離されたという条件下で、トリアージ禁止条項が無差別条項の中に組み込まれたのである。もしこれが、トリアージ禁止条項ではなく、トリアージ許可条項であるのならば、この時点で、婦女子優遇条項と同じように独立した項として置かれたであろう。

トリアージ禁止の記述が新しく追加されたばかりだったので、独立した項になっていないのだとは考えられない。この草案は、赤十字国際委員会が一九四九年の条約審議の最終的な叩き台として世界に示した案であり、具体的な無差別基準も、「人種 (race)」の記述位置が「国籍 (nationality)」より先に変更され、「あるいは同様の基準に基づく他のいかなる差別も受けることなく (without any other distinction founded on similar criteria)」という記述が加えられるなど、順序や項立ての影響を細かく研究

して一九四七年の改定案よりはるかに完成度を高めているからである。一九四九年の公式審議記録にも、ジュネーヴ条約の全条項の中で、草案第一二条は最も重要な条項であるとコメントされており、文句や構成は、あらゆる段階で、入念に検討されている。

そのことは、一九二九年の捕虜条約第四条の規定がどのように変化したかを見ることによっても裏付けられる。新しい捕虜条約の草案、つまりジュネーヴ第三条約草案の第一四条は次のように変化した。

DRAFT CONVENTION RELATIVE TO THE TREATMENT OF PRISONERS OF WAR

(Draft as approved by the XVIIth International Red Cross Conference, August 1948 Stockholm)

捕虜の待遇に関する条約の一九四八年ストックホルム草案

(第二条約草案)

PART II. GENERAL PROTECTION OF PRISONERS OF WAR

第二編 捕虜の一般的保護

1948DG3-Article 14. – Maintenance and discriminatory treatment.

The Power detaining prisoners of war is bound to provide for their free maintenance and likewise to afford them the medical care which their state of health requires.

② Taking into consideration the provisions of the present Convention relative to rank and sex, and subject to any privileged treatment which may be accorded to them by reason of their state of health, age or professional qualifications, all prisoners of war shall be treated alike by the Detaining Power, without discrimination of race, nationality, religious belief or political opinions, or any other distinction founded on similar criteria.

一九四八年第二条約草案の第一四条 **〔給養と差別的待遇〕**

捕虜を拘留する国は、無償で、捕虜を給養し（＝食事を与え）、自国軍兵士と同様に、その健康状態に必要な医療を提供しなければならない。

② 階級及び性別に関するこの条約の規定に考慮を払い、また、健康状態、年齢又は職業上の能力を理由として与えられる有利な待遇を留保して、捕虜は、すべて、抑留国が人種、国籍、宗教的信条若しくは政治的意見に基づく差別又はこれらに類する基準による他のいかなる差別もしないで、平等に待遇しなければならない。

この第三条約草案第一四条第二項の後半部分は、一九二九年の捕虜条約では無かった記述であるが、戦地傷病者条約と記述の統一性を確保するために加えられたのである。第三条約草案第一四条のテーマが「休養と差別的待遇 (Maintenance and discriminatory treatment)」となっているのを見ても分かるように、捕虜の場合は、秩序維持に役立つ差別は積極的に認めるとというのが本来の基本姿勢である。

積極的に差別を認める場合の記述形式に倣うならば、トリアージを許可するような条文は、無差別を要求する条文の前に置かれるべきであろう。第一条約草案第二項は、例えば次のように記述しなければならない。

Subject to priority treatment which may be accorded to them by urgent medical reasons, they shall be treated humanely and cared for by the belligerent in whose power they may be, without any distinction of race, nationality, religion or political opinions, or any other distinction founded on similar criteria.

緊急の医療上の必要性を理由として与えられる優先的な治療を留保して、戦地傷病者は、彼らを権力内に保ち得る交戦者によって、人種、国籍、宗教、あるいは政治的意見によるいかなる差別も受けることなく、あるいは同様の基準に基づく他のいかなる差別も受けることなく、人道的に扱われ、看護されるべきである。

実に馬鹿げた条文となることは、説明するまでもないだろう。緊急の医療上の必要性をでっち上げて自軍に有利な治療を行なうことぐらいい、軍医にとつては朝飯前のことである。このような抜け穴が、唯ひとつ加わるだけで、ジュネーヴ条約は存在価値を完全に失うことになるだろう。

つまり、形式的にも、トリアージ禁止条項をトリアージ許可条項として解釈する余地は、まったく無いのである。

それでも、軍隊に有利な誤解を許すことがないように注意するならば、トリアージ禁止条項の文言は、無差別条項の中から独立させるべきではなかったのである。

ところが、完成した最終案である第一条約第一二条を見てみれば分かるように、草案審議の途中でトリアージ禁止条項も独立させられてしまい、そのことが本来持っていた意味合いを変えてしまうのである。なぜ独立させられたのかは、後で説明する。この条項は、捕虜条約にある差別容認という考え方の侵入を防ぐ楯であったのに、置かれる場所が間違えられ、逆にトリアージという差別容認に、将来利用されることになったのである。

戦争犠牲者を減らそうと、この条約作成に取り組んだ人々の熱意は、ちよつとした注意不足のために、裏切られることになる。「注意一瞬、怪我一生」とも言うし、バタフライ効果とも言うが、こうしたことを避けることは難しいのだろう。

もちろん、このトリアージ禁止条項が、条約成立後すぐにトリアージ許可条項として利用された訳ではない。米軍が初めて堂々と示したのは、二〇〇四年のNATO教書第三版からである。それ以前は、さすがに良心が咎めたのだろう、露骨な利用は避けている。つまり、たとえ独立させられたとしても、この条項はトリアージ禁止条項として解釈するのが、常識的な理解なのである。

なお、捕虜の扱いを決めるジュネーヴ第三条約草案の、第一四条第一項と第二項は、一九四九年八月に成立した第三条約では、第一五条と第一六条とに分離する。そ

の際、第一六条のテーマは「差別的待遇 (Discriminatory treatment)」から、「平等な待遇 (Equality of treatment)」に変えられた。

何かが根本的に欠落しているのではないかと、読者も感じられるだろう。これが、四条約の整合性をとった結果である。絶対無差別という秩序を徹底的に要求する戦地傷病者条約と、秩序のために差別的待遇を認める捕虜条約とは、本来別物なのである。整合性を追及した結果、どちらも中途半端になってしまったのである。捕虜には差別を認めるという特徴が曖昧になることによって、戦地傷病者には一切の差別を認めないという特徴も曖昧になるのである。両者のコントラストは、明確であればあるほど、戦地傷病者に対する無差別がはっきりと示され、誤解を防ぐのである。

この欠落の修復は、ペンの力に頼るしかない。

赤十字国際委員会のピクテは、草案作成でも主導的な役割を果たしていたに違いない。草案を各国に配布するに当たり、条約改定の基本的な考え方の説明も行なったようなので、無差別条項をなぜこのような記述に変更したのかも、史料研究により詳細が明らかになるだろう。敗戦国の日本には、この頃の資料は無い。

ここで、諸条約の中の無差別条項、特にトリアージと関係するものはどの条項であるのか、優遇を記述した条項はどれか、代表的なものを列挙しておく。

条約	草案段階(Draft)の条項	最終案条項
G1	A10(2) without any distinction	A12(2) without any adverse distinction
	A10(2) priority only for urgent medical reasons	A12(3) priority, only urgent medical reasons
G2	A11(2) without any distinction	A12(2) without any adverse distinction
	A11(3) priority only for urgent medical reasons	A12(3) priority, only urgent medical reasons
G3	A14(2) without discrimination, any other distinction	A16(2) without any adverse distinction, any other distinction
G4	A21 [Special measures in behalf of children]	A27(3) without any adverse distinction
	A25(2) without any difference	A38(2) to the same extent as
	A27(2) enjoy preferential treatment, medical care	A38(5) benefit by any preferential treatment to the same extent as
	A35 [Persons not repatriated]	A50(5) application of any preferential measures
	A46 [Children]	
P1	A10(2) without any adverse distinction	A10(2) no distinction, other than medical ones
	A15(4) priority to the treatment of nationals of that Power	A15(3) priority, except on medical grounds
P2	A12(2) without any adverse distinction	A7(2) no distinction, other than medical ones
	A15 (-)	A9-(2) priority, except on medical grounds

略号は次の通りである。G1A12(2)；一九四九年の第一条約第一二条第二項、DG1A10(2)；一九四八年の草案第一条約第一〇条第二項、P1A10(2)；一九七七年の第一追加議定書の第一〇条第二項

ところで、一九四八年のストックホルム草案を受け取った各国が、一九四九年四月から始まる草案審議に参加するにあたって、条文の表現などに影響を与えたと思われる世界医師会のジュネーヴ宣言と国際連合総会による世界人権宣言を軽く見ておこう。ジュネーヴ条約審議を取り巻く、当時の雰囲気がかかるであろう。

三八 一九四八年ジュネーブ宣言と世界人権宣言

一九四八年九月、世界医師会 (WMA・World Medical Association) は「医の倫理を發表した。ルーツはもちろん「ヒポクラテスの誓い」である。ヒポクラテスの誓いについては、後で検討する。ここでは無差別をどのように規定しているのかに着目していただきたい。無差別規定の表現は、赤十字条約と強い関連を持つと考えられる。その関連性については、ここでは検討しない。

Declaration of Geneva

Adopted by the 2nd General Assembly of the World Medical Association, Geneva, Switzerland, September 1948

世界医師会 (WMA) ジュネーブ宣言 (一九四八年九月採択)

At the time of being admitted as a Member of the medical profession I solemnly pledge myself to consecrate my life to the service of humanity : I will give to my teachers the respect and gratitude which is their due; I will practise my profession with conscience and dignity; The health and life of my patient will be my first consideration; I will respect the secrets which are confided in me; I will maintain by all means in my power, the honour and the noble traditions of the medical profession; My colleagues will be my brothers : **I will not permit considerations of religion, nationality, race, party politics or social standing to intervene between my duty and my patient; I will maintain the utmost respect for human life, from the time of its conception, even under threat, I will not use my medical knowledge contrary to the laws of humanity; I make these promises solemnly, freely and upon my honour.**

(日本医師会訳を参考に一部改訳したものを示す) ◆医師の一人として参加するに際し、【一】私は、人類への奉仕に自分の人生を捧げることが厳粛に誓う。【二】私は、私の教師に、当然受けるべきである尊敬と感謝の念を捧げる。【三】私は、良心と尊厳をもって私の専門職を実践する。【四】私の患者の健康と命を私の第一の関心事とする。【五】私は、私への信頼のゆえに知り得た患者の秘密を尊重する。【六】私は、全力を尽くして医師専門職の名誉と高貴なる伝統を保持する。【七】私の同僚は、私の兄弟である。【八】私は、私の医師としての職責と患者との間に、宗教、国籍、人種、政党政治あるいは社会的地位といった事柄の配慮が介在することを容認しない。【九】私は、たとえいかなる脅迫があろうと、受胎のときから人命を最大限に尊重し続け、人道に基づく法理に反して医学の知識を用いることはしない。【十】私は、厳粛に、責任をもって(自由意思に基づき)、我が名誉にかけて、これらの約束を果たすことを誓う。

次に紹介する世界人権宣言(全十三条)は、日本政府外務省の説明によると、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めており、

一九四八年十二月一〇日に第三回国連総会において採択されたものである。ここでも無差別規定の表現に着目していただきたい。

Universal Declaration of Human Rights

Adopted and proclaimed by General Assembly resolution 217A (III) of 10 December 1948

世界人権宣言（日本政府外務省仮訳文）

1948UDHR-Article 1.

All human beings are born free and equal in dignity and rights. They are endowed with reason and conscience and should act towards one another in a spirit of brotherhood.

一九四八年世界人権宣言の第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならぬ。

1948UDHR-Article 2.

Everyone is entitled to all the rights and freedoms set forth in this Declaration, without distinction of any kind, such as race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.

② Furthermore, no distinction shall be made on the basis of the political, jurisdictional or international status of the country or territory to which a person belongs, whether it be independent, trust, non-self-governing or under any other limitation of sovereignty.

一九四八年世界人権宣言の第二条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

② さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

1948UDHR-Article 3.

Everyone has the right to life, liberty and security of person.

一九四八年世界人権宣言の第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

こういった「宣言」の類のものは、高らかに理想を掲げることができる。ジュネーヴ条約は、現実の戦場で守られなくてはならないので、理想主義に陥ってはいけない。審議の過程では、常に有効性が討論されている。

それでは、一九四九年四月から開始された草案の審議を見ていこう。

三九 一九四九年ジュネーブ条約草案審議（第一条約）

一九四九年四月から八月にかけて開催された条約草案審議の公式記録、「FINAL RECORD OF THE DIPLOMATIC CONFERENCE OF GENOVA OF 1949」より、第一条約草案第一〇条の審議内容を紹介する。一九四九年のジュネーブ条約審議は、四月二日から八月一二日にかけて五十八カ国が参加して行われた。色々な採決は投票（主に単純多数決で採択）で行われたが、全五十八票中、欧州が二十七票であった。五十八カ国の過半数は、ヨーロッパ文明圏であり、またキリスト教文化圏であった。一方、一九七七年の追加議定書の審議のときは、第二次世界大戦後に独立した第三世界からの参加が多く、主に「三分の二多数決」で採択が行なわれた。

草案審議は、複数の担当委員会に分かれ、並行して進められた。第一委員会（Committee I）は第一条約および第二条約を担当し、第二委員会は第三条約を担当し、第二委員会は第四条約を担当した。新しいテーマを重点的に検討するために特別委員会（Special Committee）が開催された。また、並行処理する審議間の調整のために調整委員会（Coordination Committee）が計六回、その他に統合委員会（Joint Committee）も計十三回開催されており、各条約間の足並みをそろえる、つまり記述を統一したり、記述の整合性をとったりすることに多くの時間が費やされたことが分かる。最終案の検討は起草委員会（Drafting Committee）で行なわれ、会議のルールを決めたり、最終案の採決をしたりといったことは総会（Plenary Meeting）を開催して決議した。

第一条約草案第一〇条は、審議によって変化し、最終的には一九四九年八月二二日の第一条約第一二条となる。審議の第一段階は、序盤戦である。草案に対する根本的な変更が提案される段階である。その後は、大きな変更の提案は難しくなり、細部を変更することが中心になる。

では、第一段階から説明しよう。第一条約草案第一〇条の実質的な審議開始は、四月二八日（第一委員会第四回審議）である。イギリス代表のスウイナトン（SWINNERTON 英陸軍省）が、第一〇条第二項の全面的な入れ替えを求める英国案を示した。本書では再掲となるが、比較の便のため草案と英国案を示す。

② They shall be treated humanely and cared for by the belligerent in whose power they may be, without any distinction of race, nationality, religion or political opinions, or any other distinction founded on similar criteria. **Priority treatment is permissible only for urgent medical reasons.**

② They shall be treated with humanity and cared for by the belligerent in whose power they may be **with the same consideration as members of the forces of that belligerent. No**

discrimination shall be exercised against any wounded or sick person referred to in the first paragraph on account of his race, nationality, religious belief or political opinion.

草案： 彼らは、彼らを権力内に保ち得る交戦者によって、人種、国籍、宗教、あるいは政治的意見によるいかなる**差別 (distinction)** も受けることなく、あるいは同様の基準に基づく他のいかなる差別も受けることなく、人道的に扱われ、看護されるべきである。**優先的な治療は、緊急の医療上の理由に対してのみ許される。**

英国案： 彼らは、彼らを権力内に保ち得る交戦者によって、**交戦国の軍人・軍属と同様の配慮をもって**人道的に扱われ、看護されるべきである。第一項の傷者または病者の、誰に対しても、人種、国籍、宗教的信条、あるいは政治的意見を理由として、**いかなる差別 (discrimination)** も行なわれてはいけない。

赤十字条約は、理想を語る「宣言」ではない。軍隊では、すべての兵士に守らせなければならぬものである。英国は、現実的な観点から草案の修正を提案したのである。

英国案のポイントは四つある。一つは人道的待遇の水準を、各国の自国軍並みとしたことである。英国は、女性優遇を示す草案第三項についても、男性に劣らない水準の治療を与える、という表現への変更を求めていた。

確かに、各国軍隊が、物理的にも与えることのできない水準の医療の提供を赤十字条約で要求するのは現実的ではない。しかし極端な場合、軍人を奴隷のように扱っている国の軍隊に収容された傷病兵は、やはり奴隷並みに扱われることになるから、この提案は当然反対されるだろう。

読者には、赤十字の考え方は、「高水準の医療能力を戦場に持ち込めないような軍隊には、そもそも戦争をする資格が無い」というものであることを思い出していたいただきたい。この要求は現実的でないので表には出てこない。

二つ目は、差別を表す用語として「distinction」ではなく、「discrimination」を提案したことである。英語の微妙なニュアンスであるが、前者は優劣関係のないグループ分けのように、中立的な区別に使われることが多く、また「その他大勢とは違って優秀だ」と、比較的良い意味の差別化を示す言葉として使われることも多いようである。

後者は「人種差別 (racial discrimination)」のように、悪い意味に使われる場合が多いようである。

微妙なニュアンスのことは分らないが、審議参加者は、一九〇六年の第二回赤十字条約以来使用され続けてきた「distinction」を変えなければならないとは、思わなかったようである。

しかし、この差別の中身を問うような提案は、将来、本人の不利になる差別はいけないが、有利になるような差別、つまり優遇は良いのではないかといった議論を生む種を蒔いたことになる。

なお、ジュネーヴ諸条約全体の最終案の中では、「強制的もしくは差別的 (coercion or discrimination)」、「人種差別 (racial discrimination)」といった用法としてのみ「discrimination」が残っている。

三つ目は、差別基準の具体的列举の最後にあった「あるいは同様の基準に基づく他のいかなる差別も受けることなく (or any other distinction founded on similar criteria)」を削除せよという提案である。

そして四つ目が、トリアージ禁止条項を削除せよとの提案である。

英国の提案に対し、フランス代表のピュヨ (PYJO 仏海軍首席衛生官、軍医?) が異議を立てた。「(注) 軍医?としたのは、所属が国防省保健局や陸軍衛生部などと表記されていることからの推測だからである」捕虜を対象とした第三条約草案第一四条との整合性を考えると、英国提案には賛成できないとした。第三条約草案第一四条は、先に示したとおりである。

一九二九年の捕虜条約を継承する一九四九年の第三条約草案において、階級等による一定の差別を認めている捕虜に対してさえ、そうした特例を除くあらゆる差別を禁止するため、「あるいは同様の基準に基づく他のいかなる差別も受けることなく (any other distinction founded on similar criteria)」という語で広くカバーしようとしているのに、英国提案は、それを削除することにより条約規定の網の目をくぐれるようにしているのではないかと抗議したのである。

もともと、先に説明したとおり、一九二九年の捕虜条約にはこの規定は無く、一九四九年の第三条約草案では、第一条約と記述の整合性をとるため、無差別を要求する記述を取り入れたのである。もともと第一条約を起源に持つ記述なので、本家の第一条約の審議に第三条約にさえ無差別記述があるということを削除反対の理由にするのは間違っている。しかし、審議参加者は、こういうことには気づかなかつたようである。

ピュヨに続いて、別のフランス代表ジャミシ (JAME 仏陸軍軍医総監?) は、第二項の最後の文、「優先的な治療は、緊急の医療上の理由に対してのみ許される (Priority treatment is permissible only for urgent medical reasons)」が、英国案では削除されているが、それは絶対に残さなくてはいけないと主張した。ナポレオン式トリアージの本家、フランス陸軍が、トリアージ禁止条項の削除に反対したのである。

こうした異議に対しイギリス代表のアバクロンビー (ABERCROMBIE 英海軍) は、「治療の優先度に関する最後の文(トリアージ禁止条項)を残すことには反対である。そもそも無理なことを国際法でもって国家に守れと課すことは不可能である」と、あくまでトリアージ禁止条項の採択に反対した。審議録には次のように記録されている。

The United Kingdom Delegation was opposed to retaining the last sentence of the second paragraph concerning the priority of medical treatment. It was not possible to impose on States by an international law a provision with which they might in certain circumstances be unable to comply.

つまり、イギリス代表は、この条文がトリアージを許可するように解釈され、無差別条項の抜け穴になることを警戒して、この条文の削除を要求したわけではなく、明らかに、これをトリアージ禁止条項と理解して、軍隊に(最前線における軽傷治療の優先などの)トリアージを禁止することは、現実に難しいという立場から、守れないことを規定すべきではないと、削除を要求したのである。

しかしインド代表のラオ (RAO インド陸軍軍医大佐) も、英国提案に反対した。第四回審議の議長であったトルコのタルハン (TARHAN トルコ赤新月社総裁) は、英国提案の採択可否を投票にかけた。その結果、「十七対八」で否決された。英国提案が、最大多数の原理で否決されたのは、なんとも皮肉なことである。

もちろん、もし日本軍代表(軍医)がこの会議に参加していれば、英国提案に賛成したであろう。

さて、このように各国軍医が参加し、しかもトリアージ本家のフランス陸軍軍医も削除に反対したトリアージ禁止条項を巡る論議を、審議参加者は、これがトリアージの禁止を明示した条文であるということを認識しないで議論したと考えられる余地は、少しでもあるだろうか。

この第一委員会の第四回審議に参加しながら、軍医たちの議論を聞きながら、まったく別のことを思い描いていたとしか考えられない人物がいる。赤十字国際委員会のピクテである。第四回審議記録にピクテの発言が記録されているので、確かにピクテは、この会議に参加していたのである。

イギリスの主張には一理ある。守れないことを法にすることは無意味である。守れないことが法になった場合、後で破棄されることが多い。

しかし、少しでもトリアージを認めるならば、赤十字精神の根本的な否定に繋がることが、本書の前半で説明した通りである。もともと、そこまで言及した深い議論が行なわれたか否かは、審議記録に全く不明であるが、おそらく無かったと思われる。

なぜならば、もし、そこまでの深い議論がなされていたならば、もっと多くの反対で英国提案は否決されたはずだからである。英国提案に賛成することは、彼ら各国代表がジュネーヴに集まって、条約草案を何カ月も審議することが、根底から無意味になることを意味している。

八カ国も賛成があったことは、そこまで意味を読み取っていた代表は少なかった（おそらく、いなかった）ことを示唆していると思われる。

もちろん、トリアージ承認が、すぐに負傷者の敵味方による差別につながる危険性は、容易に理解できていたと思われる。ここで議論されたのはナポレオン式トリアージであるが、本質的にはNATO式トリアージも同じことである。

約一カ月後、第一条約草案と第二条約草案の審議を終えた時点で、第一委員会が用意した草案修正案は次の通りである。

Article 10.

Members of the armed forces and other persons mentioned in the following Article who are wounded or sick shall be respected and protected in all circumstances.

② They shall be treated humanely and cared for by the belligerent in whose power they may be, without any **adverse distinction** founded on **sex, race, nationality, religion, political opinions** or any other similar criteria. **Only urgent medical reasons will authorize priority in the order of treatment to be administered. Women shall be treated with all consideration due to their sex.**

③ Nevertheless, the belligerent who is compelled to abandon wounded or sick to the enemy shall, as far as military considerations permit, leave with them a portion of his medical personnel and material to assist in their care.

一九四八年第一条約草案第一〇条の六月修正案

次条に掲げる軍隊の構成員及びその他の者で、傷者又は病者であるものは、すべての場合において、尊重され、且つ、保護されなければならない。

② 彼らは、彼らを権力内に保ち得る交戦者によって、**性別、人種、国籍、宗教、政治的意見、あるいはいかなる他の同様の基準に基づくいかなる敵対的な差別も受け**ることなく（without any adverse distinction founded on sex, race, nationality, religion, political opinions or any other similar criteria）、**人道的に扱われ、看護されるべきである。緊急の医療上の理由のみが、治療の優先順序決定を根拠づける（Only urgent medical reasons will authorize priority in the order of treatment to be administered）。**女子は**女性に対して払うべきあらゆる考慮をもつて（with all consideration）待遇されるものとする。**

③ しかし交戦者は、止むを得ない事情で敵側に傷病者を遺棄せざるを得なくなった場合も、軍事上の状況が許す限り、傷病者の看護を補助するための衛生科隊員と衛生資材を、傷病者とともに残すべきである。

最初の草案と比較すると、「性別 (sex)」が、具体的な差別基準の具体例として示されている。なぜこれが具体例の先頭に置かれたのか、その理由は前述したとおりである。

理由は不明だが、草案では独立していた女性優遇条項が、再び無差別条項の中に戻されている。

また、トリアージ禁止の記述が変更になった。これはもう英語のニュアンスの問題なので、日本語で示すのには限界があるが、「優先的な治療は、緊急の医療上の理由に対してのみ許される (Priority treatment is permissible only for urgent medical reasons)」が、「緊急の医療上の理由のみが、治療の優先順序決定を根拠づける (Only urgent medical reasons will authorize priority in the order of treatment to be administered)」となった。条件は、より厳しくなったと感じられる。

逆に言うと、審議参加者は、もしかするとこのトリアージ禁止条項が、将来は抜け穴になるのではないかという一抹の不安を持っていたということではないだろうか。だから少しでも厳しい表現に変えたのだろう。

もし半世紀後から助言できるのならば、女性優遇の条項も、トリアージ禁止を明示した条項も、消せば良かったのである。

そして、「いかなる差別も受ける」となく (without any distinction) は、「いかなる敵対的な差別も受ける」となく (without any adverse distinction) へと変化した。背景には、敵対的でない差別、つまり優遇なら良い、という考え方が出現したためである。この考え方が完全に間違っていることは後述する。

六月二〇日、第一委員会の第三三回審議で、草案の審議が行なわれ (Drafting Committee)、草案修正案の第二項と第三項の間に、次の条文を第三項として挿入することが提案された。

③ Any attempts upon their lives, or serious violence to their persons, shall be strictly prohibited; in particular, they shall not be murdered or exterminated, subjected to torture or to biological experiments; they shall not willfully be left without medical assistance and care, nor shall conditions exposing them to contagion or infection be created.

③ 彼らの生命又は身体に対する**重大な暴行**は、厳重に禁止する。特に、彼らは、殺害し、みな殺しにし、拷問に付し、又は生物学的実験に供してはならない。彼らは、治療及び看護をしないで故意に遺棄してはならず、また、伝染又は感染の危険にさらしてはならない。

これは、「**重大な暴行 (serious violence)**」の部分を除き、そのまま第一条約第一二条の第二項の中に取り込まれたので、防衛庁訳をそのまま掲載した。ただし、前後の整合性をとるため、「それらの者」は「彼ら」とした。

この条文は、もともとソヴィエト連邦代表が提案していた条文である。ソ連代表は、第三条約草案の第一二条（最終の正式条約では第一三条となった）に記述されていた、捕虜に対する生体実験等の禁止等を、第一条約にも組み込むことを提案したのである。

その草案第三条約第一二条は次の通りである。

DRAFT CONVENTION RELATIVE TO THE TREATMENT OF PRISONERS OF WAR

(Draft as approved by the XVIIIth International Red Cross Conference, August 1948
Stockholm)

捕虜の待遇に関する条約のストックホルム草案

(第二条約草案)

PART II. GENERAL PROTECTION OF PRISONERS OF WAR

第二編 捕虜の一般的保護

1948DG3-Article 12. -Humane treatment of prisoners

Prisoners of war must at all times be humanely treated and protected, particularly against acts of violence and intimidation, against insults and public curiosity.

- ② Measures of reprisal against them are prohibited.
- ③ No prisoner of war may be subjected to physical mutilation or to medical or scientific experiments of any kind.

一九四八年第三条約草案の第一二条 「捕虜の人道的待遇」

捕虜は、常に人道的に待遇され、さらに、特に暴行されたり、脅迫されたり、侮辱されたり、さらし者にされたりする行為から、保護されなければならない。

- ② 捕虜に対する報復措置は、禁止する。
- ③ いずれの捕虜も、身体を切断したり、あるいは医学的または科学的実験に供したりすることは許されない。

これは主に、ドイツのナチスや日本軍が行なった生体実験などを念頭に置いた提案であるが、捕虜条約の記述を戦地傷病者条約にも組み入れたり、逆に、戦地傷病者条約の記述を捕虜条約に組み入れたり、一九四九年のジュネーヴ諸条約は、四条約間の整合性をとることに忙しかったことを意味している。

捕虜条約ではただの「暴行 (violence)」と記述されていたものが、ソ連案では「**重大な暴行 (serious violence)**」となっていたのが問題になった。

オランダ代表のメラーマ (MELLEMA 海軍軍医大尉 大佐の間違い) が、いかなる暴力もジュネーヴ条約の違反であることを強く主張し、ソ連案にある「重大な暴行 (serious violence)」から「重大な (serious)」を取り除くように要求した。

カナダ代表のクロフォード (CRAWFORD カナダ国防省軍医?) は、オランダの提案に反対した。正当な医療行為として行なったものも、場合によっては暴行であると思われ、見做される恐れがあるので、「重大な暴行 (serious violence)」としておくのが良いと、意見を述べた。

しかし、「軽い暴行」は禁止されていないのだと誤解されないように、クロフォードは、ソ連案の条文を独立した条項とはせず、修正案第二項の第一文(第一センテンス)の後ろに挿入し、第二項の第二文(トリアージ禁止条項)と第三文(女性優遇条項)は、それぞれ項立てを独立させることを提案した。そうすると次のようになる。

Article 10.

Members of the armed forces and other persons mentioned in the following Article who are wounded or sick shall be respected and protected in all circumstances.

② They shall be treated humanely and cared for by the belligerent in whose power they may be, without any adverse distinction founded on sex, race, nationality, religion, political opinions or any other similar criteria. Any attempts upon their lives, or serious violence to their persons, shall be strictly prohibited; in particular, they shall not be murdered or exterminated, subjected to torture or to biological experiments; they shall not willfully be left without medical assistance and care, nor shall conditions exposing them to contagion or infection be created.

③ Only urgent medical reasons will authorize priority in the order of treatment to be administered.

④ Women shall be treated with all consideration due to their sex.

⑤ Nevertheless, the belligerent who is compelled to abandon wounded or sick to the enemy shall, as far as military considerations permit, leave with them a portion of his medical personnel and material to assist in their care.

第一条約草案第一〇条の六月三〇日修正案

次条に掲げる軍隊の構成員及びその他の者で、傷者又は病者であるものは、すべての場合において、尊重され、且つ、保護されなければならない。

② 彼らは、彼らを権力内に保ち得る交戦者によって、性別、人種、国籍、宗教、政治的意見、あるいは他の同様の基準に基づいていかなる敵対的な差別も受けることなく (without any adverse distinction founded on sex, race, nationality, religion, political opinions or any other similar criteria)、人道的に扱われ、看護されるべきである。彼らの生命を奪おうとすること、あるいは心身(身体や人格)に重大な暴行 (serious violence) を加えることは、厳重に禁止する。特に、彼らは、殺害し、みな殺しにし、拷問に付し、又は生物学的実験に供してはならない。彼らは、治療及び看護をしないで故意に遺棄してはならず、また、伝染又は感染の危険にさらしてはならない。

③ 緊急の医療上の理由のみが、治療の優先順序決定を根拠づける (Only urgent medical reasons will authorize priority in the order of treatment to be administered)。

④ 女子は、女性に対して扱うべきあらゆる考慮をもって (with all consideration) 待遇されるものとする。

⑤ しかし交戦者は、止むを得ない事情で敵側に傷病者を遺棄せざるを得なくなった場合も、軍事上の状況が許す限り、傷病者の看護を補助するための衛生科隊員と衛生資材を、傷病者とともに残すべきである。

このとき、審議参加者の関心は「重大な暴行 (serious violence)」の「重大な (serious)」を消すか残すかに集中し、長い議論の末の投票の結果、「十五対十三」の僅差で消すことに決まった。

そのためであろうか、カナダの配置変更案は、その影響が検討されることなく、そのまま通ってしまった。

この草案第一〇条は、赤十字条約の最も重要な条項 (第三回赤十字条約第一条) を引き継ぐ赤十字精神の象徴的条項であり、赤十字国際委員会が使用する語句の選択や配置に細心の注意を払って草案を作った第一〇条であるが、このときの審議記録を見る限り、カナダの配置変更案は投票にかけられることなく、無批判に受け容れられたことがわかる。

配置変更の結果、第二項の第一文、つまり無差別を記述した部分と、新しい第三項、つまりトリアージ禁止条項との間に、大きな距離感が生じたことになったが、その将来的な影響 (第三項が、第二項第一文から切り離されて解釈される危険性) を見抜けるだけの人物は、この会議にはいなかったということである。

あるいは、審議参加者は草案からの変化をずっと追いかけてきたので、距離感が開いたという感覚そのものが生じなかったのかもしれない。

また、このときの審議で、第五項の「しかし (Nevertheless)」は不要と判断され、削除された。

なぜ不要と判断されたのか。

第二項第一文の無差別要求の記述から距離が離れすぎたため、意味が繋がらなくなったのである。

すでに前述しているが、この「しかし (Nevertheless)」は、一九〇六年の第二回赤十字条約のときは「しかし (however)」であり、次のような意味を持っていたのである。

「無差別規定によれば、傷病者は敵味方の区別なく扱われるので、部隊が後退する時に、傷病者のみを残しても、何ら人道倫理上の問題はないはずであるが、しかし (言語・風習の違い、衛生資材の不足などの現実的問題もあるので) 」

傷病兵の治療看護に必要な衛生要員や資材を残すように求めることで、敵でも味方でもなくなった傷病者を押し付け合うような事態の発生を予防しようとしていたのである。無差別の記述との距離感が大きくなりすぎたため、「しかし(Nevertheless)」で続けることができなくなったのである。

この案は七月一六日の第五回調整会議にかけられるが、重要条文であり、これまでも多くの審議が重ねられているので、基本的には変更しないことで同意した。重要条項なので、十分な審議が尽くされており、調整会議で意見することは控えたという訳である。そして七月二二日の第一〇回総会を通過した。このころ、ほぼ現行の条文(第一条約第一二条)のようになっていた。

以上紹介してきた、第一条約草案第一〇条の、一連の変化を整理すると次の表になる。

この表で、「**Para-①**」は、一九四九年第一条約防衛庁訳の第一二条第一項を意味する。「**J**」の着いていないものは、英語版の条項番号を示している。つまり「**Para-④**」は、英語版の第④項を指している。

ひとつ前の段階の条項(案)と比較して変化を分析する上で、着目する必要がある変更部分は文字を**赤色太字**で示している。

英語版の第一条約第一二条第四項が、防衛庁訳では第四項(女性の優遇)と第五項(遺棄傷病兵の看護)とに分離されているが、防衛庁訳の五つの項に分ける流儀は、歴史的には、条約の草案の分類形式に沿ったものであると前述したが、表を見るとわかりやすい。

なぜ、防衛庁訳で英語版の第四項が二つに分離したのか、その経緯は不明である。

なお、赤十字国際委員会が作成した「ジュネーブ条約解説 I (Commentary)」も、第一二条の解説は、第四項を二つに別けて行なっている。

この表では、「**Para-③**」が、トリアージ禁止条項である。国際条約の改定にもなっており、条番号も、項番号も、変化していくので、条約の変化を分析する時は、具体的な意味で条項を名付けた方が、便利が良い。英語の条文では、一九四八年に「**Para-②**」の一部として出現し、一九四九年の審議で第二項から独立して、「**Para-③**」となったことが分かるだろう。

トリアージは、赤十字精神に反する差別なので、このトリアージ禁止条項がなくても禁止であることは明らかなのであるが、特にそれに念を押し、再確認を明記している条項という意味で、本書の中ではトリアージ禁止条項と呼んでいる。

表. 赤十字条約無差別条項の変化（一九二九～一九四九）

防衛庁訳→	JPara-①	JPara-②	JPara-③	JPara-④	JPara-⑤
1929-Art-1	Para-①	Para-① <i>nationality</i>	---	---	Para-②
1938-Art-1	Para-①	Para-① nationality	---	---	Para-②
1947-Art-1	Para-①	Para-① nationality, <i>race, religion,</i> <i>or political opinion</i>	---	Para-①	Para-②
1948-Art-10	Para-①	<i>Para-②</i> <i>race</i> , nationality, religion or political opinions, <i>or</i> <i>any other</i>	<i>Para-②</i>	<i>Para-③</i>	Para-④
1949-Art-12	Para-①	Para-② <i>sex</i> , race, nationality, religion, political opinions, or any other <i>生体実験等禁止の文言</i> <i>追加</i>	<i>Para-③</i>	<i>Para-④</i>	<i>Para-④</i>
防衛庁訳→	JPara-①	JPara-②	JPara-③	JPara-④	JPara-⑤

防衛庁訳 項立区分	第一項 尊重保護	第二項 無差別	第三項 選別禁止	第四項 女性優遇	第五項 傷者遺棄
一九二九年 第一条	第一項	第一項 国籍	(-)	(-)	第二項 傷者遺棄
一九三八年 第一条	第一項	第一項 国籍	(-)	(-)	第二項
一九四七年 第一条	第一項	第一項 国籍、人種、宗教、あるいは 政治的意見による	(-)	第一項 女性優遇	第二項
一九四八年 第一〇条	第一項	第二項 人種、国籍、宗教、あるいは 政治的意見による・・・ 同様の 基準に基づく他のいかなる 差別も受けることなく	第二項 選別禁止	第三項	第四項
一九四九年 第一二条	第一項	第二項 性別、人種、国籍、宗教、政 治的意見・・・同様の基準に 基づくいかなる敵対的な差 別も受けることなく 生体実験等禁止の文言追加	第三項	第四項	第四項

表から、捕虜条約に出現した優遇条項の考え方から、戦地傷病者条約における無差別の保護を強化するために追加されたトリアージ禁止条項が、本来立つべき守備位置から、遠くに離されて行く過程が分かるだろう。

表中では省略したが、差別否定の記述は次のように変化している。一九〇六年以降は「差別を受けることなく (without distinction)」、「一九四七年以降は「いかなる差別も受けることなく (without any distinction)」、「一九四九年六月以降は「いかなる敵対的な差別も受けることなく (without any adverse distinction)」、「そしてこれが、現行の一九四九年ジュネーヴ条約の差別否定の表現となっている。

これらの変化を見ると、捕虜条約の女性優遇の考え方が組み込まれたり、英国が「distinction」ではなく「discrimination」を提案したのに否定されたりすることによって、有利な差別まで禁じられるわけではないという考え方が一般化し、「認めないのは敵対的な差別だけである」という認識に変化したことが分かる。

根本的に、審議参加者の感覚が間違っている。戦地傷病者条約の無差別条項は、生命を代表とする基本的人権を対象としているのである、基本的人権は、絶対的に平等であり、差別してはならないというのが赤十字条約の本質的要求である。だから、いかなる「優遇」も無いのである。敵対的もクソもないのだ。いかなる差別も、基本的人権に関しては無い、とのみ記述すべきなのである。

ところが、いつの間にか、有利な差別まで禁じられるわけではないという考え方が普及してしまったのである。余ったケーキを女性に優先するといったことと同じレベルで、基本的人権の差別が議論されてしまったのである。これが間違いないというのなら、ルソー以降の民主主義を根底から否定し、覆さなければならぬ。ニュルンベルク裁判も、極東裁判も、日本国憲法も、すべて無効である。

しかしピクテは、敵対的でない差別、つまり優遇を認める雰囲気には、強い影響を受けたと考えられる。では、本書が問うピクテの責任は、審議参加者全体の責任として問うべきか。

いや、赤十字国際委員会のピクテは、審議全体の間違った雰囲気や警笛を発するべき立場の人間なのであるから、やはり、ピクテの責任なのである。

なお、この第一条約草案第一〇条は、重複的に増殖するように、「第一章 総則」の条項にも組み込まれた。その結果、成立した一九四九年の第一条約では、第一章第三条と第二章第一二条に、無差別が記述されている。第三条は、総則なので、かなり一般的な状況を包括できるような記述となっており、また、第一条約から第四条約までのすべてに共通の条項の一つとなっている。第三条の一部のみを紹介する。

Article 3. - Conflicts not of an international character

In the case of armed conflict not of an international character occurring in the territory of one of the High Contracting Parties, each Party to the conflict shall be bound to apply, as a minimum, the following provisions:

(1) Persons taking no active part in the hostilities, including members of armed forces who have laid down their arms and those placed hors de combat by sickness, wounds, detention, or any other cause, shall in all circumstances be treated humanely, without any adverse distinction founded on race, colour, religion or faith, sex, birth or wealth, or any other similar criteria.

諸条約共通の第三条 「国際的性質を有しない紛争」 (防衛庁訳)

締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少くとも次の規定を適用しなければならない。

(一) 敵対行為に直接に参加しない者（武器を放棄した軍隊の構成員及び病気、負傷、抑留その他の事由により戦闘外に置かれた者を含む。）は、すべての場合において、人種、色、宗教若しくは信条、性別、門地若しくは貧富又はその他類似の基準による不利な差別をしないで人道的に待遇しなければならない。

この第三条には、女性優遇条項は無い。だから「性別 (sex)」が差別基準の先頭に置かれていないのである。国際的な性質を持たない紛争が対象なので、「国籍 (nationality)」が差別基準として示されていない。もちろん、列举されていないということは、国籍を基準に差別してよいという意味ではない。具体例として重要でないので省略したにすぎない。

さて、第一条約草案第一〇条の最終案について、審議終了後の総括説明があるが、その前に、第二条約草案など、他の関連条項の審議を見ておこう。第二条約は、第一条約と同じく第一委員会が審議した。第三条約や第四条約についての審議は、調整会議等を通じて第一条約の審議にも影響した。

四〇 一九四九年ジュネーヴ条約草案審議（第二条約～第四条約）

まず、海戦犠牲者を対象とする第二条約草案の第一条を見てみよう。これは最終的な一九四九年の第二条約では第一二条となっている。多くの人は、結果としてのジュネーヴ諸条約だけを見ているので、第一条約の第一二条と、第二条約の第一二条とが、最初からヘアになっていると思ってしまうのだろうが、草案では、前者が第一〇条、後者は第一条に置かれていたものである。それだけ、審議が、条約間の整合性を重視したということである。その形式的な美意識のために、無差別条項が犠牲になっただけでは、まったく意味がないと思えるのだが。

DRAFT CONVENTION FOR THE RELIEF OF WOUNDED, SICK AND SHIPWRECKED MEMBERS OF ARMED FORCES ON SEA

(Draft as approved by the XVIIth International Red Cross Conference, August 1948
Stockholm)

海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の救助に関する条約のストックホルム草案
(第二条約草案)

CHAPTER II – WOUNDED, SICK AND SHIPWRECKED

第二章 傷者、病者及び難船者

1948DG2-Article 11.-Protection and care

Members of the land, sea and air forces and the other persons designated in Article 3 of the Convention of . . . relative to the treatment of Prisoners of War who may be on sea and who are wounded, sick or shipwrecked, shall be respected and protected in all circumstances.

② They shall be treated humanely and cared for by the belligerent in whose power they may be, without any distinction of race, nationality, religion or political opinions, or any other distinction founded on similar criteria.

③ **Priority treatment is permissible only for urgent medical reasons.**

④ **Women shall be treated with all consideration due to their sex.**

一九四八年第二条約草案の第二一条 「保護及び看護」

捕虜の待遇に関する条約の第三条に掲げる陸海空軍の構成員及びその他の者で、海上にある可能性があつて、傷者、病者又は難船者であるものは、すべての場合において、尊重され、且つ、保護されなければならない。

② 彼らは、彼らを権力内に保ち得る交戦者によつて、人種、国籍、宗教、あるいは政治的意見によるいかなる差別も受けることなく、あるいは同様の基準に基づく他のいかなる差別も受けることなく (without any distinction of race, nationality, religion or political opinions, or any other distinction founded on similar criteria) 人道的に扱われ看護されるべきである。

③ **優先的な治療は、緊急の医療上の理由に対してのみ許される。**

④ **女子は、女性に対して払うべきあらゆる考慮をもつて (with all consideration) 待遇されるものとする。**

第一条約草案第一〇条と比較すると、傷病者を置き去りにせざるを得なくなったときに、衛生隊員や資材を残せと要求する条項がないことに気づく。陸戦と異なり、途中で傷病者を海上に遺棄することはないからである。海上に遺棄することは殺すことと同じ意味になり、衛生要員と一緒に遺棄する意味が無い。

その他の内容は、「難船者」が追加になっただけで、基本的に同じものであるが、興味深いことに、第二条約草案第一条では、トリアージ禁止条項が、最初から、つまり草案の審議前から独立した項目になっていることである。

常識的には、最初に赤十字条約の本流である第一条約草案を作成し、その枠組みを借りて、海戦遭難者における第二条約案を作成するのが自然な手順である。具体的に、赤十字国際委員会や各国政府専門家の、誰が草案のどの部分の作成を担当したのか、分担の要領などが不明なので、如何なる意図をもつて第二条約のトリアージ禁止条項には独立した項立てを用意したのか、理由を推測することも難しい。独立した項立ての意味など、まったく気にかけていない人物が草案を用意した、というのが答えかもしれないが。

それでは、この第二条約草案第一条の最終的審議結果を見ておこう。

Convention (II) for the Amelioration of the Condition of Wounded, Sick and Shipwrecked Members of Armed Forces at Sea. Geneva, 12 August 1949.

海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約

(第一条約)

1949G2-Article 12. - Protection and care

Members of the armed forces and other persons mentioned in the following Article, who are at sea and who are wounded, sick or shipwrecked, shall be respected and protected in all circumstances, it being understood that the term "shipwreck" means shipwreck from any cause and includes forced landings at sea by or from aircraft.

② Such persons shall be treated humanely and cared for by the Parties to the conflict in whose power they may be, **without any adverse distinction** founded on sex, race, nationality, religion, political opinions, or any other similar criteria. Any attempts upon their lives, or violence to their persons, shall be strictly prohibited; in particular, they shall not be murdered or exterminated, subjected to torture or to biological experiments; they shall not wilfully be left without medical assistance and care, nor shall conditions exposing them to contagion or infection be created.

③ **Only urgent medical reasons will authorize priority in the order of treatment to be administered.**

④ Women shall be treated with all consideration due to their sex.

一九四九年第二条約の第二二条 「海上傷病者及び難船者の保護」

次条に掲げる軍隊の構成員及びその他の者で、海上にあり、且つ、傷者、病者又は難船者であるものは、すべての場合において、尊重し、且つ、保護しなければならぬ。この場合において、「難船」とは、原因のいかんを問わず、あらゆる難船をいい、航空機による又は航空機からの海上への不時着を含むものとする。

② それらの者をその権力内に有する紛争当事国は、それらの者を性別、人種、国籍、宗教、政治的意見又は**その他類似の基準による差別をしないで**人道的に待遇し、且つ、看護しなければならない。それらの者の生命又は身体に対する暴行は、厳重に禁止する。特に、それらの者は、殺害し、皆殺しにし、拷問に付し、又は生物学的実験に供してはならない。それらの者は、治療及び看護をしないで故意に遺棄してはならず、また、伝染又は感染の危険にさらしてはならない。【(編集メモ) 防衛庁訳なので直す】

③ 治療の順序における優先権は、**緊急な医療上の理由がある場合に限り、認められる。**【(編集メモ) 防衛庁訳なので直す】

④ 女子は、女性に対して払うべきすべての考慮をもって待遇しなければならぬ。

次に、捕虜を対象とした第三条約草案の第一四条の審議結果である一九四九年の第三条約第一六条を見ておこう。第三条約草案の第一四条のルーツは、一九二九年の捕虜条約第四条である。

Convention (III) relative to the Treatment of Prisoners of War. Geneva, 12 August 1949.

捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約

(第三条約)

Part II. General Protection of Prisoners of War

第二編 捕虜の一般的保護

1949G3-Article 16. -Equality of treatment

Taking into consideration the provisions of the present Convention relating to rank and sex, and subject to any privileged treatment which may be accorded to them by reason of their state of health, age or professional qualifications, all prisoners of war shall be treated alike by the Detaining Power, without any adverse distinction based on race, nationality, religious belief or political opinions, or any other distinction founded on similar criteria.

一九四九年第三条約の第十六条 「平等な待遇」

階級及び性別に関するこの条約の規定に考慮を払い、また、健康状態、年齢又は職業上の能力を理由として与えられる有利な待遇を留保して、捕虜は、すべて、抑留国が人種、国籍、宗教的信条若しくは政治的意見に基く差別又はこれらに類する基準によるその他の差別をしないで均等に待遇しなければならない。

この第三条約第一六条の題目は「平等な待遇 (Equality of treatment)」であるが、前述したように、赤十字国際委員会が用意した草案第一四条では「差別的待遇 (discriminatory treatment)」であったことから、赤十字国際委員会が、軍隊における非民主主義的な人間関係については、積極的に認める姿勢を持っていることがわかる。

「差別的待遇」とは、「傷病者でない健康な軍人に対しては認める差別的待遇」という意味であり、戦地傷病者の待遇に要求する完全な無差別のカウンタとして置かれていたものである。

ところが、条約の審議を通じて「差別的待遇」が「平等な待遇」に変えられたことは、この本来の意味が失われてしまったことを示している。このように無差別を守るためのカウンタとして置かれたものまで潰していくほど、一九四九年の審議は、足並みを揃えることが重視されたのである。

赤十字が認める差別、認めない差別の区分を明確に理解しておくことは、重要である。

赤十字は戦争の存在を前提として認め、その戦争を遂行する軍隊の存在を基本的に認めている。つまり、軍隊に限っては、非民主主義的な人間関係、身分制を認め、戦闘外に出た負傷兵については、民主主義的な人間関係に立った扱いを要求しているのである。

その理由は複雑である。捕虜を出す側の軍の考え、捕虜を收容する側の軍の考え、戦地傷病者に対する保護との区別を明確にし、傷病者が確実に保護されるようにしたい赤十字の考えなどが複雑に関係しあっていると考えられる。赤十字は、軍隊を特例として認めることによって、文民との識別を明確にし、生命等への直接被害を軍人に限定できる可能性を、文民に拡散させない可能性を重視しているように見える。

また、理由のひとつは、捕虜を「烏合の衆」として扱うよりは、秩序を持った組織体として扱った方が管理しやすいという便宜であろうと考えられる。捕虜收容側も、また捕虜回収後の迅速な再活用を図りたい側も、捕虜には軍人としての地位を与え続けていた方が、都合がよいことは明らかである。

「部下について責任を負う一人の者が指揮していること (that of being commanded by a person responsible for his subordinates)」という条件は、古くから軍隊(に相当する組織)として最も重要な条件とされ、一九四九年の第三条約第四条でも、民兵等が軍隊に相当すると見なせる条件の一つに採用されているが、この条件を言い換えると「自由もなく、平等もない非民主主義的な人間関係を持つことが認められた組織である」となる。

捕虜条約では積極的に特定の差別を認めるという姿勢が示されたので、ごく自然に、「それでは婦女子は特に優遇しよう、それを明記しよう」という考えが生じてくる。一九四九年の第三条約第一六条では、軍人である捕虜が対象なので、階級による差別と、性別による差別は「**階級及び性別 (rank and sex)**」と、一緒に扱われている。このこと自体が、性別による優遇は、基本的人権に対する無差別を要求する第一条約で扱うべきレベルの問題ではないことを示しているのである。女性優遇条項は、一九二九年の時点では、捕虜条約内に留まっていたので、当時の関係者は、そういうことをきちんと認識できていたのだろう。

次に示す第三条約の第一七条は、戦地傷病者と捕虜との扱いの違いを示す典型的な条項のひとつである。捕虜は、階級や誕生日(年齢)を正直に供述しなければならぬことになっている。それは階級や年齢で、差別するために必要な情報だからである。

逆に、戦地傷病者をひとりの人間として扱う第一条約には、負傷兵の階級や年齢を供述しなければならないという規定は無い。一切、そうしたもので差別をするなど

要求しているわけだから、必要の無いことなのである。第三条約第一七条の第二項までを示す。

Convention (III) relative to the Treatment of Prisoners of War. Geneva, 12 August 1949.

捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約

(第二条約)

Part III. Captivity Section 1. Beginning of Captivity

第三編 捕虜たる身分 第一部 捕虜たる身分の開始

1949G3-Article 17. -Questioning of prisoners

Every prisoner of war, when questioned on the subject, is bound to give only his surname, first names and rank, date of birth, and army, regimental, personal or serial number, or failing this, equivalent information.

② **If he wilfully infringes this rule, he may render himself liable to a restriction of the privileges accorded to his rank or status.**

一九四九年第三条約の第十七条 **〔捕虜の尋問〕**

各捕虜は、尋問を受けた場合には、その氏名、階級及び生年月日並びに軍の番号、連隊の番号、個人番号又は登録番号(それらの番号がないときは、それに相当する事項)については答えなければならない。

② **捕虜は、故意に前記の規定に違反したときは、その階級又は地位に応じて与えられる特権に制限を受けることがあるものとする。**

戦地傷病者の扱いと、捕虜の扱いに整合性を求めること自体が、根本的に間違っている。

しかしなぜ、このような根本的な間違いを犯したのか。

それは、第二次世界大戦で、捕虜の置かれた状況が、戦地傷病者以上に過酷なものだったからである。そして、その責任の大きな部分を、日本が負っているのである。

本書は、ピクテの間違いを厳しく追求するが、見方を変えると、ピクテがこのように赤十字を台無しにするような間違いを犯した原因は、明らかに日本による捕虜待遇がもたらしたものであると言える。余りにも過酷な捕虜待遇が、捕虜と戦地傷病者を混同させてしまったのである。

次に、民間人を対象とした第四条約を見てみよう。

軍人でない一般人、つまり文民 (Civilian Persons) についても戦地傷病者と同様に、一切の差別を認めない、民主主義的な人間関係しか認めないと明記したのが、一九四九年の第四条約第二七条である。

Convention (IV) relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War.
Geneva, 12 August 1949.

戦地における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約
(第四条約)

Part III. Status and Treatment of Protected Persons

第二編 被保護者の地位及び取扱

Section I. Provisions common to the territories of the parties to the conflict and to occupied territories

第一部 紛争当事国の領域及び占領地域に共通する規定

1949GC3-Article 27. -Treatment I. General observations

Protected persons are entitled, in all circumstances, to respect for their persons, their honour, their family rights, their religious convictions and practices, and their manners and customs. They shall at all times be humanely treated, and shall be protected especially against all acts of violence or threats thereof and against insults and public curiosity.

② Women shall be especially protected against any attack on their honour, in particular against rape, enforced prostitution, or any form of indecent assault.

③ Without prejudice to the provisions relating to their state of health, age and sex, all protected persons shall be treated with the same consideration by the Party to the conflict in whose power they are, without any adverse distinction based, in particular, on race, religion or political opinion.

④ However, the Parties to the conflict may take such measures of control and security in regard to protected persons as may be necessary as a result of the war.

一九四九年第二条約の第二十七条 「被保護者の地位及び取扱」 (防衛庁訳)

被保護者は、すべての場合において、その身体、名誉、家族として有する権利、信仰及び宗教上の行事並びに風俗及び習慣を尊重される権利を有する。それらの者は、常に人道的に待遇しなければならず、特に、すべての暴行又は脅迫並びに侮辱及び公衆の好奇心から保護しなければならない。

② 女子は、その名誉に対する侵害、特に、強姦、強制売淫その他あらゆる種類の猥褻行為から特別に保護しなければならない。

③ 被保護者を権力内に有する紛争当事国は、健康状態、年齢及び性別に関する規定を害することなく、特に人種、宗教又は政治的意見に基く不利な差別をしないで、すべての被保護者に同一の考慮を払ってこれを待遇しなければならない。

④ もつとも、紛争当事国は、被保護者に関して、戦争の結果必要とされる統制及び安全の措置を執ることができる。

ただし、第三項をよく見ると、健康状態、年齢、性別についての特別優遇規定を除くという例外が明記されている。この優遇は、基本的な人権については平等に扱っ

た上で余裕がある場合の優遇であり、生死を決めるような優先ではないので、たとえば「健康 (health)」という用語を使用している。

文民の場合は「健康状態、年齢及び性別 (state of health, age and sex)」について優遇を認め、戦地傷病者の場合は「性別 (sex)」についてのみ優遇が記述されているのは、戦地傷病者は、つい先ほどまで軍人として戦闘していた者であり、重要なのは「健康 (health)」ではなく、生死を決めるような傷病の治療であり、また（老人はどうでもよいが）子供を兵士として認めていないので、「性別 (sex)」のみについて優遇が記述されたのである。

そして、生死を決めるような傷病の治療については、無差別原則の徹底が当然であり、トリアージ禁止条項を、女性優遇条項と同じような目的をもったものであると、つまり差別の許可であると解釈してはいけないのである。

ここで、参考までに、一九四八年の草案の段階で、文民の保護がどのように記述されていたのかを見てみよう。

DRAFT CONVENTION FOR THE PROTECTION OF CIVILIAN PERSONS IN TIME OF WAR

(Draft as approved by the XVIIIth International Red Cross Conference, August 1948
Stockholm)

文民の保護に関する条約のストックホルム草案 (第四条約草案)

PART III. STATUS AND TREATMENT OF PROTECTED PERSONS

第三編 被保護者の地位及び取扱

SECTION I. PROVISIONS COMMON TO THE TERRITORIES OF THE PARTIES TO THE CONFLICT AND TO OCCUPIED TERRITORIES

第一部 紛争当事国の領域及び占領地域に共通する規定

1948DG4-Art.25 – Treatment I. General remarks

Protected persons are entitled, in all circumstances, to respect for their persons and their honour. They shall at all times be humanely treated and protected, particularly against acts of violence or intimidation, against insults and public curiosity.

Without prejudice to the provisions relative to their **state of health, age and sex**, all protected persons shall be treated alike by the Party to the conflict in whose power they are, **without any difference founded on race, religious belief or political opinions, or any other distinction based on similar criteria.**

一九四八年第四条約草案の第二五条 「待遇 I 一般的注意」

被保護者（文民）は、すべての場合において、身体及び人間の尊厳を尊重されなければならぬ。彼らは常に人道的に待遇され、さらに、特に暴行されたり、脅迫さ

れたり、侮辱されたり、さらし者にされたりする行為から、保護されなければならない。

彼らの健康状態や年齢および性別に関する優遇条項を侵害されることなく、すべての被保護者は、彼らを権力内に有する紛争当事者（国）によって、人種や宗教的信条、あるいは政治的意見によるいかなる差別（*difference*）も受けることなく、あるいは同様の基準に基づく他のいかなる差別も受けることなく、平等に待遇されるべきである。

1948DG4-Art.26 – Treatment II. Responsibilities

The Party to the conflict in whose hands protected persons may be, is responsible for the treatment granted to them, irrespective of any individual responsibility that may rest in this matter on officials, law officers, members of the armed or police forces, or on any other person.

一九四八年第四条約草案の第二六条 「待遇Ⅱ 責任」

被保護者を権力内に有し得る紛争当事国は、彼らに与えられるべき待遇については、官吏、法務官、軍もしくは警察の構成員、あるいは他の誰であろうと、その待遇に関するいかなる個人的な責任があるかを問わず、責任を負う。

1948DG4-Art.27 – Treatment III. Women and children

Women shall be specially protected against any attacks on their honour or dignity.

Children under fifteen shall in all circumstances enjoy preferential treatment, particularly as regards food; medical care and protection against the effects of war.

Expectant mothers and mothers of children under seven shall also enjoy preferential treatment.

一九四八年第四条約草案の第二七条 「待遇Ⅲ 女子および児童」

女子は、彼らの名誉や品位に対するいかなる攻撃からも、特別に保護されなければならない。

十五歳未満の児童は、すべての場合において優遇による恩恵を、特に食料、医療、そして戦争被害からの保護に関して、受けるべきである。

妊産婦及び七歳未満の幼児の母も同様に、優遇による恩恵を受けるべきである。

この条約草案で記述されている優遇が、生命という基本的な人権に関することではないことは明白である。もしそのような優遇が生命に関するものであれば、十五歳とか、七歳とか、といった線引きそのものが大問題となるだろう。余ったケーキを誰に配るかといったレベルの話だから、人間の成長期を何歳で区切るかは文化によって異なるはずだが、適当で良いのである。

四つの諸条約の審議の経緯を研究すると、戦地傷病者の治療における無差別の維持に、細かい注意を払いながら審議を進めたことが分かる。トリアージ禁止条項が加えられたのも、その規制表現が厳しく変えられたのも、こうした注意のためである。

健常人であり且つ軍人でもある捕虜の一般的処遇については、階級や職能、性別等による差別的扱いを認めるが、傷病者の治療においては、そのような優遇を一切認めない、万人の平等な扱いを要求するということを重ねて強調したのがトリアージ禁止条項だったのである。ところが、四条約間の整合性をとることを優先したために、多くの注意を台無しにするような変化も加えられてしまった。

こうした経緯を知る者が、このトリアージ禁止条項の文言を、特別な差別については認めているように解釈するのは、赤十字の歴史的努力を無視した、やってはいけない誤解ということになる。

一九四九年のジュネーヴ条約草案の審議に参加した軍医らには、「トリアージ禁止の明記」と正確に認識されており、そうであればこそ英国代表は、守れないこと無法で禁止するなど、削除を要求したのである。英国の異議は、多数決で却下されてしまったが、その後の世界の歴史をみると、トリアージを巡る問題は、結局、英国代表の危惧した通りに進んでいくことになる。

こうした条約変遷の歴史的経緯を知りうる立場にありながら、明治からの歴史を断ち、一九四九年の条約に対しても冷徹な態度をとり、条約審議記録の研究も放棄し、陸上自衛隊衛生における赤十字教育を徹底的に廃れさせたのが、陸上自衛隊初期の元軍医である。

本書がここで解説している経緯など、審議記録をさっと見るだけで、軍医ならば簡単に気づくことなのである。

もうひとつ、興味深い事実を紹介しておこう。

一九七七年の追加議定書のための審議は、一九七四年から一九七七年にかけて実施された。その記録によると、一九七四年三月二日、ベルギー代表のカルカス (CALCUS) が、「**軍医は、最大多数の患者に最大の医療を提供するという基本原則に基づいて治療するものである (Military doctors work on the basis of providing the maximum amount of care to the maximum number of patients)**」という発言を行なっている。

しかし、一九四九年の審議記録のうち、トリアージに関係した条項の審議部分を、「maximum」とか「greatest」といった文字で検索しても、そのような功利主義のスローガンは一切見られない。

ベルギー代表が功利主義のスローガンを唱えた一九七四年は、米軍がヴェトナムから撤退した翌年であり、ヴェトナム戦争で米軍が大々的に功利主義をアピールしながらトリアージを実施したことの影響を受けていることは間違いないだろう。NAT

○本部が置かれたベルギー代表の発言であるというのも、なんとも皮肉な出来事が審議記録に残されたものである。

一九七七年の追加議定書のための審議では、こうした功利主義的な発言があっても、まったく異議が唱えられることなく、審議が続けられている。ピクテを始めとして、一九七七年の追加議定書のための審議参加者は、誰も功利主義の問題に気づいていなかった、ということである。

政治学者は、はるか以前から功利主義批判を展開していたから、条約審議を行なった人々の政治的な資質について、大いに問題があると批判があっても、不当な批判とは言えないのかもしれない。

では、ジュネーヴ条約審議の最終段階で、委員会が用意した総括説明を見てみよう。

四一 一九四九年ジュネーヴ条約草案審議（第一条約の解説）

第一条約草案第一〇条の、審議終了後の総括説明を紹介する。審議直後に作成された総括説明は、条約成立後に行なわれた諸研究の影響が少なく、草案作成時や審議当時に担当者が思い描いていた理解の仕方がストレートに反映された内容であると言える。研究者の新しい解釈などは付け加えられていないと期待できるのである。

それでも、審議中の内容からのズレが発生していることに気づく。すでに、変化の種は、しっかりと埋め込まれているのである。英文と和訳を併記し、適宜、訳注を添えた。

Report of Committee I to the Plenary Assembly of the Diplomatic Conference of Geneva, 1949

2) COMMENTARIES CONCERNING THE WOUNDED AND SICK CONVENTION

2) 戦地傷病者条約に関するコメント

CHAPTER II - Wounded and Sick

This Chapter is the most important one in the Convention; indeed it is the foundation on which the whole Convention rests. The principles which it embodies were the work of Henry Dunant. For that reason, the greatest caution has been exercised in dealing with it at all the Conferences held since 1864; and this Committee has, once again, limited itself to defining certain expressions more accurately, in the hope of facilitating their application to existing conditions and preventing any possibility of improper or incorrect interpretation.

第二章 傷者および病者

「この章は、本条約において最も重要な部分である。実に、条約全体がここに、その基礎を置いているのである。この章に盛り込まれている行動原則は、アンリ・デュナンが獲得した成果である。そのため、一八六四年以来のすべての改訂会議において、この章の扱いには最大の注意が払われてきた。そして同じように第一委員会による改定審議も、この章については、戦地傷病者が現在置かれている状況に対して条約を適用しやすくすること、また不適切で間違った解釈のいかなる可能性をも防ぐことを期待して、条文のある部分をより正確に定義することだけに限ったのである。」

Article 10 (Former Article 1)

This Article deals with the protection and care to which the wounded and sick are entitled, and the words "without any distinction of nationality" appeared inadequate to prevent all the forms of **adverse distinction** which an ill-intentioned enemy might be tempted to make with regard to the manner and the order in which persons in its power should be cared for and treated. The text submitted for your consideration explicitly prohibits "unfavourable differential treatment founded on sex, race, nationality, religion, political opinions or any other similar criteria". "Only urgent medical reasons will authorize priority in the order of treatment to be administered". This text is clear: it prohibits any form of **adverse discrimination**, and ensures that all wounded and sick, whether friend or foe, shall be treated on a footing of perfect equality as regards the protection, respect and care to which they are entitled.

草案第一〇条約(前条約の第一条)

「この草案第一〇条は、傷者および病者が受けるべき保護と看護を扱っている。そして「**国籍によるいかなる差別も受けることなく**」(without any distinction of nationality) という表現では、悪意を持った敵が、その権力内に有し、看護し、治療しなければならぬ人々の、看護や治療の方法や順序に関して、冒そうとするかもしれないあらゆる形の「**敵対的な差別(不利な区別)**」を防ぐには、不十分であると思えた。(第一委員会から、総会?での検討のために) 皆さんに提出された条文は、明白に、「**性別、人種、国籍、宗教、政治的意見、あるいはいかなる他の同様の基準に基づく好意的でない差別的治療(unfavourable differential treatment)**」を禁止している。そして、「**緊急の医療上の理由のみが、治療の優先順序決定を根拠づける**」のである。この文言の意味は明らかである。これは、あらゆる形の「**敵対的な差別(不利な差別 adverse discrimination)**」を禁じ、すべての傷者および病者は、味方であろうと敵であろうと、彼らが受けるべき保護、尊重、看護に関する絶対的な平等に基づいて扱われるべきであることを保証しているのである。」

「(訳注)前後の文脈より、このころの **adverse distinction** には、まだ本来の、「敵対的な差別」という意味合いも強く残っていることがわかる。また、トリアージ禁止条項は、確かにこの時点では、無差別を強化徹底するものであると解説されている。トリアージ禁止条項が、無差別を徹底するものであるという解説は、ピクテにより、少しずつ、ある種の差別は認めていることを意味しているような説明へと変化していく。また、第一委員会の審議中に、英国代表が **distinction** の替わりに、より差別に

近い意味合いの discrimination を提案し、反対されたことが、この解説には、まったく反映されていない。平気で、両方を用いている」

The increasing part played by women in military operations led the Committee to provide that **they should be treated with all the consideration due to their sex, as already provided by the Prisoners of War Convention.**

軍事作戦において女性の担う役割が増大しているため、第一委員会は、一九二九年の捕虜条約に既に示されていた「**女子は、女性に対して払うべきあらゆる考慮をもつて (with all the consideration) 待遇されるものとする**」という条文を取り入れた。

〔(訳注) 正規条文では「あらゆる考慮をもつて (with all consideration)」であり、「the」は無し〕

Even these provisions, however, did not appear sufficient to ensure complete protection to the wounded and sick. To all right thinking persons, the words "**Shall be treated and respected in all circumstances**" and "**shall be treated humanely**", may seem perfectly clear and explicit, but the occurrence of appalling atrocities is, unfortunately, sufficient evidence to show that this is not always the case. The Committee therefore considered it necessary to enumerate and expressly prohibit, in this Article, inter alia, some of the most serious offences which a belligerent might be guilty of towards the wounded and sick in its power. …… (以下、生体実験への言及等、省略)

しかしそれでも、傷者および病者の完全な保護を保証するには、まだ十分ではないと思われた。物事を正しく考える人々にとっては、「**すべての場合において、待遇され (治療され) 、且つ、尊重されなければならない (shall be treated and respected in all circumstances)** 」および「**人道的に扱われなければならない (shall be treated humanely)** 」という、赤十字条約の原則を示す文言の意味は、疑う余地がないくらいにはつきりしていて、明確に思えるかもしれない。しかし不幸なことであるが、先の大戦で赤十字条約の締約国により身の毛もよだつような残虐行為が実際に行なわれたことは、このシンプルな原則が常に正しく解釈されるとは限らないことを、はっきりと証明したのである。そこで第一委員会は、この第一二条の中で、なかならず、交戦国がその権力内に有した傷者および病者に対して冒すことになるかもしれない幾つかの最も重大な犯罪については、具体的に列挙して明示的に禁止することが必要であると考えた。

〔(訳注) 解説で引用している条文は、「すべての場合において、尊重され、且つ、保護されなければならない (shall be respected and protected in all circumstances) 」の間違いだらうと思われる。treat(ment) には、待遇の意と、治療の意があり、前後の文脈で見分けなければならない。残念ながら、こういう間違いをされると「perfectly clear and explicit」ではなさ〕

これが、条約草案の審議を直接担当した会議(第一委員会)が最終案に付した解説である。

第二章全体に対するコメントでは、この章が条約中、最も重要な条項を含んでおり、不適切な解釈を生じないように細心の注意を払ったことを述べているが、皮肉にも、この審議をリードした最高の条約解説者であるピクテ自身が、その後たくましい創造力を発揮していくことになる。

以前の赤十字条約にあった国籍の違いによる差別、つまり敵味方の差別を禁止するという表現、つまり「**国籍によるいかなる差別も受けること無く**」(without any *distinction of nationality*)」では、第二次世界大戦で見られた様々な基準による差別を禁止するためには不十分であるので、あらゆる種類の差別を禁止する表現に変えることが強調されている。これでもか、これでもか、としつこいくらいに差別禁止が強調されている。

「禁止されているのは負傷者本人にとって不利になるような差別の禁止であって、本人に有利な区別(優遇)を禁じるものではない」といった解説は、草案審議の中では「**distinction** (差別、区別)」の前に「**adverse** (敵対的な、不利な)」を付けるか否かを検討する際に、議論もあつたのだが、この最終解説の中には一切無い。

好意的に考えると、第二次世界大戦で行なわれた非人道的行為の数々が明らかにされた直後の頃だから、そのような些細なことよりも、差別禁止の徹底の方が、格段に重要であることを強調したのであろうと推測することになる。

トリアージ禁止条項の解説も、(医学的要請を除く)あらゆる差別を「**好意的でない差別的治療**」(unfavourable differential treatment)」として、禁止することに重点が置かれている。無差別の例外として医学的理由があれば「許可する」ということを特記しているのではなく、そういう理由がない限り「禁止である」ことを強調することに重点があるのである。全面的な禁止に重点があつたからこそ、英国代表によるトリアージ禁止条項の削除要求は、長く議論することなく多数決で否決されたのである。

トリアージ禁止条項の削除要求に関する議論が短かったことは、審議参加者にとって迷う部分が少なかったことを意味している。もし、それが許可に重点のある条項であれば、何をどこまで許可するのか、判断のグレーな部分について議論が続き、最終的な同意は得られないものとなっていたであろう。

しかし、議論が少なかったために、軍医同士の間で交わされた短い討論の中身を十分に理解できていなかった者がいたのだろう。ピクテである。

この第一条約草案第一〇条は、最終的な条約では第一二条となった。

では、この第一二条に対して、赤十字国際委員会が、つまりピクテが、どのような解説を行なったのかを見ていこう。

四二 一九五〇年アナリシス発行（赤十字国際委員会）

一九五〇年に赤十字国際委員会は「アナリシス (Analysis for the use of National Red Cross Societies 1950)」という冊子を発刊した。「アナリシス」は、一九四九年八月の条約についての詳しい解説を完成させるまでには年月を要すると見込まれたこと¹から、各国の署名や批准を促進する意味でも、早く条文の解説を示さなければいけないという判断で、条約成立の翌年に発刊したのであるように考えられる。

実際、赤十字国際委員会が「ジュネーヴ条約解説 I (Commentary I)」を発刊したのは一九五二年であった。赤十字国際委員会は、続いて一九五八年に「同IV」、一九六〇年に「同II」と「同III」を発刊した。

この発刊順序と間隔には意味がある。第一条約（戦地傷病者条約）の解説から開始したのは、それが最も重要だからである。その次に第四条約（文民保護）の解説を発刊したのは、ジュネーヴ条約による保護の対象として新しく拡大された新条約だから、第二条約（難船者保護）や第三条約（捕虜）より優先したのである。しかし、その間隔が六年間も空いているのはなぜだろう。

ピクテは、一九五五年八月から一九五六年八月にかけて「赤十字の諸原則」と題する論文を国際赤十字雑誌に連載している。第四条約の解説を完成させる前に、十分な研究期間を置いたのであろう。

防衛庁からの委託による日本語への翻訳作業は、榎本重治（国際法学者）と足立純夫（陸上自衛官）によって進められ、一九五七年（昭和三二年）に「ジュネーヴ条約解説I」、一九六七年に「第三条約解説（足立純夫仮訳）」、一九七四年に「ジュネーヴ条約解説II」、一九七六年に「同IV」の順となっている。この優先順番は、文民保護に対する日本政府の批准努力（翻訳などを通じて、国民による条約遵守を促進する政府の努力）が小さかったことを意味しているのかもしれない。

「アナリシス」における条約の解説は、第一条約の第一章についてではなく、第二章の第一二条についての解説から始まっている。そして、非常に奇妙な説明への変化が現れている。読者は、冒頭から間違った認識であることに気づかれると思う。なお、「差別 (distinction)」は、(ここ)では「区別」と訳した。有利な区別もあるのだ、という説明が「アナリシス」以降、本格化するからである。「敵対的な (adverse)」も「不利な」と訳した。

The Convention, in its successive versions until 1929, named only nationality as a distinction which it would be forbidden to make between the wounded or sick collected on battle-fields. The 1949 text goes further.

この第一条約（戦地傷病者条約）は、一九二九年までの一連の赤十字条約改訂においては、戦場で收容された傷病者の間で禁止される区別として、国籍のみを指定していたのであるが。一九四九年の文言は、そのはるか先を行くものである。

「（訳注）ルカの記述をマタイの記述に変更しただけであり、赤十字条約の最も重要な無差別精神は永久不滅のものである。ピクテは、条約の表面的な変化のために、核心的部分を見失っている。自分たちの改定作業を過大評価しているのではないだろうか」

Article 12 firstly prohibits "adverse distinctions". It is natural and even desirable that a distinction, whatever it may be, should be permitted if it benefits the wounded enemy. Thus, for example, a native of a tropical country and therefore more subject than another to chills, should be allowed extra blankets or be cared for in premises which are better heated.

Similarly, the Article states in Paragraph 3 that "only urgent medical reasons will authorise priority in the order of treatment to be administered". Therefore, a surgeon would have the right to treat one of his own wounded before an enemy, only if medical reasons so demand.

第二二条は、まず第一に、「不利な区別」を禁止しているのである。ある種の区別は、それがどのような区別であれ、もしそれが傷ついた敵に利益をもたらすようなものであれば、許されるべきであると考えることは、自然であり、望ましくなくはないが、例えば、暖かい熱帯地方の出身者であって、そのために寒さに対して弱い者は、より多くの毛布を与えられるか、あるいは、暖かい構内での看護を受けられるようにすべきである。同様に、この第二二条は第二項において、「緊急の医療上の理由のみが、治療の優先順序決定を根拠づける」と述べている。したがって、軍医は、（負傷者の国籍に関係なく）医学的に、敵負傷者より先に自軍の負傷者を治療することが必要な場合のみに、そうすることが正当であると認められるのである。

The Article then enumerates the adverse distinctions which are forbidden: those founded on sex, race, nationality, religion, political opinions, or other similar criteria. A belligerent has no justification for making distinctions between the wounded and sick who need treatment, whether they be friend or foe, and henceforth, both have an equal right to protection, respect and care. Moreover, there is one prescriptive clause which makes a favourable distinction: it states that **women shall be treated with all the consideration due to their sex**. The fact that women take part, to an increasing extent, in military operations made the clause necessary. As a matter of fact, it did already occur in the 1929 Prisoner of War Convention.

第二二条は、次に、禁止される「不利な区別」を列挙している。すなわち、性別、人種、国籍、宗教、政治的意見、あるいはその他同様の基準による不利な区別は禁止されている。交戦者が、治療を必要とする傷病者の間で、味方が敵かに基づいて不利な区別をすることには、正当性がない。そして、これによって、負傷者は、味方も敵も、保護を受け、尊重され、看護される資格を等しく持つのである。さらに、「有利な区別」を求める規定が置かれている。つまり、「**女子は、女性に対して扱うべきあらゆる考慮をもって待遇されるものとする**」と記述されている。軍事作戦に参加する

女性兵士の著しい増加という現実のために、この規定が必要になったのである。実際、一九二九年の捕虜条約において、既に、この女性優遇の規定は始まったのである。

〔(訳注) 無差別より、先に「有利な区分」の説明を行なっている。また、人命の尊重と女性優遇が、まなしく同じレベルで議論されている〕

As we have seen above, the second way in which the Article is made more explicit is by enumerating a series of violations considered as being the gravest a belligerent can commit in regard to the wounded and sick in his power. The injunction is absolute and imperative: "Any attempts upon their lives, or violence to their persons, shall be strictly prohibited". The word "persons" here means the physical as well as the moral person. The enumeration proper follows after the general prohibition, and is not limitative: "In particular, they shall not be murdered or exterminated, subjected to torture or to biological experiments; they shall not wilfully be left without medical assistance and care, nor shall conditions exposing them to contagion or infection be created".

同様に、この第一二条の規定する内容をより明白にする別の方法は、交戦者が、その権力内に有する傷病者に対して犯し得る、一連の最も重大な暴力を具体的に列挙することである。その禁止要求は、絶対的かつ不履行を許さないものである。つまり、「**彼らの生命を奪おうとする**」と、**あるいは心身 (persons) に暴行 (violence) を加えることは、厳重に禁止する**」と記述されている。この記述にある「心身 (persons)」は、精神だけでなく、身体をも意味している。この規定のための具体例の列挙は、一般的な禁止を記述した後が続いており、しかも限定された禁止ではない。つまり、「特に、彼らは、殺害し、みな殺しにし、拷問に付し、又は生物学的実験に供してはならない。彼らは、治療及び看護をしないで故意に遺棄してはならず、また、伝染又は感染の危険にさらしてはならない」と記述されている。

〔(訳注) 正規条文では、「重大な暴行 (serious violence)」となっている。これは「重大な」を入れるか外すかが議論になったのであるが、ピクテは忘れたのだろうか〕

This enumeration calls for some remarks. The clause "they shall not be murdered or exterminated..." covers also the case where a doctor might, for humanitarian reasons, consider taking the life of a patient whose condition was hopeless.

この具体例の列挙に、幾つか寸評を加えておく。「彼らは、殺害し、みな殺しにし、**.....**」という記述は、**医師が、絶望的な病状の患者の生命を、人道的な理由で(薬にさせるために)、奪うことを考えるかもしれないようなケースをもカバーしているのである。**

一九四九年の条約審議第一委員会が、第一条約の審議を終えたときに作成した総括説明と比較すると、この「アナリシス」には、驚くべき変化が始まっている。無差別の説明よりも、「有利な区別」というものがあるという説明から、先に解説が行なわれているのだ。

そして、禁止するのは「あらゆる差別 (any distinction)」ではなく、「不利な区別 (adverse distinction)」であることの説明部分に、将来のピクテの比例原則に繋がる考え方が、具体例として現れている。

そもそも、敵味方に関係なく、一人の人間として扱わなければならないという前提があるのに、敵の待遇について述べるのは、前提を自ら否定しているような解説なのである。この前提があるから、第一二条の第五項(英語正文では第四項の後半部分)は、「もともと」「しかしながら (Nevertheless)」という断わりの接続詞が付いていたのである。

「熱帯地方出身の患者は寒さに弱いだろうから、毛布を多めに与える必要がある。全患者に同数の毛布を与えることが真の平等ではなく、必要性に応じて加減してこそ真の平等なのである」という比例原則の考え方へ発展していくだろうという具体例が示されている。

しかし、全患者に最低限必要な三枚ずつの毛布を配り終え、もし毛布に余剰がある場合は、熱帯地方出身で寒さに弱い患者や、発熱で悪寒を感じている患者に配ります、といった説明が抜けているのである。

基本的な人権を充たす段階では絶対無差別、絶対平等であるという赤十字精神は、一八六四年以来、当たり前になっていたので、注意を促す説明をうっかり抜かしてしまったのかもしれないが、本来余剰能力についてのみ適用すべき比例原則の考え方が、基本的人権を満たす段階での配分の考え方にまで侵入してくることになる。

比例原則の考え方は、全面的に否定されるものではなく、ある条件を満たしている場合は(物資配分など) 限定的に適用できる考え方だと思われる。

また、比例原則の考え方を説明した後、「同様に (Similarly)」という言葉に続けて、トリアージ禁止条項の解説を記述していることから、この、ピクテと思われる解説者は、「アナリシス」を記述した一九五〇年の時点で既に、トリアージ禁止条項を比例原則(積極的に許可される差別)の一例として理解し始めていることが推測できる。

ところが、その具体的な例として述べていることは、赤十字精神にとって最も根源的な問題に対する条約適用の具体例であるが、「医学的な理由がある場合のみ、敵の負傷兵より味方の負傷兵の治療を優先できる」ことが記述されている。そういう特別な状況以外は、絶対に敵味方の差別をしてはいけないという意味だろうが、医学的理由がある場合は、「敵より味方の負傷者の治療を優先してよい」というような具体例の示し方は、「敵味方の差別をするな」と要求してきた赤十字の歴史を考えると、とんでもない例の示し方であるように思われる。

ピクテによる後年の条約解説では、トリアージ禁止条項の具体例として必ず、「重傷者を軽傷者より優先する」という例が示されるようになるが、「アナリシス」では、医学的な理由として暗示されているだけで、そうした医学的な理由がないかぎり差別してはいけないということ、つまり無差別原則が強調されている。

比例原則は、区別（差別）してこそ平等である、と積極的に区別（差別）を追及する考え方であるので、この具体例の示し方と「同様に（Similarly）」という副詞の使い方が乖離している。

なぜこのようなことが生じているのか、注目したいのは、説明順序である。

「アナリシス」では、古くからあり、理解しやすい無差別の説明は、適当に終わらせ、新しい概念で、その枠組みを明確に理解してもらおう必要のある「不利な区別（adverse distinction）」を説明するため、比例原則の考え方を具体例で記述したあと、第三項（トリアージ禁止条項）や第四項（女性優遇条項）の説明をしている。

この順序は、将来の解説で、第三項や第四項が、いつのまにか比例原則の例として理解されていく原因となる。

こういう解釈の変化が生じるので、解説といえども記述順序は重要なのである。解釈や説明に疑いがあるときは、本来の条文やその成立過程、歴史を調べる必要がある。

また、一九四八年の草案では、第二項には、生体実験などを禁止する文言はなかったのに、あとから追加されたことも重要である。ソ連提案の生体実験等禁止の条文が、カナダ提案により追加されたのである。

しかも、その挿入位置が、トリアージ禁止の文言の前に置かれ、なおかつ文字数が多かったため、無差別規定の文言とトリアージ禁止の文言の距離が大きく離れるという効果を作り出してしまった。

恋愛も、万有引力も、法律も、遠距離は結びつきを弱める。本来、無差別の強調・再確認であったトリアージ禁止の文言は、ついに独立した項立て（第三項）となる。

条約研究の初心者は、最終的に置かれた位置関係のみにより解釈を加えていくため、完成した条項のみを見ると、第三項や第四項は、差別禁止を補強する条項ではなく、「ある種の差別については許可することを示している」条項のように見えてしまう。

「アナリシス」にある解説で興味深いのは、生体実験の禁止などについて説明したあと、医師が、死に瀕する患者にモルヒネや青酸カリなどを与え、殺して楽にさせることも禁止されていると記述していることだ。

楽になるのは苦痛を見ている医師の方で、患者が本当に楽になったかどうかは想像することしかできないが、苦痛が終わると広く認識されているひとつの形式ではある。

生命倫理の守護者たるべき医師が、捕虜等の生体実験などに関与したことが、たとえ死ぬこと以外の方法で苦痛から逃れることのできなくなった者であっても、医学的識能をもって死なせてあげるといった行為を禁止することになったのだろうと考えられる。安易に安楽死を助ける行為（善意からくる殺人）を認めると、悪意ある殺人にも利用される可能性が、特に戦争のような極限状況では、頻繁に出現することになる。苦しむ仲間を殺して楽にさせる、敵に殺される不名誉よりは、味方に死を見とってもらおうということは、古くからある考え方であるが、エジプトに遠征したナポレオンによる阿片剤ローダノム投与（疑惑）事件のように、民主主義思想が普及した世界では、善意からであっても軍医は猛烈に反対したと伝えられている。これは、ヒポクラテスの誓いでも禁止されている行為である。

つまり、トリアージで「期待治療群 (Expectant)」に相当する患者、つまり必死の患者の治療を放棄したり、安楽死を与えたりすることを赤十字は、一九五〇年の時点では、明確に禁止しているのである。

「アナリス」の記述の多くは、一九五二年の「ジュネーブ条約解説 I (Commentary I)」に引き継がれるが、トリアージ禁止条項の適用例や、安楽死禁止の説明は、きれいさっぱりと消えてなくなっている。

先ほど「アナリス」では説明内容と具体例の乖離があることを示したが、その乖離を解消するために、ピクテが行なったことは、条約審議の歴史的過程を（もちろん故意ではないだろうが、結果的に）無視し、本来の無差別補強という役目についての説明を消して、新しくアピールされ始めた比例原則の考え方を前面に押し出すことだったのである。

そして、条項を忠実に解釈するための具体例ではなく、比例原則をわかりやすく理解させるための具体例に入れ替えられていくのである。一体どのような説明と具体例に変化していったのか、見ていこう。

四三 一九五二年ジュネーブ条約解説 (一)

一九五二年（昭和二十七年）、赤十字国際委員会から一九四九年の第一条約（戦地傷病者条約）についての詳しい解説書として、「ジュネーブ条約解説 I (Commentary

I Geneva Convention for the Amelioration of the Condition of the Wounded and Sick in Armies in the Field, Commentary published under the general editorship of Jean S. Pictet,

ICRC, Geneva, 1952)」が発刊された。日本政府の委託を受けた榎本重治が、足立純夫の協力を得て翻訳し、陸上幕僚監部が発行したのは一九五七年(昭和三二年)である。陸幕衛生部の横山茂が「保安衛生第1巻第1号」に新条約に対する好意的な記事を書いたのが昭和二九年、陸上自衛隊衛生学校が、「衛生科操典(草案)」の作成を開始したのが昭和三〇年、完成させたのが昭和三二年である。「Commentaries」は、赤十字国際委員会(ICRC)のホームページでも公開されている。

重要なことなので繰り返しておくが、一九四九年の第一一条約第一二条第三項は、第2次世界大戦で広範囲にみられた非人道的行為の策源であるトリアージの禁止を明示するために、念を押すように加えられた項であると理解するのが「歴史的に」素直な解釈である。

前述したように、公式審議記録に付せられたコメントには、トリアージ禁止条項について、「この文言の意味は明らかである (This text is clear)」とあるが、戦場で実際にトリアージを行っていた軍医らに対して、第三項はきわめて明確なメッセージとなったのである。審議に参加していた軍医同士の議論が噛み合わないといったところは、審議記録には見られない。

しかし、戦場で実際にトリアージをしたことがないピクテには、異なる解釈を可能としたようである。ピクテは第三項を禁止徹底条項ではなく、差別禁止の例外として、いや、積極的に差別をすることが真の平等となるような正当な差別(後にピクテは比例原則と呼んだ)を示すために加えられた特殊な条項であると考え始めた。「一九四九年の公式審議記録」→「一九五〇年のアナリシス」→「一九五二年のジュネーヴ条約解説」→「その後のピクテの著作」と、説明の変化に一貫性がみられるので、先に紹介した「アナリシス」も、この部分の説明はピクテが担当したに違いないと考えられる。

「ジュネーヴ条約解説」(榎本重治訳)の中で、ピクテは、第一二条第二項の説明を次のように記述している。

(第一二条第二項について) 第二項は差別を禁止するという規定から始まる。会議は、この新規な規定により、敵の傷者又は病者のために、また、肉体上の特質を考慮に入れることによりなされる差別を排除する趣旨ではないことを明らかにしようとするのは全く正しいことであった。例えば、女性には特別の考慮を払わなければならないし(これに関する特別の規定がこの条約に設けられている)、熱帯の気候に慣れている傷者又は病者には、宿舎、暖房及び衣料に関し特別待遇を与えるべきことを当然示している。

本項は、特に禁止する差別、すなわち、性別、人種、国籍、宗教、政治的意見又はその他類似の基準による差別を列挙している。これを一九二九年までの条約文について見ると、戦場で収容した傷者及び病者について設けてはならない唯一の差別は、

国籍 (nationality) の点だけであった。しかし、第二次世界戦争の苦い経験は、この概念を一層充分に定義し、かつ、展開する必要のあることを明示した。各国赤十字社予備会議は既に一九四六年において、人種、性別、宗教及び政治的意見の基準を国籍の基準のほかには付加すべきことを力説した。この趣旨は、一九四七年の専門家会議及び一九四八年の第一七回赤十字国際会議で支持された。そして、一九四九年の外交会議は完全にこれに同意し、更にこの禁止規定を強化して一層全般的なものとするため、「又はその他類似の基準 (or any other similar criteria)」の文言を加えるに至った。従って、味方であると敵であるかを問わず、看護を求める傷者又は病者の間に交戦国が何等か不利な差別を設けることは、今日においてはそれを正当化する何物もない。敵も味方も、保護、尊重及び看護を求めることについては、全く同等の地位に立っている。次項において見るとおり、緊急な医療上の理由に限り治療の順位について優先権を認めることができる。

この記述に続いて、

禁止行為 — ついで、第二項は、交戦国がその権力内に有する傷者及び病者に対し、行い得る最も重大な違反行為と考えられる義務怠慢を列挙している。一九四九年の会議が行ったこの決定は、最近の世界戦争において示された数多い野蛮行為の事例を回想することにより、その説明が与えられる。・・・

と生体実験等のことを詳しく記述したあと、第三項と第四項の解説を行なっている。

第三項 — 治療の順序

第三項の第一の目的は、前項に規定する傷者を等しく待遇する原則を強化することである。そこでは、治療の優先順位を定めることを正当とする唯一の理由、すなわち、医療上の緊急の理由を示している。

この規定は、また、前記の原則の例外を規定しているが、それは完全に正当とすることができるとある。衛生部隊がある場所において友軍、敵軍双方の傷者が殺到したため手一杯になった場合を想像して見よう。このような場合には、医師は、まず手遅れとなれば致命的となり又は少なくとも不利となるような患者を診療し、次に即時の診療を必要としない状態の者に及ぼすべきであろう。

第四項 — 女子の待遇

第四項は、義務的とされた有利な差別の一例である。一九四九年の外交会議でこれを挿入したことは、一九二九年の条約で抜けていたものを補足したのに過ぎない。当時においても、公然と軍の作戦行動に従事する女子には、その性別の故に払うべき特別の考慮をもって待たなければならぬことの必要は既に認められていた。この趣旨の規定は、捕虜の待遇に関する条約に設けてあったが、所謂ジュネーブ条約そのものには設けてなかった。負傷し又は疾病にかかった女子たる戦闘員にこの特別の考慮を払うことは自明の理であり、その意味は含蓄されていたのであった。しかし、軍の作戦行動に参加する女子が次第に増加する点及び第二次世界戦争中の苦い経験からして、これについて特別に戒告する必要があると考えられた。

女子は特別の考慮をもって待遇されなければならないことは、勿論前項までに規定されている保護、すなわち**女子も男子と同等に享受することのできる利益に更に付加されるものである。**

特別の考慮とはなんであるか。その考慮というのは、疑もなくあらゆる文明国において自分よりも弱い者であって、その者の名誉と礼節がそれを尊重することを要求する者に与えられるものなのである。これとは別に、敵と自国民との間の平等待遇の原則が含まれている。敵側の女性は自国民たる女性の患者と同等の利益を与えらるると同時に、彼等と同じ国の男性が受けると同様な人種により、又は慣れている気候や食物について与えられるその他の有利な差別を受けることができる。

「アナリス」のときの説明と比較すると、具体例がガラリと変化したことがわかる。重傷者優先は、婦女子優遇と同列に論じることができるよう「余力配分の優遇」ではなく、軽傷者が多い一般的な状況では、当然やらなければならない人道上の優先行為である。生死を決める状況であるから、死に瀕する者を先に救うのが当然であり、こうすることが人道的な判断であると赤十字に教わらなくても、戦地傷病者の治療にあたる医療関係者は、（もし重傷者の数が少なければ、迷うことなく）重傷者救命を優先するであろう。それに、待ったをかけるのはナポレオン式トリアージである。そこで、この具体例は、トリアージ禁止という明瞭なメッセージを軍医らに示すことになる。

しかし、軍医であれば、そもそも患者が重傷者と軽傷者にきれいに分かれて、重傷者もわずかしかないなくて十分に治療ができるような状況で、治療の優先度に迷うようなことがあるだろうか、という疑問が生じる。具体例は、戦場医療の例として示すには、あまりにも「のどかな風景」なのである。

大量に押し寄せる重傷者を扱えず、発狂した軍医の例なども、日本軍の記録にある。つまり、重傷者ばかりのときの治療順序をどうするかが深刻な問題なのである。ナポレオン式トリアージは、勝つための戦列復帰の最優先を要求する。結果的に、軽傷者優先となることが多くなる。一般的な状況下の倫理基準では、それは非人道的であることになる。軍医は、その非人道性と作戦上の要求との間に挟まれて悩むことになる。

こうした極限状況であっても、人道的であることを要求し、その人道優先の要求を軍隊に吞ませたのが一八六四年以降の赤十字条約である。絶対に守り続けていかなければならない最大の成果なのである。

ピクテは、本来そのことを強調して解説していくべきだったのであるが、新しい比例原則の考え方に魅了され、比例原則をわかりやすく説明することに力を入れていく。審議段階ではなかった「差別の例外」について説明を加えている。このころの解説では、まだ、第三項が、本質的には禁止条項であることが明記されている。

しかし、「差別の例外」についての説明を各方面から求められたのであろう。その後の、ピクテによる解釈の発展について、これから見ていこう。

「非常に重要な原則でありながら、これまで殆ど省られていない、犠牲者救援の場合の『比例』の原則はもつと大きく浮きだたせる必要があると思つた」ピクテは、「救護ハ、各人ノ必要性ト緊急度ニ応ジテ分配サレル」ことを比例原則の代表的なことに位置づけ、比例原則が正当なものであることを説明するために、手を出してはならない考え方を取り込んでいく。

つまり、**援助の効率を述べ始めるのである**。知らず知らずのうちに功利主義的な考え方の影響を受けた説明が増えていく。

しかし、功利的な考え方からは、献身的で利他的な人道主義と一致しない部分が必要出てくる。ピクテは、倫理に生じた矛盾は「良心」に解決を任せて、比例原則を擁護した。

第四項（女性優遇条項）の解説に見られる間違いについては、もう詳しく説明する必要はないだろう。余ったケーキを女性に優先する程度の話と、基本的人權の保護を優先するといった話とを同じレベルで論じる誤りを犯しているのである。「**女子も男子と同等に享受することのできる利益に更に付加されるものである**」という記述部分から、同じレベルで論じてはいけないということ、どこかでは、分かっていたのであろうと感ぜられるのであるが、明確に認識できていなかったのだろう。

では、一九五二年の「ジュネーブ条約解説」¹ 発刊の後、一九五五年八月から一九五六年八月にかけて国際赤十字雑誌に投稿し、後に一冊にまとめられて出版された「赤十字の諸原則」の中の説明を紹介する。

四四 一九五五年赤十字の諸原則（ピクテ）

ピクテが一九五五年から発表した「赤十字の諸原則 (Les Principes de la Croix-Rouge)」は、一九五八年（昭和三十三年）に日本赤十字社の井上益太郎によって和訳された。本書では、この井上訳に基づいて検討する。

検討するのは、比例原則についての説明と、最大多数の最大幸福という功利主義のスローガンに対するピクテの考え方である。後者は、さらに二つのテーマに分けて考える必要がある。つまり、最大多数という多数決主義に対する考え方と、最大幸福という幸福論に対する考え方である。

ここでは当時のピクテに、「赤十字の諸原則」のテキストを読みながらの講義をお願いしようと思う。

ピクテ 「では、『赤十字の諸原則（日本語版）』の六頁に進みましよう・・・又非常に重要な原則でありながら、これまで殆ど省られていない、犠牲者救援の場合の『比例』の原則はもつと大きく浮きだたせる必要があると思つた」

ヒポクラテス 「ほう。では、比例原則というのは、赤十字の重要な原則だけど、ピクテさんが一九五五年に発表するまで、この重要な原則に、誰も気づいていなかったという訳ですな。

確かに比例原則に相当する条約説明は、一九五〇年の『アナリシス』に、ようやくわずかに出現しますが、それでも比例原則の明瞭な説明にはなっていないませんでしたからな。ピクテさんの『赤十字の諸原則』で、初めて、はっきりとした説明が登場しています。

でも本当に、比例原則は重要な原則のですか。一八六四年以来、そのような原則があることに気づかず、今になってピクテさんが見つけたなんて、おかしくないですか。本当に重要な原則なのでしょううか。

そもそも赤十字にとって、最も重要な原則は何ですか」

ピクテ 「ご質問ありがとうございます。たいていの質問に対する回答は、『赤十字の諸原則』の中に記述しています。では十七頁・・・赤十字ハ、苦痛ト死トニ対シテ闘ウ。赤十字ハ、人間ガ、スベテノ場合ニ於テ、人間ラシク取り扱ワレルコトヲ要求スル。

人道の原則は赤十字の原理の中で唯一無二の地位を占め、他のすべての原則はこれに依存する。機構の根本的基礎であり、その理想、動機及び目的を示す。もし赤十字がただ一つの原則よりもつことを許されないなら、その原則はこれである」

ヒポクラテス 「ほう、人道の原則ですか。赤十字の最も重要な原則は人道の原則であり、『苦痛ト死トニ対シテ闘ウ』ということは、人道の原則には苦痛の除去・軽減と生命を救うことが含まれているわけですか。

ところで人道とは、何でしょう。誰もが苦痛を感じず、生命の危険の無い状態を目指すようなものであれば、人道的といつて良いのですか」

ピクテ 「ふつ、ヒポクラテスさん、それは違いますよ。赤十字の唱える人道主義とは、そのような段階に留まるものではありません。もつと崇高な原則なのです。では、二十頁・・・人道主義となると、人道を一つの社会思想にまで築き上げたものとなり、人類全体に拡大される。

人道主義は単に苦痛と闘い、個人をその束縛から解放するだけに止らない。人格のより完全な肯定、或は、最大多数の幸福の獲得といったような、もつと積極的な目的もその中に含まれてくる」

ヒポクラテス 「えっ、最大多数の幸福の獲得？（それって何？）・・・」

ピクテ 「注釈が必要のようすな・・・幸福という思想は、十八世紀末サン・ジュストが指摘したように、近世に至るまでは、罪の意識のため圧迫され省みられなかった」

ヒポクラテス 「幸福が罪であったのですか。快樂という意味では、それを良くないとする考え方も無いわけではないでしょうが、私たちギリシヤ人は、もっと快樂を樂しみましたよ」

井上益太郎 「サン・ジュスト (Saint-Just) はロベスピエール等とフランス大革命の過激派に属し、最後には自分自身も断頭台の露と消えるが、彼はその演説の中で『幸福とはヨーロッパの新しい思想である』と述べている。蓋し中世紀ではキリスト教の原罪という思想が強く、人は贖罪に浄心し、個人の幸福を追求することは反道徳的だと考えられていたためであると思う」

ヒポクラテス 「なるほど、わかりました。井上さん、訳注ありがとうございます。中世のヨーロッパキリスト教世界の道徳観では、幸福というものを感じることは罪だったのですな。では赤十字は、その幸福というものに価値を認めるのだと。

(・・・でも『最大多数』の部分には注釈がありませんな。どうしてでしょう。ピクテさんも、井上さんも、この言葉には疑問を感じられていないのでしょうか。まあ、いいや、そのうちに説明してくれるのだろう・・・)」

ピクテ 「いいですか、幸福の追求に価値を認めるといつても、あらゆる世俗的な幸福を意味しているのではないのですよ。二二頁に行きますよ・・・人類の幸福のために尽さねばならないかということについて意見の一致を見ることはできるが、所謂人類の幸福とはなにかということについて同一理解に達することは、それほど簡単ではない。

しかしこの問題はわれわれの研究の対象外であり、赤十字の分野では、幸にして、このような問題がめつたに起らない」

ヒポクラテス 「なるほど、さすがはピクテさん。よくわかりました。何が幸福かは、ひとりひとり違いますからな。(・・・よくわからないなあ。幸福とは何かについて意見の一致が無いのに、なぜ幸福の追求については意見が一致すると言えるのだろう。いわゆる総論賛成、各論反対ってやつだな。

幸福とは何かについて意見が一致しないのに、最大多数の幸福って何だろうか。赤十字の研究の対象外だと言っているから、詳しくないのかな。うむ、おかしいぞ、つい先ほど『人道主義には、最大多数の幸福の獲得といったような、もつと積極的な目的もその中に含まれてくる』といったじゃないか・・・)」

井上益太郎 「ピクテがここで云わうとしていることは、赤十字は、『これこれの苦痛を癒す』といったような、あるはつきりした、実行可能な目的を選ぶべきであつて、ある政治哲学の原則にある『人類の幸福』といったような、漠然としたことを目的に掲げるべきではないということである。このような題目は、安直に人の良心を満足させるが、決して実行できるものではなく、空手形に過ぎないからである」

ピクテ 「もつとはつきり言わないと、ソクラテスさんにはわかつてもらえないようですね。では、二四頁・・・赤十字が苦痛に対して闘うということはよく聞くが、死に対して闘うという話はあまり知られていない。

しかし、これに対する赤十字の努力は前者に劣らないものがある、**赤十字は人命の救護を最高目的とする**。赤十字は救護活動を通じて人命を保護しており、又敵中にある人間を保護することによつても、これを行つてゐる。

しかし死は結局避け得られないものであるから、死期を先へ延ばすということ以外できないことは勿論のことである」

ヒポクラテス 「おう、何となく具体的になつて、わかりやすくなつてきました。医師の私も、大いに貢献できそうな話になつてきましたな（最大多数の幸福とは、医療の世界で言えば、どういうことを意味しているのだろうか。きっと、説明してくれるだろう）」

ピクテ 「そうですね。医療関係者には、よく赤十字のことを理解してもらいたいですね。三二頁に行きますよ・・・**人道法は個人としての人間を対象とする。なんとすれば、人間自身のみが苦痛を味うのであり、社会的福祉といつてみても、各個人の幸福の集合体に外ならないからである**」

ヒポクラテス 「なるほど、人間の集団である組織の利益ではなく、あくまで個人の利益追求を助ける訳ですね。全体主義ではなく、個人主義を尊重するのだ。

でつ、各個人の扱いは、やはり平等ということになるわけですね。無差別ということに」

ピクテ 「基本的にはですね。ところが、この平等という概念が結構難しいのですよ。だから、みんな比例原則に気づかなかつたのです。三九頁に進みます・・・一人一人**二対シ、赤十字ハ、平等ニ且ツ何等ノ差別ヲ設ケズニ、援助ヲ與エル用意ガアル**。

平等の原則は、今日まで平等という呼称で、赤十字の原理の中に表示されたこととはなかつた。赤十字の基本的諸原則の『要約』には、各国赤十字社の平等が規定されているが、この原則は、機構の組織上の原則に過ぎない。

人間に対する赤十字の平等主義をいい表わすのに公平という言葉が用いられているが、それは正確ではない。何となれば、公平とは、後に述べるように、行動すべく要請されている人の心の中に現われてくる一つの態度であり、即ち、主格に関する事柄であり、対象に関する事柄ではないからである。

実際問題として、公平は、感情に捉われず、先入主なしに適用しなければならぬ或る種の承認された規則の存在することを前提とする。

この規則は、赤十字の場合、二つあげることができる。一つは正にわれわれがこれから研究しようとする平等の原則であり、一つは次の章で研究しようとする比例の原則である」

ヒポクラテス 「そうそう、その比例原則ですよ。もっと詳しく知りたいのです。それって、正直な話、差別でしようなあ。違いますか」

ピクテ 「意見差別に見えますが、実は差別ではないのです。ふっ、これを見つけた時は、さすがに興奮しましたよ。よく聞いてほしい。四〇頁へ……この場合『差別』とは、或る個人が或る特定の部類に属するというだけの理由で設けられるその人に不利な区別、又は除けものにするのと定義しよう。従つて差別待遇とは、このような態度から生ずる作為又は不作為による不平等な待遇である。

赤十字においては、**平等の原則は人道の原則と密接に結びついている**。隣人愛は、その最も広い、最高の意味においては、あらゆる人間に及ぶものであつて、いやしくも援助を必要とするものは誰れでも救うことを要請する。『**苦痛の前における人間の平等**』は、極めて顕著なものである。人間は苦痛に対し、同じように敏感であり、すべての人間は、苦痛に晒されており、苦痛から救われる同じ権利をもっている。

故に赤十字は、いかなる人に対してでも、それが誰であるかを問わず、同じように奉仕しようという態度を表明する。故に、**等しい危難に対する援助は又等しい**。

ただし、**等しくない危難に対しては、その危難の程度に比例し、その緊急の度に応じ、各人に対する救助が与えられねばならない**ことは、次章に述べるとおりである。けだし、赤十字は正に人間間の平等が苦痛によつて破壊された時に、その平等を恢復することを目指すからである。

以上の場合を除き、平等の原則は、個人の間について客観的な差別を設けることを特に禁止する。この要請は例外を認めない」

ヒポクラテス 「(・・・)そうかあ、医療機関に多数の重傷者が送り込まれたとき、全員が、等しく生命の危機にあるわけだから、一切の差別をしてはいけないのだ。軽傷者と重傷者が混じるときは、重傷者を優先してもよいけれど、それによつて軽傷者の生命が失われるようなことになつてはいけないのだ。なぜなら、重傷と軽傷とで

危難の程度は異なるが、生命は皆ひとつしか無いのだから、生死の問題に対しては平等であれ、と要求している訳だな」

ピクテ 「最初から、アンリー・デュナンはソルフェリーノの戦場で、この原則を——最も受諾しにくい最高の極限にまで——一挙に宣言してしまつた。すなわち『負傷した敵兵は、自国人と同様に手当を施さねばならない』ということである。

戦時においては、兇暴な力が爆発し、人間は人間に対して狼となる。両軍、両国民は、一つの恐るべき努力に全精力を集中し、自分等の生存を決定する巨大な衝撃に向つて突進して行く。

しかし、赤十字は、その揺籃の中にいた時から、この人道の至上命令を承認させた。実に、この至上命令を承認させるために赤十字は生れたものである。爾来赤十字は、この人道の至上命令と一体不可分であり、この至上命令と離れては存在しない」

ヒポクラテス 「医療の場で説明してください」

ピクテ 「よろしい。四四頁を見て・・・われわれはこの原則に例外がないと述べた、しかしながら、ある極端な場合には、選択をやらねばならないことが起りうる。

例えば医者が薬が足りないため、割り当てられた病人の全部を救うことができないといったような場合である。このような場合は典型的な良心の問題となつてくる」

ヒポクラテス 「(・・・えつ、『良心』の問題？ ピクテは妙なことを言い出したぞ)」

ピクテ 「なんとすれば、このような場合決定権は責任者にあり、そして責任者はその利害得失を心の奥深くで考えた上でないと決定できないからである」

ヒポクラテス 「(・・・決定権が責任者にあるつて？ 責任者つて誰のことだろう。軍隊では、トリアージの責任者は指揮官、特に中隊長だけど。ピクテの説明は、どうやら医療現場の最高責任者である医師を意味しているようだな)」

ピクテ 「われわれが仮定したこのような極端な場合には、**医者**は彼の属する**社会の社会的、人道的通念に従いこの矛盾を解決する外はない**」

ヒポクラテス 「(・・・ああ、やっぱり、医師のことだ)」

ピクテ 「例えば、**独身者よりは家族持ちを、老人よりは若者を、男よりは女を優先**することができる。或は**抽籤する**のもよからう」

ヒポクラテス 「(・・・ウソだろう)」

ピクテ 「又、よしんば彼が個人的理由にひかされたとしても、若しそれが私心の無いものであるならば、だれが彼を非難できよう？ **だれが絶対的な正義の基準を持つていると誇りうるであろうか？**」

ヒポクラテス 「ピクテさん、急に良心の話を持ち出したりして。何か、説明責任を放棄していませんか。比例原則を提案したのは、あなたですよ、ピクテさん。あなたの説明は、完全におかしいと思います。傷病者の生命のような基本的人権については、敵も味方もない、神の前の絶対的な平等を求めるのが、赤十字の無差別思想ではないのですか」

ピクテ 「ヒポクラテスさん。落ち着いて、もっと説明を聞いてください。四九頁・・・救護ハ、各人ノ必要性ト緊急度ニ応ジテ分配サレル。

人はその苦痛の程度に応じて救護されねばならない。しかし救護のために使い得る資源は、すべての不幸を救うためには世の中に不足している。その結果、分配に関する一つの規則が必要となってくる。

負傷者又は病人に対する医療にしても、又は困窮している者に対する援助にしても、救護は各人の危難に比例し、**救護の順序はその緊急度に従う**。

これが、その恩恵を伝播する場合、赤十字の採り得べき唯一の基準である」

ヒポクラテス 「・・・『**救護の順序はその緊急度に従う**』だって。確かに、簡単にその順序を示すことができる場合もあるだろう。

しかし、緊急度というものは数値で正確に示すことができるものではない。百人の重傷者の治療順序を、百人の医師が判断する場合、まさに百人百様となるだろう。そんなことは神にしかできない業だ。

そうであればこそ、軍隊では戦傷病治療のベテランにトリアージを担当させるのだ。彼が治療を担当するよりも、トリアージを適切にする方が、戦力回復効果が大きいからだ。ピクテは、戦場医療の実態を知っているのかな」

ピクテ 「この義務は、われわれがさきに述べた二つの概念から生じる。先づ、赤十字の目的を限定する人道の原則は、人間の苦痛に集中される。博愛行為を喚起するものは苦痛であり、博愛行為は苦痛に即応する。異つた打撃を受けている人々に対し同一の救護を行い、至急手当を、要する者に優先権を与えないことは非人道的である。そうなるならば赤十字はその使命に背く」

ヒポクラテス 「・・・そんなことは、昔から当たり前のことでしょう。軽傷者多数のとき、少数の重傷者を先に治療するといったことは、わざわざ比例原則などと名づけるような必要のあることではないでしょう。ピクテは、この程度のことを比例原則と呼び、新しく発見された原則のように主張したのだろうか」

ピクテ 「次に、それ自身が人道的感情と正義とから来ているところの平等の原則は、同じ危害に対しては同じ手配を要求する。不幸は人間の平等を破壊するが故に、赤十字は正にこの平等を回復せんとするのである。しかるに人間を同一水準に戻すた

めには、最も窮迫しているものに最も力を入れ、真先にこれを救助しなければならぬ。

それは単なる常識である。もし均衡を恢復せんとするならば、一つの不平等を他の不平等によつて直す外はない。

故に赤十字には個人に対する合法的な、場合によつては義務としてやらねばならないところの区別というものがある。この区別は、苦痛、危難、又は天性の弱体に基くものであつて、それのみに基く。

赤十字が運命の流れに立ちほだかり、人の運命を変えるのは、正にこの分野においてである。赤十字とは全く異なる他の機構においては、等しく人間平等を宣言するであろうが、その所管事項については例外を設ける。例えば、司法権は人間を平等に扱うが、人間の権利、功績又は過失に対しては例外を設ける。宗教団体は人間を偏頗的には扱わないが、その人の宗教については別である」

ヒポクラテス 「ピクテさん、救済によつて、ある不平等を正すために、別の不平等を創つてバランスをとるなんて、何か数量的な考え方ですね。不平等の程度つて、数値で表して定量的に扱えるのですか。苦痛の程度も、幸福の程度も、正確な数値化なんて不可能でしょう」

ピクテ 「まだ説明は続いているのです。五〇頁かな・・・この原則は、しかしながら例外的に、受益者自身の行為によつて実行出来ない場合がある。

例えば、当事者自身が危害を被つているにかかわらず、犠牲的精神からその利益を他の自分よりも軽い危害を被つている人に譲るような場合である。

比例の原則は、以上によつて明らかなどおり、非常に重要なものであるにかかわらず、これまで原理の中には寧ろ暗黙的に含まれているに過ぎなかつた。それはおそらく当然の理だと考えられていたからであろう。

しかしこれを明示しなかつたことは、ある人達にとり気になることであつた。物的援助について赤十字の取つた方針が必ずしも終始一貫しなかつたことを認めねばならない。

例えばスペイン内乱に際し、赤十字国際委員会は、原則的理由でその集めた救護物資を、両陣営に均等に、分配せねばならないと考えた。両陣営の領域が大体同じ大きさであり、両陣営の必要性も大体同様と認められたので、そうやることは難かしくはなかつた。

しかし、理論的にみるならば、このような態度は単なる思想の混乱に過ぎず、後に述べる中立の原則の誤つた解釈に起因する。

一二つの国に対し、赤十字が平等であらねばならない唯一つの事柄は、『奉仕の心構え』についてだけである」

ヒポクラテス 「(・・・なんか、すごい逃げ方だけど・・・) 二つの国の、それぞれの必要度の大きさに応じて、援助の大きさも差別するということですか。必要度の大きさの評価って、簡単なのでしょうか」

ピクテ 「今は、原理的な話をしているのです。具体的な技術的問題点を指摘しないでください。差別は量だけではないのです。時間的差別という概念もあります。トリアージのことも説明しましょう。五一頁に行きますよ・・・一方、一九四九年に改正されたジュネーブ条約は、これまでとは異なり、この点について最早沈黙を守っていない。すなわち、さきにも述べたとおり、**条約は『不利な性格』を有する差別だけを禁じている。**

表現は不十分であるが、そこでいい表わしたかったことは『**ある種の差別は許される**』ということである。その差別は正に、被保護者の苦痛、危難又は天性の弱体に基くものである。

例えば女性はジュネーブ条約の予見しているように、その性に対する特別の注意を以つて取扱われる。同様に子供や老人を優遇することも当然である。加えて、一九四九年の外交会議は、熱帯的気候に慣れているものが寒国に捕えられている場合は、住居、暖房又は衣類につき特別の条件を認めている。又条約の他の規定は、長期被拘留者の釈放又は帰国を予見している。何となれば、収容の継続は確かに苦痛の源泉であり、収容期間は人間の抵抗能力を消耗させるからである。

救護の数量的差別の外に、条約は、より一層はつきりと時間的差別を規定している。

即ち、一九四九年の第一条約の、第十二条は、正に『**医療上の緊急性のみが手当の優先を決定する**』と説明している。

仮に、ある場所で、軍の衛生部隊が大勢の負傷者に出会ったとしよう。この場合医者は、国籍の如何に拘らず、先づ手遅れとなれば死に又は重大な結果になる者を手当し、次いで至急手当しないでもよい者の手当をするであろう」

ヒポクラテス 「軽傷者が多数の中に、少数の重傷者がいる時は、問題ないでしょう。でも重傷者が多数いて、全員を救う見込みがないときはどうするのですか。少しでも重傷の者を捜し出すのですか。そんなことは無理ですよ」

ピクテ 「それはですね、医師である貴方が、よく比例原則を理解し、医療の場でどうするか研究して欲しい。そうだ、参考になる話をしましょう。五二頁を見てください・・・平等の原則の場合と同じように、比例の原則も赤十字機構の命ずる形式

に従つて運用されるであろう。各国赤十字社は、この原則の適用をその国内の分野に制限するであろう。国際機関は、これを世界的基盤に拡大するであろう。

しかしこの後者の場合でも、国際機関にとつてはそれは一つの理論上の理想としてであつて、できるだけこれに近づくことに努めはするが、日常生活では、完全には、実現出来ないものとしてであろう。

なんとすれば、物的救恤品の分野では、赤十字の国際機関は何よりも他人の贈与を取り次ぐ仲介者であり、しかるにこの種の慈善は、この世の中では、遺憾ながら、殆ど常に、偏よつたものであるからである」

ヒポクラテス 「……物的救恤品？、苦痛や生命といった人的問題を解決する手段には、物的資源の配布のように、ある程度まで分割可能なものと、担当医師の割り当てなど人的資源の配布のように、どちらかというところと不可分なものがある。数値で扱える物的援助は、比例原則と馴染みやすい。患者の治療について話をしていたのに、ピクテが話題を物的援助に変えたのは、逃げたと考えるべきだろう」

ピクテ 「国内の場合だろうが外国であろうが、戦争だろうが天災だろうが、災害の起つた場合、人々がその恩恵を分配するのは、何等かの因縁があるからである。

故に例えば、宗教団体はその信徒を助けるであろうし、職業団体はその同業者を、政治団体はその支持者を救うであろう。

このような一般的な現象は、真の博愛及び最高の正義を要求する理想とは隔りがあるにしても、感情又は実際の理由によつて説明できる。親類同志が互に援け合う場合のように、人は自分に一番近い、自分に依存すると認める者の面倒をみるものである。

フランス語の『隣人』という言葉の最初の意味はこれではなからうか？ このように、人は自分に責任があり、自分に特別の利害関係のあるものを世話し、他人が密接な関係をもつ人に対しては、他人がやるのに任せる。そうすることは偶々人から最も多量の愛を克ちうることとなる。犠牲的愛よりも感情的愛の方が遙かにひろく行われていくからである。

故に国際的分野においては、救恤品の伝達は、多くの場合、寄贈者の意思により、ある特定の種類の人に対し仕向けられ、仲介者はその意思を無視できない。救護活動が盛となる戦時においては、各国の政府及び赤十字社は、その国の人を主として救護する。それはこれらの機構の国家的性格に省み当然のことである。

従つて国際委員会は使途を特定された負担付贈物を預り、それを分配する機関となる。蓋し博愛という名には、あまり相応しくない一方的な恩恵であつても、有益には相違ないからである。

不幸な人達の中の少くも一部が救われるということは、その他の不幸な人が救われないままにいる場合でも、大切なことである」

ヒポクラテス 「えつ、じゃあ、敵の負傷兵より味方の負傷兵を優先して救うことは、どうなるのかな。軍隊の医療活動に必要な費用は、各国民の税金のだけだ」

ピクテ 「ヒポクラテスさんは、わかっているんですね。そんなことを許せば、赤十字は台無しじゃないですか。貴方は比例原則のことがわかってないのですよ。比例原則にはいろいろな制約が加わります。その制約について話しているのですよ。五三頁に行きましょう・・・そうであっても、例えば国際委員会のような団体は、人間の自然から出てくるこのような偏頗な救助を、不幸の程度に応じて援助を与えようとする赤十字の理想と、調和させようと全力を尽す」

ヒポクラテス 「・・・調和だ。そう言えば、似たようなことを言っていた者が居たなあ。そう、衛生学校の元軍医だ。『作戦上の要求と人道上の要求とを調和させる』などと、絶対にありえないことを、さも成立し得るがごとく騙すときのテクニクだ。調和という言葉には要注意だな」

ピクテ 「そのため国際委員会は、交付を受けた物資や金をできるだけ調和させ、まだ何も受けていない犠牲者のために新しい恩恵を懇請し、自由処分を任された品に対しては一番困っているものに与え、後者のような品を多くするように努める。」

それには国際委員会は戦時においては中立国の赤十字社に訴える。中立国の赤十字社は、後に述べるように、どこへ救護の手を差し伸べても中立違反とはならない。故に国際委員会は、中立国の赤十字社に、その協力を一番困っている方面へ向けるよう勧奨する。このようにして、公的援助の欠陥を補足することにより人間間の均衡を恢復することは、不幸な人々に対し『誰れも汝を愛せざるが故に我れ汝を愛し、皆が汝を毛嫌いするにより我れ汝を愛す』とまでもいう赤十字精神に従い、行動することである。

実際、国際委員会は、寄贈者に対し、説得する以外に手をもたない。もし、圧力をかけるため救恤品の輸送を拒むならば、それによつて犠牲者自身が苦しむことになるであろう。

『隣人』という言葉の当初の意味に関するわれわれの考察は、純地理的な基盤にもあてはまる。

例えば災害が起つたような場合、災害地の近隣の住民が一番熱心に、進んで犠牲者を救護する。

その理由は、人は、自分の眼で見、自分の指で触れた人の苦痛に対してのみ同情心が湧き、相互依存の感情が呼び醒される傾向があるからではあるが、そればかりではなく、自分達自身も困るからなのである。

博愛は近眼であつて、想像力という眼鏡をかけないと近いものしか見えない。それ故に、あたかも物理的距離の近いことがわれわれの眼に悲惨さを焼きつかせ、距離の遠いことが悲惨さをぼかしてしまうかのようにみえる。勿論それに加えて距離の遠いことは、輸送を困難にし、救護活動の費用を嵩ませる。

要するに物理の法則と同じように、救護の実施は距離の二乗に反比例するといいうるほどである。この不可避な法則は、赤十字にとり辛い障害となり、重大な結果をもたらす。すなわち、貧困な大陸では貧困者以外に貧困者を救うものがなく、これに反し自然に恵まれている地方では富裕な者が富裕な者を援助することになる。

しかしながら、その間にあつて、各国赤十字社はその名誉ある例外をつくつてい

る」

ヒポクラテス 「なるほど、比例の原則といつても、実現は難しいのですね。だからピクテさんが発見するまで、誰も気づかなかつたのですね（・・・実現不可能であり、かつ実現する価値も怪しいことを言っているだけじゃないかな。数値化できるならともかく、数値化できないことに対して、比例も、反比例も無いだろう・・・）」

ピクテ 「そうですね、制約はまだまだありますよ。五四頁を見てください・・・それと同様に、軍人は、街道で女や子どもを射殺することを躊躇するであろう。けれども飛行機の上からなら、爆弾を落し何百人の婦女子を殺しても平気でいられる。

比例の原則はその他の事情によつてもある種の制約をうける。

まづ赤十字が干渉するためには当局の許可を必要とする。又、救護を無期限に行うことは不可能であり、好ましくない場合もある。効果的な救護をやるには、救護が完全であり、相当長期間にわたることを必要とする場合が多い。

従つて、方々へ手を拡げてしまつて、至るところ救護が手薄となるよりも、ある一点に救護を集中する方が効果的な場合がある。又もつと広い人道的見地から手加減を必要とする場合も起る。

例えば、伝染病患者を優先させることは感染を阻止し又は予防する上に必要であつて、そうでないと、更に新しい犠牲者が出ることになる」

ヒポクラテス 「（・・・ピクテは医療のことを、どの程度わかっているのだろう。伝染病患者に対しては、隔離して放置するという方法も選択肢の中にある。隔離を優先して実施すれば感染拡大を阻止できるのであり、その後、伝染病患者の治療を

優先するかどうかは、また別問題である。仮に、隔離優先という意味であるとしても、それは比例原則とは、まったく関係の無い話だろう。」

ピクテ「比例の原則を守るためには、世の中の困窮に対し深い知識を要する。効果的な救護は、鑑識力と同様、知性を必要とする。博愛には知識が伴う。」

「この原則を正確に実行しようと思つたら、ほとんど全知でなければならぬ。」

現に、実際問題として赤十字は、当事者からの要請があつて初めて救助すべき不幸がなんであるかを知らされる場合が多い。勿論、赤十字はこれらの要請が理由あるものか否かを検討するが、要請を受けてそれに応ずるだけで済ますわけにはゆかない。無言で、黙つて忍んでいる苦痛、表現されない悲惨事がありにも多い。無知又は恐怖のため、重苦しい沈黙の中に閉じ込められている不幸も、あまりに多い。赤十字はそれらを発見しなければならぬ。」

ヒポクラテス 「比例原則とは難しい原則ですね。いきなり具体的、表面的な比例を考えたのが間違いでした」

ピクテ 「そう、ヒポクラテスさんも、原則とは何か、わかりかけてきたようですね。では、五八頁・・・例えば、大きな不幸に見舞われている敵の犠牲者は、より小さい不幸に見舞われている味方の友人よりも厚い救護をうけ、深い傷を負っているものは仮りにその人が犯人であっても、軽い傷をうけている正直者より、優先的に手当をうけることが正しいと、人はいうことができる。」

「この意味では、比例の原則というかわりに、**公正の原則**といった方がよいかもわからない。『ある規則にかなつていない』という意味での正しいということと『人間の崇高な理想に適つている』という意味での正しいということと、二つの思想をいいあらわすのに、『正しい』という一つの言葉しかないということは、隣人愛の場合と同じように遺憾なことである。」

これを要するに本章の結論として、博愛と正義とは相対立するものではなく、より高い次元においては互に結ばれ、支持し合うものであるということが出来る。

赤十字は最高の意味における正義の機関であり、最高の正義においては、博愛が人間の作つた法規よりも優先する。

それと同じように、**最大多数の社会的進歩と幸福の源となる世界的正義は、博愛の段階にまで到達しようとし、そこにおいて、人類の希求する新しい世界を予顕する**」

ヒポクラテス 「・・・出たつ、最大多数の幸福だつ・・・赤十字が、最高の意味における正義の機関だつて？ 正義ってどんな意味で使っているのだろうか。キリスト教的正義とイスラム教的正義とは、仲悪いみたいだし。そもそも、正義が異なる」

るから敵味方に分かれて戦争をするのだろう。ピクテは、ここで正義を持ち出して、どうするつもりなのだろう。世界的正義が、最大多数の社会的進歩と幸福の源だつて？ よくわからないなあ。

そう言えば、『**だれが絶対的な正義の基準を持つていると誇りうるであろうか？**』
 って言っていたこともあるなあ。矛盾が多すぎるような気がする・・・」

ピクテ 「ヒポクラテスさん、ボケーっとししないで。六〇頁ですよ・・・赤十字ハ、誰ニ対シテデモ依怙鬘肩ヲシタリ、先入観ヲモツテ対処スルコトハシナイ。

これからわれわれが述べようとする、公平以下三つの原則は、いずれも赤十字が皆から信頼を博する上において必要なものであつて、誰れからでも信頼されるということは赤十字にとつては欠くことの出来ない事柄である。この三つの原則は、われわれがさきに述べた根本的規則が厳格に守られるためには是非とも必要とする保障である」

ヒポクラテス 「（・・・大事なことだけ確認しておこう・・・）赤十字は、鬘肩《ひいき》しないのですな、無差別なのですな」

ピクテ 「そうです。無差別です。真の平等をめぎすのです。それは比例原則の実現によつて初めて可能になるのです。六三頁・・・正義には、道徳的公正についてであろうが、又は社会によつて作られた正義についてであろうが、正義の抛りどころとなる法則又は高級な掟の存在することを前提とする」

ヒポクラテス 「（・・・そう、そう。前提が違えば、何が正義かも異なりますよな）」

「赤十字の公平は、或る規則を適用する場合に、利害関係や感情によつて、或る人又は或る人の群に対し、有利に又は不利にしないことにある。

この規則とは、われわれが既に述べた**人道、平等及び比例の原則**である」

ヒポクラテス 「（・・・比例原則つて、人道の原則や平等の原則と並び称せられるような重要原則なのかなあ）」

ピクテ 「即ち、『**苦痛に悩んでいる人は救われねばならない**』『**同じ危険に対する救助は又等しい**』『**危険が同一でない場合は必要性和緊急性によつて条件づけられる**』ということである。

しかし、公平は、適用すべき規準そのものとは、別個のものである。公平の関知するのは規準を適用すべき方法についてだけである。このことは強調しておかねばならない」

ヒポクラテス 「例えばですよ。ギリシヤの陸軍一万とペルシヤの陸軍三万が戦争するとき、ギリシヤはペルシヤの三倍の危機を抱えていますから、赤十字はギリシヤに三百名の医療支援団を送り込み、ペルシヤには百名の医療支援団を送りこむということでしょう。もちろん犠牲者の発生は、こんな単純な比例関係にはなりません。

「この場合の問題は、赤十字が送り込んだ医療支援団は、戦力回復に貢献していると思なされるのではないのでしょうか。ギリシヤへの支援がペルシヤへの支援より格段に多いので、赤十字はギリシヤに味方している」と

ピクテ 「ヒポクラテスさんも、下らんことを考えるものですね。七二頁・・・新らしいジュネーヴ第一条約によれば、病院部隊に対する保護の打切られるのは、『人道的義務以外において』これらの部隊が有害な行動をした場合に限られることになった。

蓋し、もつと狭い実利的見地からいうならば**赤十字の仕事は、それ自体ある程度軍事行動の障害となり得る**からである。

赤十字が戦闘員を『再生』することは、如何に少しではあつても、戦闘力を増すことに赤十字が協力したことになるのであろうか？

若し厳密な軍事上の利益——但し、それを軍事上の利益と見ることは実は誤りなのであるが——からいうならば、負傷兵は将来何時か再び危険となりうる敵と看做され、そして敵を援助するものは反逆者と看做されるであろう。

「このような思想は、久しい以前から過去の思想となつてしまつてしまうとわれわれはいいたい。

しかるに、今日でもある人々の間に、或はある衛生機関中においてさえ、このような思想が存続しており、或は復活しているのを見て、われわれは愕然とする。

そこで、新らしい条約の中で、赤十字の博愛的な活動は、国際法の当該規定と人道の大原則の枠内に留る限り、常に合法的であり、決して敵対行為を構成しないということを、明確に表示しておく必要があつた。

狂暴な本能の容赦なき爆発、野蛮性の止め度なき血なまぐさい勝利、これが過去の戦争であり、現在でもそうだとみている人があるが、世界歴史において、戦争は、今なお、このようなものであり得たかもしれないということを忘れてはならない。

しかし、戦争は最早そのようなものではなくなつた。

一八六四年八月二十二日、列強は赤十字条約を厳粛に調印することにより、良心の至上命令に従い、国家の利益及び主権の一部を犠牲に供した。この犠牲は絶対的なものであった。

これは異常なことであり、矛盾である。一部の人々の眼には映ずるかもわからない。なんとすれば、敵を殺すことが戦争の特質であるのに、列強は敵兵を殺すことを禁じたからである。

しかし、この代価に於て、人は人間の祖先伝来の憎しみの中に、一つのすき間を作ったのである。文明の最も輝かしい勝利の一つに対する代価としては、この犠牲は高価なものではない」

ピクテ 「だからですね、ヒポクラテスさん、ギリシヤがどうの、ペルシヤがどうのといったことは、赤十字にとってはどうでもよいのです。そもそもあなたは、敵負傷兵の治療をしたのですか。あなたは、しっかり赤十字の基礎から学んでいたかないと、比例原則の理解は難しいと思いますよ。八三頁を見てください・・・比例の原則を検討した際述べたように、赤十字がその恩恵を施す場合守らねばならない一つの正しい基準は、各個人の必要と緊急の度合だけである」

ヒポクラテス 「（・・・だんだん、頭がコンガラがって来たぞ）」

ピクテ 「どうしましたか、ヒポクラテスさん。比例原則は、国のような集団に対して向けられたものではないのです。一〇九頁に行きます・・・故に赤十字の或る機関が何等かの行動を起し又は決定を行わねばならない場合は、常に、なによりもさきに、救うべき人の人道的利益がなんであり、そしてその利益に役立つか否かを自問しなければならぬ。

ここにいう人道的利益とは、各個人がその苦痛を軽減され、人間的な取扱いを受けることの利益を意味する。

これが赤十字活動における最も貴重な規則であつて、赤十字が赤十字に提供された問題の大部分を、決して誤りを犯す危険なしに、解決することのできる『黄金律』である。この黄金律は、赤十字が困難な道を通る場合、磁石の針よりも正確に、方向を示してくれる。

このようにいう場合、われわれは勿論、苦痛に悩む人の本当の利益について考えているのである。それがなんであるかは、個々の場合与えられた諸条件を注意深く秤にかけた上で、きめねばならない。

獲得しなければならぬのは、最大多数の最大利益である」

ヒポクラテス 「（・・・『ここにいう人道的利益とは、各個人がその苦痛を軽減され、人間的な取扱いを受けることの利益を意味する』って言ってたよな。でも『獲

得しなければならぬのは、『最大多数の最大利益』と来たか。最大多数の最大利益とは、組織の利益のことだ……」

ピクテ 「しかし現実の問題としては、多くの場合、犠牲者の目前の利益によって決定されるであろう。なんとすれば、ここでは生命と健康とが問題であり、それらは無上に貴重なものであつて、しかも時間はそれらに対し恐るべき影響を与えるからである。

赤十字はこのように貴重なものを賭けるわけにはゆかない。手遅れとなつたら致命的であることを知っているが故に、もし将来の結果が疑わしいならば、赤十字は危険を踏むことはしない。

赤十字は、『明日百人を救いうるかも知れないために、今日の一人の命を犠牲に供する』ことは決してしない。何となれば繰り返しているが、赤十字にとつては、『目的は手段を正当化しない』からである」

ヒポクラテス 「……ああ、もう限界だ。『犠牲者の目前の利益によつて決定される』ほど個人が一番大事であり、『明日の百人より今日の一人』を優先するのは、『最大多数の最大利益』の獲得という目標とは対立するだろう。

真理とは、何らかの矛盾を含んでいるものだろうが、これは酷すぎる。

もつとも、ピクテが、『どれだけの犠牲を払っても民主主義を徹底的に守ることが最大の利益をもたらす』と説明してくれば、この矛盾は解決するのだが……」

ナポレオン 「ピクテ君、ちよつと待ちたまえ。『明日百人を救いうるかも知れないために、今日の一人の命を犠牲に供する』とは、余の言つたことを誤解しているようだね。

余は確かに『一人を救うために十人を犠牲にするな』と軍医に要求したかもしれない。しかし、余は『たとえ兵卒百人を失うことになつてもランヌ師団長を救え』とも要求したのだよ。余はあくまで冷徹に、戦術的合理性を追求したのだ。将兵ひとりひとりの戦術的価値は異なるのだ。

目の前の患者を先着順に治療するなんて、馬鹿なことを言うのじゃないよ。少し冷静になって考えてみたまえ、負ければ砂漠の蛮族に皆殺しにされるのだぞ。これ以上緊急性を持つ理由があるだろうか。どんな犠牲を払っても、勝つことだけが、唯一、何らかの利益を残すのだ。

それとね、人道主義は、はっきり言つて、西洋文明の中だけでいいんだよ。ピクテ君はね、日本の第二次世界大戦後の、国際社会への復帰も、随分支援しているみたいだね。

東洋人が西洋の価値観を理解するなんて、根本的に無理なんだよ」

ピクテ 「ナポレオンさん。あなたがフランス革命を守るために大いなる貢献をしたことは認めましょう。しかしあなたは、勝つためには何でもする冷徹な合理主義者と呼ばれていますよ。私は熱い人道主義者です。」

そもそも、負ければ皆殺しにされるような戦争を仕掛けに行つたのは、あなたじゃないですか。

でもご安心ください。ジュネーヴ条約は、負ければ皆殺しにされるようなこと自体を禁止しているのです。ですから、先着の負傷者を、重傷で戦力回復を期待できないという理由で、治療を後回しにするようなことを命じないでください。一―三頁を見てください。・・・無料の原則は、赤十字がつねにその資金の回収を差控えなければならぬということの意味しない。

なんとなれば、手当てしなければならぬ傷は赤十字の資産を超過しており、新しい義務に追いかけて、赤十字は入るそばから支出を余儀なくされるからである。天変地異に備えるために是非とも別に貯えておかねばならない絶対的な予備金以外には、赤十字が、その周囲に余りにも多くの不幸な人たちが泣き叫んでいるのをほうつておいて、資本を蓄積しその利子で喰つていたりすることは到底考えられない」

ナポレオン 「ほう、君たちには先見の明が無いのかね」

ピクテ 「近眼原則と呼ぶくらいですからね。第一、一寸先は闇でしょう。将来のことは、わからない。明日は、明日の風が吹く。でも、赤十字にも先見原則というのがあります。一六二頁を見てください・・・赤十字ハ、何時果サネバナライカモ知レナイ色々ナ任務ニ備エルタメ、常ニ、用意方出来テイナケレバナライ。」

われわれは、起り得べき非難に対し、予め、そして最終的に、回答しておきたい。われわれは、単なる希望や、健全な経営に関する忠告を、原則として掲げようとしているのではない。

ここで問題にされている事柄は、赤十字創立以来提出されている一つの要請についてであり、この機構の最大の特長についてである。先見の原則は、今日に至るまで、その重要性を失わなかったのに省み、われわれはこの原則を、創立者の与えた位置に置いておこう。

実際、アンリー・デュナンが赤十字を思いついたのは、負傷者を看護したためではない。彼より遙か以前に、負傷者を看護したものはあつた。

しかし、彼の天才の閃きは、救護が有効であるためには既に平時から、恒久的に、それを準備しておくかねばならないことを、理解した点にある。赤十字の誕生とそれと平行して行われた軍の衛生機関の改善とは、この考え方から生れてきたものである。

このような考え方の御蔭で、何百万という人の命が助かった。

それ以前は、負傷者は、両軍司令官の協定によつて時に処理されたことがあつたが、その協定は一つの戦にしか通用しなかつた。そのため、大きな戦が続くと、衛生機関は負傷兵で氾濫した。それは、このような場合を予見することを人が欲しなかつたからである。

このため、戦いごとに、何千という人が伝染病のため死んでいった。それらの人達は、もし手当をしたならば死なずにすんだ人達である。

一八七四年、モアニエは、先見について、次のように書いている。『戦争が始つてから、大急ぎで、負傷者や病人の救護を不用意にやるようなことをやめることが必要であり、平時において、その間を利用し、これに対する準備をしておくことの妥当であることは、誰れも異論のない一つの公理となつた、救護団体の恒久性と、その先見の義務とは、ここから出てくる』

ナポレオン 「なんだ、君たちの先見性とは、戦争に対する平時の備えのことか」

ピクテ 「そうです。それ以外の先見性は不要ですし、不可能です。今日の一人を救わなければ、明日の百人を救えるかもしれないといった先見性は、もとより不可能なのです。そのような不可能な先見性に基づいて、今日の一人を見捨てるようなこととはしません。一六四頁に進みます・・・故に、赤十字は、あらゆる場合に対する備えがなければならぬ。赤十字は、常に、最悪の事態が起るかのようにさえ、していなければならぬ。赤十字は、最も苛烈な戦闘の最中に、人命を戦争と奪い合うのであるから、要するに、戦争は誰れよりも嫌いなのであるが、

しかし、戦争に不意打ちを喰わされてはならない。国家が強力な軍備を擁していることは、仮令それが純然たる自衛のためだとしても、戦争は不可能ではないと考えているからなのである。

少くも、過去の悲劇的な経験から、教訓をひき出す必要がある。一つの例は、先見の欠けていることがどんな結果へ導くかをわれわれに示すであろう。

一九〇七年のヘーグ会議は、文民が不可侵権を与えられていることは明瞭であるという考えから、戦時における文民の地位を改善するためのこまかい規定をつくるのを見合せた。第一次大戦は、このような考え方の誤つていたことを露骨に示した。赤十字国際委員会は、一九二二年以来、文民を保護するための完全な条約のできるよう努力した。

しかし、政府側では、このような発案を不相当と認めた。その結果、一九二九年の外交会議は、軍人の地位についてだけきめた。赤十字の新しい努力にかかわらず、文民保護の問題を討議すべき外交会議は、一九四〇年にしか開かれないうことになった。それは遅すぎた。保護を今一度失った一般住民は、第二次世界大戦の全期間を通じて、言語に絶する苦痛を忍ばねばならなかつた。

有名な条約がやつとでき上るためには、一九四九年まで待たねばならなかつたのである」

ピクテは、最後に文民保護条約の大きな成果を強調すると、講義を終えて去った。一九五二年に「ジュネーヴ条約解説Ⅰ」を発売し、一九五六年に「赤十字の諸原則」を発表し終えたピクテは、いよいよ文民を保護対象とした第四条約の解説である「ジュネーヴ条約解説Ⅱ」の一九五八年の発刊に向けての作業に忙しいのだ。

ナポレオン 「ヒポクラテスさん。余は、というより、私は、非常に論理的な思考力に優れていると自信を持っているのですが、ピクテの比例原則の話は、よくわかりませんでした」

ヒポクラテス 「そうでしょう。どうも人命のように不可分なものと、食料や医薬品のように定量的に扱えるものとを混同しているような気がしますね。

そもそも比例原則などと呼ぶ必要もない治療優先の行為を、比例原則の例として説明したり、『極端な場合には、医者は彼の属する社会の社会的、人道的通念に従いこの矛盾を解決する外はない』などと説明責任から逃げたり、少し失望しました。そもそも、その人道的通念とやらは、赤十字と無関係ではないでしょうに。

私は、医師の誓いに比例原則を取り入れることには反対します」

ナポレオン 「幸いなことに、比例原則は、医師の誓いには取り込まれていないですね。おかしいと感じる人は、少なくともいでしょう。

うーむ、思い出しましたぞ。

最大多数の最大幸福といえば、フランス革命の少し前の頃ですが、イギリス人のベンサムが、そのようなことを言っていましたね。ベンサムも、幸福や不幸を定量化して計算することを提案していたような。

面白いやつだと思いました。数値化できれば、合理的に処理できるから。そういうのは私の好みですね。数値化し、合理的に考え、合理的に戦う。

しかしベンサムの方法には大きな欠点があつて、戦術的には使い物にならなかつたのです。

まず、『最大多数』と『最大幸福』の、どちらを優先するのかを決めないと、目標は一つに定まりません。ベンサムは、少数派無視の批判を受けて、『最大幸福』に変えたみたいですがね。

それでも、幸福しか計算式に入っていなかったので、損得バランスの計算ができませんでした。

そこで、ある学者が、目標を『最大幸福の最小不幸』に変更し、どんな幸福も有限であって、一人でも基本的人権が侵害されるときは、不幸が無限大に大きくなるという設定にしたところ、赤十字の要求に近くなってしまい、新しい概念として唱える価値は無くなったのです。

もちろん、私は、勝利を無限に価値ある幸福として計算することを要求しましたがね。

まあ、こういったことは、遊びですよ。

私はもちろん、私の天才的直観、それは冷徹なほど合理的なものでしたが、それに最大の信頼を置いていました。

でも、フランス革命の偉大なる恩人であり、ジュネーヴの住人としてピクテの大先輩であるルソーさんは、一言も発言しませんでしたねえ」

ルソー 「比例原則に私が気づかなかったとは、不覚だったと悔やむべきか、それともピクテが間違っているのか、考えていました。

赤十字運動は、実に単純な感情的活動なのです。われわれ人間が神に対すると、神と各自の、一対一の関係は、絶対平等です。

なぜ数値化できないものを定量的に扱い、それを合理的に分配するような無理なことを発明しなければならなかったのだろうか。

ピクテは、比例原則によって生じる不平等を説明するために、まるで言い訳のように、『近眼原則』なんでものまで持ち出しています。そもそも近眼原則こそ、赤十字の出発点そのものでしょう。目の前で、助けを求めている傷病兵を救わずにはおれないという感情こそ、赤十字を生んだのですから。

もし私が『社会契約論』に比例原則を記述していたら、果たしてフランス革命は起こったのだろうか、と考えていました」

マリー・アントワネット 「ふっふっふふ、みんな計算に忙しくて、革命どころじゃなかったでしょう。負傷者は演技が上手になったでしょうねえ。

でも比例原則って、簡単よ。

みんな一文無しになったとき、元金持ちには、元貧乏人より、たくさんの援助をしましょうってことでしょ。金持ちの方が苦痛は大きいわ。

比例原則、私は大歓迎だわ。

でもその前に、パンが手に入らない人は、お菓子《ブリオッシュ》を食べればいってこと、忘れてないかしら。マリーの代替原則って呼んでね。

ルソーさんが、比例原則のことを書いてくれたら、私もギロチンに架けられなくてすんだかしら」

ルソーは、比例原則のことは記述しないことに決めた。

一九六一年（昭和三十六年）二月、日本赤十字社の外事部長の井上益太郎は、「ジュネーヴ条約の研究（未定稿）（四）第一条約（陸戦）」を残している。井上はトリアージ禁止条項と女性優遇条項、つまり一九四九年八月一二日のジュネーヴ第一条約第一二条の第三項と第四項（英語正文ではその前半部分）について、つぎのような解説を記述している。

（四） 治療の順位

「治療の順序における優先権は、緊急な医療上の理由がある場合に限り、認められる。」

これは第二項にある、無差別待遇に対する唯一の例外である。赤十字ではこれを「比例の原則」と名付けている。（ピクテ「赤十字の諸原則」日本版第四九頁以下参照）例えば伝染病患者を優先させるのは、新しい犠牲者の出るのを防ぐ上において必要である。

（五） 女子の待遇

「女子は、女性に対して払うべきすべての考慮をもって待遇しなければならぬ。」

この規定はこれ迄の条約にはなかった新しい規定で、女子の戦斗員が出て来たことによって特に必要となって来たものである。

「特別の考慮」という事の中には、名誉と礼節とが含まれる。第三条約第十四条には更に「いかなる場合にも、男子に与える待遇と同等に有利な待遇の利益を受けるものとする」とつけ加えてある。又第四条約第二十七条には「女子は、その名誉に対する侵害、特に、強姦、強制売淫その他あらゆる種類の猥褻行為から特別に保護しなければならぬ。」と規定している。

女子を特別に保護することは、ジュネーヴ条約の原則である。そのためには女子も、それに相応しく行動する必要がある。

「そのためには女子も、それに相応しく行動する必要がある」という井上の、最後の記述は、今日では、パターンリズム(家父長主義)として批判される部分である。

それではここで、この「赤十字の諸原則」の影響を受けた「ジュネーヴ条約解説Ⅱ(赤十字国際委員会発刊一九五八年、榎本重治・足立純夫共訳、朝雲新聞社発行一九七六年)」と「同Ⅲ(赤十字国際委員会発刊一九六〇年、榎本重治・足立純夫共訳、朝雲新聞社発行一九七三年)」から、無差別条項やトリアージ禁止条項に関係した部分を取り出して紹介する。

まず、文民の保護を定めた第四条約第二七条の歴史的背景について次の解説がある。

第三編の冒頭にある第二七条は、この条約の条文中枢的な地位を占めるものである。それは全「ジュネーヴ法規」が根拠とする原則を宣言しているので、この条約の基本である。それは、人間尊重の原則及び男女各人の基本権の不可侵の性質を宣言している。

国際条約中にこの原則が述べられていることは、それが法的義務を有する性質のものであり、かつ、国際法(特に人間を人間として取扱う人道国際法)の歴史に肝要な進歩を印すものである。

それは、古代にまで遡る観念及びキリスト教の思想、特にトマス学説を通じ国際法に宗教改革の思想があらわれたとき以来の観念を総合したものである(註一)。この観念は西欧文明のみの特色ではなく、その他の文明の基礎哲学、特に回教国、印度及び極東の哲学宗教中にも根ざしている。第二七条は思想と法律の進化の特徴をあらわしている(註二)。

第一七回赤十字国際会議において、「普遍的人道法の基盤」を構成する若干の規則に厳粛に注意を喚起せしめるための前文をこの条約に設けようと考えられていたことが想起される。しかし、外交会議においてはこの事項について意見の一致を見ることがならず、そのため本条は、この条約の第二一条から第三四条までの規定とともに、前文がない場合の諸原則を規定したものと見なければならぬ(註三)。

第二七条の最初の三項は、個人の権利に関し条約全部に充滿する精神を反映したものであるが、この最終項は軍事上の要求及び絶対的に必要な国家利益に関する留保を規定し、**共同社会の権利と自由に対する個人の権利及び自由との均衡をはかっている(註四)。**

既述のとおり、第二七条はこの条約の準拠、即ち他の全規定を考える場合の中心点である。外交会議が被保護者の地位及び待遇に関する規定を第三編の冒頭に置いたのは、この重要な条文の地位を高め、その基本的重要性を強調するためである。

註一 Max HUBER : Le Droit des Gens et l'Humanité, Revue internationale de la Croix-Rouge, 一九五二, 六四六頁 以下参照。この条約と人権宣言との共通点につい

つは C. PILLOUD : La Déclaration universelle des Droits de l'Homme et les Conventions internationales protégeant les victimes de la guerre, ibid., 一九四九, 二五二・二五八頁参照

註二、 全体的問題の批判については、LAUTERPACHT : International Law and Human Rights, London 一九五〇参照。人道法規に関する特別の記事として H. COURSIER : Etudes sur la formation du droit humanitaire, Geneva, 一九五二参照。

註三、 Final Record of the Diplomatic Conference of Geneva of 一九四九, Vol. I, 一三三頁参照

註四、 国の安全の問題に関するこの留保は、合衆国代表の提案により一九四九年の外交会議で追加されたものである。

読む人が読めば、まことに興味深いことが書かれているのだろう。

第二七条の最終項とは、文民保護における例外規定である。それは、「もつとも、紛争当事国は、被保護者に関して、戦争の結果必要とされる統制及び安全の措置を執ることができ」と記述されている。

この例外規定が、結果的に、文民保護における抜け穴を用意したことは、言うまでもない。

結局、民主主義国が、民主主義に反する人間関係を、作戦時の軍隊については一時的に認めざるを得ないように、混乱ではなく、何らかの秩序が、最大の保護を一時的に実現すると思われるとき、赤十字には選択肢があるのだろう。秩序に妥協し、何らかの基本的人権の抑圧があっても、譲歩して秩序に協力し、一時的に最大の保護を実現したと考えるか、あるいは、そのような保護に価値を認めず、秩序と全面的に対決して、どのような犠牲を払っても、人権抑圧的な秩序との戦いを通じて、長期的かつ最終的な絶対保護の獲得を目指すかである。

赤十字国際委員会は、ナチスによるホロコーストの際には、前者を選んだのである。アメリカの独立戦争や、フランス革命が後者である。

第四条約第二七条の第三項については、次の解説がある。

第三項 — 待遇の平等性…無差別

第三項は、すべての被保護者に差別待遇をしない旨の付加条項を設けて、同一基準の待遇を受けるとの原則を述べた文言を設けている。その意味は、いかなる被保護者も全ジュネーブ条約に共通の一般原則に基づき(註一一)、条約が宣言したすべての権利と自由を享有することである。

差別に関する各種の基準の表(人種、宗教及び政治的意見)は例として掲げられたものに過ぎないことは、この規定の文言からして明瞭である。言語、肌の色、社会的地位、財産状態及び門地も加えることができる。一言でいうならば、この条約の

適用上生ずるものでない限り、いかなる差別措置といえども禁止しなければならないのである。

国籍は例示の基準中には含まれず（それは第一三条には掲げられている）、外交会議の討議では、国籍は黙示的に含まれると見なすことができないとされた（註一三）。

差別禁止は一切の差別を禁止する趣旨ではない。これは不利な性質の差別のみを排除するとの文言の制限的性質からして明瞭である。被保護者の健康状態、年齢及び性別のような事情を考慮せずに、本質的に不平等となる事態で平等を適用すれば、その平等は直ちに不当なものとなる。平等の原則は、この条約ではこのように理解すべきものである。

被保護者に与える待遇について一切の不利な差別を行うことの禁止は、消極的義務に止まることではないことに注意しなければならない。それには積極的役割を果す意味もある。例えば、条約の適用に支障を生ずる場合には、占領国は占領地域のすべての差別法令を廃止しなければならない。それは、第六四条第一項からも明らかである。

註一一、例えば、一九四九年の他の三つのジュネーブ条約にも差別禁止の規定が置かれている。第一及び第二条約の第二二条第二項並びに第三条約第一六条参照。

註一三、Final Record of the Diplomatic Conference of Geneva of 1949, Vol. II-A, 六四〇-六四二頁 参照。

捕虜の保護を定めた第三条約の第一六条については、次の解説がある。

第一六条 平等な待遇

階級及び性別に関するこの条約の規定に考慮を払い、また、健康状態、年齢又は職業上の能力を理由として与えられる有利な待遇を留保して、捕虜は、すべて、抑留国が人種、国籍、宗教的信条若しくは政治的意見に基く差別又はこれらに類する基準によるその他の差別をしないで均等に待遇しなければならない。

本条は、更に付け加えた無差別の条項と併せて、すべての捕虜は同一の基準の待遇を受けることの原則を表明している。もともとこの条約は明文で規定する特別の規定に従うことを条件としている。差別の禁止は、この条約の各種条文中にある特別の規定に基づく一定の待遇の差異と実際上抵触するものではない。そうした待遇の差異は、階級（第三九条第二項及び第三項、第四〇条、第四三条、第四四條、第四五條、第四九條第二項及び第三項、第六〇条、第八九條第二項、第九七條第三項、第九八條第二項）、性別（第一四條第二項、第二五條第四項、第二九條第二項、第四九條第一項、第八八條第二項及び第三項、第九七條第四項、第一〇八條第二項）、労働の適性（第四九條、第五三條、第五五條、第六二條）、年令（第四九條第一項、第四五條）、又は健康状態（第三〇條、第四九條第一項、第五五條第二項、第九二條第三項、第九八條第四項、第一〇八條第三項、第一〇九條、第一一〇條、第一一四條）に基づくものである。この文言は不利な性質のものである差異のみを排除している。健康、年令、性別、階級又は職業適性のような考慮を払うことなく絶対的平等を適用するとすれば、

直ちにそれは不正となるであろう。それ故、この条約中の平等の原則は、前記の差異を容認するこの流儀で理解されなければならない（註一）。

この規定にある各種の基準の表は例示に過ぎないことは、この規定の文言自体から見て明瞭である。そのほかの多くの基準―門地、貧富の状況、言語、肌の色、社会的地位等をも加えることができる。

註一、 Jean S. Pictet, *Red Cross Principles*, 三三―四〇頁参照

詳しいことは、ピクテの「赤十字の諸原則」を見よ、と記載されている。

ピクテの諸原則は、やがて赤十字の基本原則として宣言されるに至った。こうしたことは、ピクテという人物が、赤十字の理論的指導の面でいかに重要な役割を果たしてきたかを意味している。

四五 一九六五年赤十字の基本原則宣言

赤十字の七原則（人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性）について、日本赤十字社は、次のような説明を行なっている。ピクテが詳しい説明を記述したのは、一九七九年のことである。

一九六五年にウイーンで開催された第二〇回赤十字国際会議で「赤十字基本原則」が決議され、宣言されました。

赤十字基本原則は、赤十字の長い活動の中から生まれ、形作られたものです。「人間の生命は尊重されなければならないし、苦しんでいる者は、敵味方の別なく救われなければならない」という「人道」こそが赤十字の基本で、他の原則は「人道の原則を実現するために必要となるものです」。

そして、「人道」に関する説明は次の通りである。

国際赤十字・赤新月運動（以下、赤十字・赤新月）は、戦場において差別なく負傷者に救護を与えたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的および国内的に努力する。その目的は生命と健康を守り、人間の尊重を確保することにある。赤十字・赤新月は、すべての国民間の相互理解、友情、協力、および堅固な平和を助長する。

また、「公平」についての説明は次の通りである。

赤十字・赤新月は、国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。赤十字・赤新月はただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合もつとも急を要する困苦をまっさきに扱う。

「公平」の説明に、ピクテの比例原則が含まれている。前述したように、苦痛の度合いなどは、天秤にかけるように比較できる定量的なものではない。

赤十字の七原則は、日本赤十字社のホームページでは今日もお重視されているが、赤十字国際委員会のホームページでは、小さな扱いに変化しており、この七原則を扱ったページへの到達には段階を要するようになってきている。

四六 一九七四年追加議定書草案審議開始

一九七四年から、一九七七年の追加議定書のための審議が始まった。第一セッションは二月二〇日から三月二九日まで、第二セッションは一九七五年の二月三日から四月一八日まで、第三セッションは一九七六年の四月二一日から六月一日まで、第四セッションは三月一七日から六月一〇日まで開催された。

公式審議記録そのものは一九四九年の記録の二から三倍の分量があるが、無差別条項やトリアージ禁止条項については、特記するようなことは少ない。

第一議定書第一〇条の草案と成立した第一〇条を示す。

DRAFT PROTOCOL ADDITIONAL TO THE GENEVA CONVENTIONS OF AUGUST 12, 1949, AND RELATING TO THE PROTECTION OF VICTIMS OF INTERNATIONAL ARMED CONFLICTS

(1973)

PART II WOUNDED, SICK AND SHIPWRECKED ERSONS

第二編 傷者、病者及び難船者

SECTION I GENERAL PROTECTION

第一部 一般的保護

1974DPI-Article 10. -Protection and care

1. The wounded and the sick shall be respected and protected.

2. In all circumstances they shall be treated humanely and shall receive with the least possible delay and without any adverse distinction the medical care necessitated by their condition.

一九七三年第一追加議定書草案第一〇条 「保護及び看護」

一 傷者および病者は、尊重され、かつ保護されるべきである。

二 すべての場合において、彼らは人道的に扱われ、また、可能な限り遅れることなく、またいかなる不利な区別も無く、彼らの状態に応じて必要とされる治療を受けるべきである。

Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I), 8 June 1977.

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書

(議定書 I)

Part. II WOUNDED, SICK AND SHIPWRECKED

第二編 傷者、病者及び難船者

Section I : General Protection

第一部 一般的保護

1977P1-Article 10. -Protection and care

1. All the wounded, sick and shipwrecked, to whichever Party they belong, shall be respected and protected.
2. In all circumstances they shall be treated humanely and shall receive, to the fullest extent practicable and with the least possible delay, the medical care and attention required by their condition. There shall be no distinction among them founded on any grounds other than medical ones.

一九七七年の第一追加議定書の第十条 「保護及び看護」 (外務省訳を改変)

一 すべてのの傷者、病者および難船者は、いずれの国に属する者であるかを問わず、尊重され、かつ、保護されるべきである。

二 すべての場合において、傷者、病者および難船者は、人道的に扱われ、また、実行可能な限りの高水準で、かつ、できる限り速やかに、彼らの状態に応じて必要な治療と配慮を受けるべきである。医療上の理由以外のいかなる理由によっても、彼らの間にいかなる差別もあってはならない。

治療の優先度に関する表現が、草案のものは、一九四九年のトリアージ禁止条項と比較しても、後退した表現であることがわかる。

この草案に関する審議で、目立ったことのみを紹介しよう。

興味深いことに、「いかなる不利な区別も無く (without any adverse distinction)」を「いかなる差別も無く (without any discrimination)」に替えよという要求が出されている。この提案には、ブルガリア、白ロシア、東ドイツ、ハンガリー、ポーランド、ウクライナ、ソ連が賛同者として名を連ねている。

最終的な成立条文に近い変更提案を出したのは、オーストラリアである。カナダ、オランダ、ソ連、英国、米国も連名で、最終案に近い条文を提案している。

こうした提案はいずれも、草案の無差別表現が後退していることに対する反発のような形で行なわれている。

また一九七四年の審議中に、前に紹介したベルギー代表の発言が行なわれている。

「軍医は、最大多数の患者に最大の医療を提供するという基本原則に基づいて治療す

るものである (Military doctors work on the basis of providing the maximum amount of care to the maximum number of patients.) 」という発言が、議論に発展しなかったことは、前に紹介したとおりである。もちろん、このベルギー代表が発言したときの会議には、ピクテも参加している。

四七 一九七九年赤十字の基本原則 (ピクテ)

ピクテの執筆による「赤十字の基本原則 (The fundamental principles of the Red Cross: Commentary)」は、一九七九年に発刊され、井上忠男により二〇〇六年に和訳された。

ピクテの基本的な考え方は、「赤十字の諸原則」から全く発展していない。比例原則の考え方を重視していることも、最大多数の最大幸福に価値を置いていることも、変わらない。

具体例を増やしているので、紹介する。もはや何がおかしいのかを指摘する必要はないだろう。小冊子であり、頁数は省略する。

最初に、ある実話をお話します。第二次世界大戦末期に、祖国を再び制圧したある部隊が小さな町にさしかかりました。部隊の司令官はその町の病院担当の婦人に「われわれの部隊には多数の負傷兵がいるので病院に収容させろ」と言いました。彼女が「病院は既に敵の負傷兵でいっぱいです」と話すと、司令官は「奴らを外に出し、味方の兵のために部屋を空ける」と言いました。すると彼女は、「私を殺してからそうしなさい」と言って、ドアの前に仁王立ちになったのです。司令官は彼女が本気であることを知ると、しばし戸惑いを見せた後、真理を悟ったのです。つまり負傷した敵は、もはや敵ではないという真理です。そして部隊に病院から退去するように命じました。

これこそ無差別の原則であり、ここでは国籍に関連して分かりやすく説明されています。この話は後に再び引用します。

...

赤十字は、無差別の要求は絶対的なものだと言ってきました。しかし、例外的な状況では選択が必要かもしれません。例えば、薬品が不足しているために医師や看護者が一定数の患者しか治療できない場合があります。これは、赤十字にとつてしばしば起こる悲劇です。それはこれ以上難船者がしがみつくと沈没しかねない救命ボートに譬えられます。

人は一体、最初にたどり着けなかった不幸な人々や子どもの手をオールで叩くようなことができるでしょうか。私は、医師が助かる望みのない者を放置し、まだ助かる見込みのある傷病者や飢えた者だけを手当した例を数多く知っています。これら

は良心の問題であり、その決断をした責任ある個人の問題です。その個人は深い熟慮により、賛否両論の双方を注意深く考慮して結論を導くのです。

そのような極端なケースでは、医師や赤十字要員は、自分が住む社会に広く見られる社会的な、あるいは人間としての態度に基づいて選択しなければなりません。例えば、責任を負うべき家族を持つ者をそうでない者より優先する場合もあり、老人より若者を優先する場合もあります。また男性より女性を優先するかもしれません。それは状況によります。もし、個人の理性により判断することを良しとするならば、それが利己的動機によらない限り、選択をした者を非難する権利など誰にもないのです。一体、誰が完全な正義の物差しを持っていると言えるでしょうか。

・・・

人間を平等に扱うことは、**私たちが数学的な法則に従うことであり**、それは比例の法則や人道の法則とは異なるものです。平等な取り扱いは、純粹に同じ条件の下で同じ人々に対しては正しいことですが、そういうことはめったにありません。

理想とすべきことは、各自に同じものを与えることではなく、その人の性質や置かれた状況により本人に最適なものを与えることです。そのような配分方法は少人数を扱う場合は可能ですが、コミュニティー全体に対しては現実的ではありません。・・・社会が権利の平等を必須条件と考えているのはこのためです。

・・・

公平の原則との関連で扱う比例の原則は、「赤十字は最も緊急を要する苦痛を真っ先に扱い、その苦痛を軽減することに努める」という宣言の第二節に表現されています。

この文章は完璧ではなく、むしろ「赤十字は、個人の苦痛の度合いに比例して、またその緊急度による優先順に個人の苦痛を救うことに努める」(ジャン・ピクテ『赤十字の諸原則』)とする方がより明快です。この原則は一九五五年には、より上手く精緻な表現で書かれていました。

比例の考え方はジュネーブ諸条約の中にも見られます。一九四九年のジュネーブ諸条約はあらゆる不利な差別を禁止しています。女性は、それに相応しい特別の敬意をもって扱われます。同様に子どもや老人にも特別な配慮をするのは当然です。また温暖な気候に慣れている捕虜には通常以上に配慮した宿舎と衣服を提供すべきであることも理解できます。

量的な不平等とともに、条約では時間に関する不平等についても規定しています。治療の順番は、緊急の医療上の理由のみにより優先順位が認められるとあります。したがって医療要員が大量の負傷者を一度に受け入れねばならないような場合には、治療の遅れが致命的になるか重傷になる可能性のある者から先に治療し、そうでない者は後回しにします。同じように食糧の配給や医療活動を担当する赤十字要員は、最も緊急を要するニーズから対応します。

・・・

「ここで無差別の項で既に言及した「敵の負傷兵で満床の病院の看護者が、味方の負傷兵の受け入れを拒否した」という話に戻ります。病院にいるすべての兵士の病状は疑いなく重傷であったと言えます。なぜなら、そうでなければより柔軟な方法、つまり両軍の最も重傷者、つまり即座に入院や外科手術が必要な者に優先治療を行い、両軍の軽傷者や輸送可能な者は後方の町へ移送するという方法があったはずだからです。

人道と無差別の原則は、あらゆる人に完全かつ即座に救援を行うことを要求します。実際の日常生活では、すべての苦痛を一度に扱うには資源が不十分です。したがって配分に適用する基準が必要なのです。つまり同等の苦痛には同等の援助を、異なる苦痛には緊急度を考慮して苦痛の度合いに応じた援助を、という基準です。赤字は、ニーズの度合いにより適切かつ義務として差別をしなければなりません。

比例は、赤十字活動に無くてはならない原則の一つですが、それに到達するには時間がかかる場合があります。ある赤十字社幹部は既にこれを良く理解しており、一九四六年に「最大のニーズには最大の援助を、が赤十字の唯一の原則である」（英国赤十字執行副社長ジョン・ケネディー卿）と書いています。ニーズの程度が異なる人に同じ援助を与えることは不公平です。これは常識の問題です。例えば、ピクニックの帰りに二人の旅人に出会ったとします。一人は食事を食べたばかりで、もう一人は丸一日何も食べていないとしたら、あなたはどうしますか。パンを切れを二人に半分ずつ与えますか。もちろん違います。パンをより飢えている方に多くやるのが道理です。それと同じことです。

赤十字が自国以外の人々のために資金を得ることは容易ではありません。「まず最初に国民を救え。その次に外国人だ」という反論に直面するからです。この種の自国民エゴは広く横行しています。

誰もが隣人を助けることには関心がありますが、本当の隣人を持たない不幸な人々、つまり誰からも関心を寄せられない不幸な人々がいるのです。これこそ赤十字が存在する理由の一つです。他から何も受けられない人々への援助や寄付を求めることで、赤十字は失われた均衡を回復するために活動できるのです。

不幸な人々に対し、次のように言うのが赤十字です。「誰もあなた方を愛していないからこそ、私はあなた方を愛する。私があなた方を愛するのは、あなた方を嫌う人々がいるからです」。

比例の原則に微妙な影響を及ぼすその他の問題もあります。日常生活から一例をあげれば、あなたがアパートを出た途端、ドアの外に二人の物乞いが居たとしましょう。急いでいたので、あなたは二人に同額のお金を与えるとします。しかし、立ち止まって二人を見る時間があれば、一人が老人であることが分り、あなたは彼に多くをやるうと思えます。しかし、もう一人が若者であっても片腕しかないとしたら、彼の

方により同情すべきかもしれない。さらに時間があって双方の言い分を聞く時間があれば、老人は天涯孤独な難民であり、若者は養わねばならない子どもを抱えていることに気づきます。私たちは、どちらに同情すべきかの理由を無限に増やすことになりません。双方に平等に与えることは善いことですが、より思慮深い適切な援助としては不十分です。苦痛を救うにあたり、区別をつけることは難しい行為であり、より大きな努力と時間が必要であり、大きな愛が必要だと言えるでしょう。

個人の場合は、できるだけ公正であろうとすれば、対象が多くない時は個々の事例の詳細に立ち入ろうとします。しかし組織の場合には、組織的な援助を行うにあたって同じことをするのは不可能です。特にそれが国際援助の場合には、そのための人も時間も不十分なため一層困難です。

もし二人の病人にたった一つの血清しかない場合には、それを二人で分けることはできません。どちらも助からないからです。その場合にはいかに心が痛もうと、どちらか一方を選ばざるを得ないでしょう。同様に、一般的には救援物資を際限なく配分することは不可能であり望むべくもありません。効果を生むためには援助は集中的に行い、一定期間は継続しなければなりません。つまり慈善活動は限定した人々のために集中的に行う方が、限られた資源を多くの場所に分散させ、誰も十分な援助を受けられないよりは良いのです。

それでも人間は基本的に異なるニーズを持っています。つまり人間の個人的な資質の違いや体験の違いにより人間を平等に扱うことは不可能です。公平性がその均衡を回復することがあります。人間を再び平等にするためには、最も効果的な方法で援助し、最も恵まれない人のニーズに応えること、つまり苦痛の度合いに従って援助することです。このように援助する時に不平等な方法を活用することで、ある状況下での不公平を改善することができます。

先に述べた無差別の原則は、絶対的な意味ではなく、それを調整する要素を付け加えなければなりません。つまり合法的に必要な差別があるのです。赤十字の分野では、これらの差別は苦痛やニーズの程度と生来の脆弱性などのみ根拠を持ちます。つまり、これらの要素に起因する不平等を予防し、克服するために、個人の利益を考慮して差別が行われるのです。これこそ赤十字が単なる平等主義者であることに満足せず、公平性を実現するために積極的に活動している理由です。

私たちは、政治そのものが悪であるとは言いません。政治は権力を正義の手に委ねることで、**最大多数の利益となる秩序を作るのに役立ち**、最小限度の客観性を維持するという点で価値を持っています。

人道の原則に関連して「無私」があります。これは人道とよく似たものですが機構的な原則と言えるものです。

無私は赤十字にとって大変大きな意義を持っています。私は以前、これを赤十字の黄金律と呼び、一九五五年に『赤十字の諸原則』の中で次のように定義しました。

「赤十字はその活動からいかなる利益も得てはならない。赤十字は援助を求めらる人々の人道的利益だけに関心を持つ」。

赤十字は大きな可能性を持つ「無私」という一語を堅く守っています。赤十字の無私性を語る時、それは赤十字が自己の利益を求めないこと、又は赤十字の利益は保護や援助を求める人々の利益と一致することを意味します。赤十字に対する援助は、その援助が必要とされる犠牲者のためであり、その逆もまた同じです。

赤十字が活動し、意思決定する時は、まず第一に犠牲者の利益とは何か、その活動が犠牲者の利益になるかどうかを自問すべきです。この黄金律により、赤十字は直面するほとんどの問題を間違いなく解決することができます。困難な状況下で、それは磁石の針よりも正確に道を示してくれるのです。

しかし、困っている人の本当の利益を確かめることは容易ではありません。これはすべての要素を注意深く検討する必要があります。**達成すべきことは最大多数の人々の最大可能な利益なのです。**しかし実際には、それは犠牲者の最も直接的な利益であり、それが決定的に重要なのです。それには人間の最も大切な所有物である命と健康が含まれますが、これらは時代と共にますます危うくなっています。人はこれらの生死に関わる要素が確保されないと危険を冒すことはできないのです。治療の遅れが致命的になることを知っている赤十字は、後になればより多くの命を救えるかもしれないといった不確実な望みを抱いて、今助けられる一つの命を犠牲にすることは無いのです。

慈善活動の本分は、人間の幸福のためにすべてを投げ打つことです。この考え方は、それを曖昧にするような議論を許しません。赤十字は純粹に慈善的組織なのです。赤十字は人間の苦痛を救うというたった一つの目的を持っているだけです。その他の活動はすべてこの一つの目的に付随するものです。

四八 一九八三年国際人道法の発展と諸原則（ピクテ）

ピクテは一九八三年「国際人道法の発展と諸原則（Developpement et principes du droit international humanitaire par Jean Pictet）」を著した。井上忠男訳は二〇〇〇年である。

「ここでも人間優先の、強い個人主義的考え方と、「最大多数の最大幸福」という全体主義的な考え方が併記されている。幾つかを紹介しよう。ピクテが、ルソーに起源をもつコンセンサス型民主主義は、英米型の多数決型民主主義より劣っていると考えていたことが分かる記述もあり、興味深い。

「国際人道法の目的は、敵対行為を制限し、その苦痛を軽減することにある。人道法は、国際法の重要な部分を構成しているが、それは人道的概念に触発されてできたもので、戦時において個人を保護することを目的とする」

「ジュネーブ法、あるいは人道法は、戦闘外にある軍隊の構成員と敵対行為に参加しないその他の人々を保護するためにある。ジュネーブ法の条文は、戦争犠牲者のために作成されたものである。ジュネーブ法はハーグ法とは異なり、個人の利益に反するいかなる権利も国家には与えていない。ジュネーブ法において人道の原則と人間優先の時代が幕を開けたのである」

「17世紀には啓蒙主義の時代が到来した。そして隣人愛と正義の概念が成熟して理性的な形をとった人道主義が誕生した。・・・哲学者は、すべての人間は平等で奪うことのできない権利を持ち、国家はそれを保障する義務があると考えた。最も重要な問題は、最大多数の人々の最大可能な幸福を得ることであった」

「戦争の人道主義化が、少なくともヨーロッパでは急速に進んだ。軍隊の指揮官同士で犠牲者の取り扱いについて事前に結ぶ協定は、しばしば常識と節度の模範となった。・・・この中で私たちは、国家間の条約の目的は、当事国同士が国際的に約束しあい、個人を保護することにあるという思想に初めて出会ったのである」

「今日、第一ジュネーブ条約が国際法 (*droit des gens*) の発展に及ぼした大きな影響を想像するのは困難である。歴史上初めて、国家が公式かつ永続的な文書の形態をとって、個人のために、そして利他的な理想のために国家権力を制限することを受け入れたのである。つまり、はじめて戦争が法に譲歩したのである」

「将来の法の制定者が、そこに二つの教訓を見出すことが期待される。・・・第一は、全権委員による会議においては、人を惑わす全員一致を求めて不明瞭で曖昧な条文を採択するよりは、はっきり定義され首尾一貫した多数決により解決を行う方が良策であるということである」

「戦争法には軍事的必要性を優先させる規定や表現は存在しないことを強調すべきである。そうでなければ戦争法など必要ないであろう」

「ところで、どんな法律にも『不可能なことは誰からも強制されない』という昔から言われてきた暗黙の条項がある。これははっきり明記されると、乱用されたり、偏向して解釈される危険が大きいので暗示的な表現になっている。・・・私たちは『不可能なこと』を語るときは、純粹に物理的に不可能なことだけに言及すべきである。分かりやすく言えば、当事者が条約に違反している場合、それ以外の行動が不可能だったことを証明するのは、その当事者である」

「要約すると、軍事的必要性を主張するのは例外的であるべきである。なぜなら、法は当初から戦争の現実と戦争から生じる限界を十分予測して作られたからである。この法は、人道の最低限の要求を確立したものであり、原則として絶対的に尊重しなければならぬのである」

では、ピクテの失敗をまとめておこう。

「**最大多数の最大幸福**」とは功利主義のスローガンである。「最大多数」という言葉が示すように、**個人の利益よりも集団の利益を優先する**。その際、多数派の最大幸福を追求するので、少数派にとつてはしばしば最大不幸となる。特に、功利主義が単純多数決主義と組み合わせられたとき、多数派による構造的な少数派差別に悪用されることがある。

功利主義そのものは、単に全体の効率を追求する考え方であり、差別を色にたどると、「無色」である。他の差別的な考え方と組み合わせられ、最大多数を考える対象の受益母体は何なのか、また最大効率を追求すべき「幸福（利益）」とは何なのかが決まり、初めて固有の差別色がつく。

功利主義と相性が好いのは、排他的差別が明確な全体主義であり、敵対的差別関係に立脚する軍隊である。そこでは個人の利益よりも組織の利益を優先する。

軍隊は、戦争という自由人一人ひとりの独立した力では如何ともしがたい極限状況を想定し、人間としての基本的な人権についても抑制して、組織力を効率的に發揮することを徹底的に追及する。軍隊の作戦は、無数の効率計算式から成る。民主主義国の軍人が国のために犠牲となるとき、利益を考える最大多数の受益母体とは、国民全体であり、幸福とは戦争に勝つことである。軍隊は常に敵を明確に描くことができなければ、効率の計算式を立てることができなくなり、その存立基盤を失う。

全体主義と組み合わせられた功利主義は、戦争犠牲者一人ひとりの個人的な利益の確保を追及する赤十字精神とは、明らかに対立する利益追求の姿勢を示す。赤十字は、一人ひとりの「彼（彼女）の人間として最低限の基本的な幸福の確保（苦痛からの解放）」を追及するのであるから、組織の最大利益追求とはしばしば衝突する。

しかし、まさに組織の利益追求と衝突するがゆえに赤十字は、組織人である軍人からも尊敬され、特別な地位・役割を認められてきたのである。

もし赤十字がその精神面において、巨大な組織の要求倫理との衝突を回避するために妥協するならば、赤十字は存在理由を失うことになる。それは、巨大な暴力から人道面の譲歩を引き出すための、実際の行動における戦術的な妥協姿勢とは別であり、人道思想の倫理に関しては、一切の妥協を許してはいけないのである。

『今日、一八六四年の第一回赤十字条約が国際法の発展に及ぼした大きな影響を想像するのは困難である。歴史上初めて、国家が公式かつ永続的な文書の形態をとつて、個人のために、そして利他的な理想のために国家権力を制限することを受け入れたのである。つまり、はじめて戦争が法に譲歩したのである』

（ジャン・ピクテ「国際人道法の発展と諸原則」1983）

ところが、第二次世界大戦後のジュネーヴ条約改定作業において主導的立場にあり、また最も重要な解説者でもあったジャン・シモン・ピクテは、その一連の解説の中で

「最大多数の（幸福、最大利益、人々の最大可能な幸福、人々の最大可能な利益、社会的進歩と幸福）」といった表現で、功利主義のスローガンを肯定的な意味に使用した。〔注：英文では、*“designed to attain the greatest possible measure of happiness for the greatest number of people”*, *“What must be attained is the greatest possible good for the greatest possible number.”*, *“which will be beneficial to the largest number of people”* など〕の表現を使用〕

本来無色の功利主義は、他の差別的価値観と組み合わせられ、差別効率の計算式が作られることにより、初めてその効率追求能力を発揮できるようになる。つまり色がつくのである。しかし、差別を否定する博愛思想には、功利主義を色づけするような働きかけがないため、両者の相性は非常に悪い。

ピクテの功利主義的記述は、その前後の文脈分析から、「最大多数の最大幸福」が功利主義のスローガンであることを意識して使用したのではなく、一般的に望ましい状態をさす、単に耳によい響きの言葉（流行語）として使用したにすぎないと推測される。

しかし逆にピクテは、「最大多数の最大幸福」という表現を不用意に使ったがために、最初は考えもしなかった「**援助の効率**」を考えるようになる。ピクテは、相性の悪い博愛主義と功利主義との間で論理の調和をとるために「比例の原則」といった考え方を発展させた。

しかし、無差別・個人主義を原則とする赤十字の世界観の中で、特定の利益集団を想定し、援助の効率追及を正当なものとして説明することなど、根本的に不可能なのである。そもそも婦女子や老人など弱者に対する待遇は、純粹に感情の問題であつて、援助効率の追求とは無関係である。効率という立場から弱者の優先救済を説明することは難しい。

ピクテは一方で、「獲得しなければならないのは、最大多数の最大利益である。」と言いながら他方では、「赤十字は、『明日百人を救いうるかも知れないために、今日の一人の命を犠牲に供する』ことは決してしない。」と云う²。ピクテの説明には矛盾が多い。

一連の解説書の中で、一九四九年のジュネーヴ第一条約第一二条第三項（治療の順序）に関するピクテの解説は、厳格な人道的要求と、功利主義的な要求との間で大きくふらついている。

ピクテは矛盾に気づいていない、あるいは矛盾に悩み、苦しい説明を積み重ねていったようにも見える。ピクテは功利主義に対する批判、そして恐らく軍隊の本質や戦場医療の実相を十分に理解していなかったのではないかと疑われる。

各国軍隊の衛生科部隊の発達により、また赤十字社の「多角経営」により、第二次世界大戦後、赤十字理念の原点である戦場医療に対する赤十字社の理論的指導力は低下したと言う人もいるが、そのこともこうした問題と無縁ではないのだろう。

ピクテの功利主義的表現は、その後、日本でも米国でも、赤十字の無差別思想を骨抜きにしようという功利主義的解釈に利用された。本書の大きな目的の一つは、その骨抜きを歴史を解説することである。

赤十字の存在価値は、組織優先の全体主義との厳しい対立の中にこそあるのであり、人道的要求に関しては、少なくともその姿勢においては絶対に妥協してはならない。そのことはピクテもよく理解している。

『赤十字は、どんな代価を払っても、これを放棄するわけにはゆかない。赤十字はこれらの原則に何時迄も忠実であろう。さもなければ赤十字は滅びるであろう』

(ジャン・ピクテ「赤十字の諸原則」1955³)

赤十字の諸原則の中でも絶対に譲れないのが、人道の原則である。

『赤十字ハ、苦痛ト死トニ対シテ闘ウ。赤十字ハ、人間ガ、スベテノ場合ニ於テ、人間ラシク取り扱ワレルコトヲ要求スル。』

人道の原則は赤十字の原理の中で唯一無二の地位を占め、他のすべての原則はこれに依存する。機構の根本的基礎であり、その理想、動機及び目的を示す。もし赤十字がただ一つの原則よりもつことを許されないなら、その原則はこれである』

(ジャン・ピクテ「赤十字の諸原則」1955⁴)

ピクテの著述には、絶対的な人道主義の主張と平行して全体主義的功利主義との妥協の姿勢が描かれている。そのような姿勢からは、ホロコーストを黙認した世代のコンプレックスを感じないわけでもない。

『赤十字国際委員会が沈黙を続ける中、ドイツの赤十字社は完全にナチスに支配され、もはやジュネーブ本部とは何の関係も無い組織となりました。』

ドイツ赤十字社の新しい責任者となったのは、エルンスト・グラビッツという人物でした。彼はアウシュビッツで働く医師を任命し、収容所の中で、どの囚人を生かし、どの囚人を殺すか、選ぶ権利を彼らに与えました。外科医のカール・ゲップハルトは、グラビッツの副官を務めていました。二人は収容所の女性達を利用して、忌まわしい人体実験を行ったとされています。

戦争が終わった後、ゲップハルトは、ニュルンベルク裁判で死刑を宣告されました。彼の上司グラビッツは、既に自殺した後でした』

(BBC海外ドキュメンタリー「国際赤十字の光と陰」第二回：ホロコーストの試練⁵)

本書では、ピクテの功利主義的な表現がもたらした大きな問題として、戦場医療における治療の順序の変更（トリアージ）を扱っている。トリアージは、フランス革命時のナポレオン軍の中で生まれ、各国軍に広まり、欧州では第一次世界大戦のときに最も発達した。トリアージは、味方の負傷者においてさえ作戦上の再利用価値を考慮しながら、最大の利用率を追求して治療の優先度を決める。まして敵負傷者の治療は後回しとなる。治療の後回しならまだしも、第二次世界大戦では、敵の人命が非人道的な目的に利用されたこともある。トリアージは、明らかに赤十字精神を根底から否定する作戦概念である。

赤十字に指摘されるまでもなく、日本陸軍の軍医は、トリアージが味方負傷者に対しても非人道的で、医療の倫理に反することを自覚していた。だから第二次世界大戦後、一九四九年のジュネーヴ条約を入手した陸上自衛隊医官（元日本軍軍医）は、第一条約の第一二条第三項によりトリアージの全面的禁止が明記されたと正しく理解したのである。

同じく、朝鮮戦争後の米軍も、トリアージはジュネーヴ条約で禁止されたと、赤十字精神に沿って素直に解釈している。

それにも拘らず、各国軍隊でトリアージが復活し、今日、災害医療の分野にまで広まったのは、条約解説におけるピクテの功利主義的な表現の使用に最大の原因がある。

ジュネーヴ条約の条文そのものには、功利主義的な表現は使用されていない。赤十字国際委員会の解釈は、条約解釈を絶対的に規定するものではないが、非常に権威あるものであり、赤十字の基本原則は一九六五年の第二〇回赤十字国際会議でも承認されている。その功利主義的な表現は速やかに修正すべきだろう。

人間性を無視した機械的な功利主義がもたらす失敗は、日本人もよく知っていることである。

『……かつての軍国化や、集中豪雨的輸出による貿易摩擦などにみられるように、あまりにも「能率」「効率」を重視しすぎる日本は、何ごとにも暴走する危険が多分にある』

（小出昭一郎監訳「反科学史」監訳者あとがき、1984）

ここで、日本赤十字社の「児童・生徒のための国際人道法ワークブック第2版」（日本赤十字社総務局組織推進部青少年・ボランティア課編集、二〇〇七）のトリアージに関する説明を紹介する。

「赤十字の諸原則・標章に関するケース・スタディー」

「【事例2】友人を手当する赤十字スタッフ」

地震による被災者救援活動の間、ある赤十字社スタッフは、足を骨折した友人を発見した。

他にもっとひどいけがを負った被災者がいたが、そのスタッフは友人を第一に手当し、病院へ運んだ。

この対応を非難されたとき、彼は「友人が負傷しており、助けが必要であった。また全ての被災者を助けることはできない」と反論した。あなたはこのスタッフの反論を聞き入れますか。

【2の解説】

これは、赤十字の公平の原則、「ただその苦痛の度合いに従って個人を救うことに努め、その場合、最も急を要する困苦を真っ先に取り扱う」に反します。救援・救護活動の現場で行われるトリアージ（傷病者の傷病の軽重による選別）の考え方も同じです。事例の友人を親や兄弟、敵に置き換えても同様で、赤十字の職員に限らず、ボランティアであっても同じ原則で行動しなければなりません。この原則を守ることが、赤十字活動の信頼を高めることとなります。

比例原則を無理に適用するよりは、「第一に先着順を、第二に重傷者が少ないときは重傷者を優先する」といった程度の、難しくない原則を適用した方が、問題はないだろう。完全な重症度診断など、神以外にはできないことなのだから。

四九 ヒポクラテスの誓

日本では、江戸時代の学者である貝原益軒（1630-1714）が一七一二年に著した「養生訓（巻第六）」に、無差別治療が述べられている⁷。

「医とならば、君子医となるべし、小人医となるべからず。君子医は人のためにす。人を救ふに、志専一なる也。小人医はわが為にす。わが身の利養のみ志し、人をすくふに志専ならず。医は仁術也。人を救ふを以（もつて）志とすべし。是人のためにする君子医也。人を救ふ志なくして、只、身の利養を以（もつて）志とするは、是わがためにする小人医なり。医は病者を救はんための術なれば、病家の貴賤貧富の隔なく、心を尽して病を治すべし。病家よりまねかば、貴賤をわかつたず、はやく行べし。遅々すべからず。人の命は至りておもし、病人をおろそかにすべからず。是医となれる職分をつとむる也。小人医は、医術流行すれば我身にほこりたかぶりて、貧賤なる病家をあなどる。是医の本意を失へり」

もちろん、日本でも、もつと昔から無差別治療は求められていたに違いない。日本の中世時代は、僧侶が医療も担っており、仏教的な平等思想に基づく無差別治療が行なわれていたのだろう。古くから世界各地で広く行なわれてきた無差別治療の思想が、互いにどのような関係にあるのか、詳しいことはわからない。

文末脚注

【編集メモ 脚注についても追加作業中】

-
- 1 ジャン・S・ピクテ『国際人道法の発展と諸原則』井上忠男訳（日本赤十字社、2000年）p.61' 原書・・・Editions A. Pedone "Developpement et principes du droit international humanitaire par Jean Pictet" (Institute Henry-Dunant, 1983)
- 2 ジャン・S・ピクテ『赤十字の諸原則』井上益太郎訳（日本赤十字社、1958年）p.109' 原書・・・"Les Principes de la Croix-Rouge" 1955
- 3 同上' p.17
- 4 同上' p.19
- 5 BBC海外ドキュメンタリー『国際赤十字の光と陰・第2回・ホロコーストの試練』；1998/03/05 放送' 広島大学西谷研究室国際法資料集ビデオレジюмеより、アドレス；<http://www.law.hiroshima-u.ac.jp/profhome/nishitan/doc/01998-redcross2.htm>
- 6 P・チュイエリ『反科学史』小出昭一郎監訳' 1984年' 監訳者あとがき
- 7 中村学園大学校訂テキストより
<http://www.lib.nakamura-u.ac.jp/kaibarayojokun/text.htm>